
玉野市中心市街地活性化基本計画

平成 24 年 3 月

平成 24 年 3 月 29 日認定
平成 25 年 3 月 29 日変更
平成 26 年 3 月 28 日変更
平成 27 年 3 月 27 日変更
平成 27 年 7 月 31 日変更
平成 27 年 11 月 27 日変更
平成 28 年 3 月 15 日変更
平成 28 年 7 月 29 日変更

— 目 次 —

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 玉野市の概要	1
(1) 位置・地理的特性	1
(2) 沿革	1
[2] 中心市街地の現状分析	2
(1) 中心市街地の概況	2
(2) 中心市街地の既存ストック	3
(3) 統計データ等に基づく現況分析	7
(4) 地域住民のニーズ等の把握・分析	34
(5) これまでの取組みの評価	43
(6) 中心市街地衰退の要因とこれまでの取組の成果・反省	49
[3] 中心市街地の課題と基本的な方針	51
(1) 中心市街地活性化の課題	51
(2) 中心市街地活性化の基本方針	53
2. 中心市街地の位置及び区域	55
[1] 位置	55
[2] 区域	56
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	57
3. 中心市街地の活性化の目標	61
(1) 玉野市中心市街地活性化の目標	61
(2) 計画期間の考え方	62
(3) 目標指標の考え方	62
(4) 目標指標の設定と具体的な目標数値の考え方	64
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の 用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する 事項	85
[1] 市街地の整備改善の必要性	85
(1) 現状分析	85

(2) 市街地の整備改善の必要性	85
(3) フォローアップの考え方	85
[2] 具体的事業の内容	85
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	85
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	86
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	88
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	89
(4) 国の支援がないその他の事業	89
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	91
[1] 都市福利施設の整備の必要性	91
(1) 現状分析	91
(2) 都市福利施設の整備の必要性	91
(3) フォローアップの考え方	91
[2] 具体的事業の内容	91
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	91
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	92
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	92
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	93
(4) 国の支援がないその他の事業	93
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	99
[1] 街なか居住の推進の必要性	99
(1) 現状分析	99
(2) 街なか居住の推進の必要性	99
(3) フォローアップの考え方	99
[2] 具体的事業の内容	100
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	100
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	100
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	100
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	100
(4) 国の支援がないその他の事業	100
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	104

[1] 商業の活性化の必要性 -----	104
(1) 現状分析	104
(2) 商業の活性化の必要性	104
(3) フォローアップの考え方	105
[2] 具体的事業の内容 -----	105
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	105
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	106
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	119
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	119
(4) 国の支援がないその他の事業	120
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 -----	146
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 -----	146
(1) 現状分析	146
(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	146
(3) フォローアップの考え方	146
[2] 具体的事業の内容 -----	146
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	146
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	147
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	147
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	147
(4) 国の支援がないその他の事業	148
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 -----	149
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 -----	150
[1] 市町村の推進体制の整備等 -----	150
(1) 玉野市における市内の推進体制について	150
(2) 市町村の中心市街地の活性化の取組に対する診断・助言事業	152
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 -----	154
(1) 玉野市中心市街地活性化協議会の概要	154
(2) 構成員、開催状況、規約に関する資料	155
(3) 地元関係者による体制	163
(4) 商店街における中心市街地活性化事業の検討	164
(5) 玉野市中心市街地活性化協議会の意見	165
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 -----	166

(1) 中心市街地活性化シンポジウムの開催	166
(2) 地域のニーズの取組	166
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に 関する事項	167
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	167
[2] 都市計画手法の活用	167
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	168
(1) 未利用地の有効活用	168
(2) 中心市街地とその周辺における公共公益施設、福祉・医療施設の立地状況	169
(3) 大規模集客施設の立地状況	170
[4] 都市機能の集積のための事業等	170
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	171
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	171
(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等	171
[2] 都市計画との調和等	172
12. 認定基準に適合していることの説明	173

様式第4 [基本計画標準様式]

○ 基本計画の名称：玉野市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：岡山県玉野市

○ 計画期間：平成24年4月から平成29年3月まで

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 玉野市の概要

(1) 位置・地理的特性

本市は、岡山県の最南端、児島半島の基部に位置し、東部、南部は瀬戸内海に面し、北部には岡山市、西部には倉敷市に隣接している。面積は103.63k㎡の市域を有しており、海岸線の延長は約44kmの臨海都市を形成している。

また、瀬戸内海の美しい自然に恵まれ、その沿岸一帯には屈曲した入江が多く、太古より舟航の便に恵まれた天然の良港として栄え、また、入江を利用した塩の生産地としても知られている。

■玉野市の位置



(2) 沿革

明治には、町村制が実施された際に、それまで田井、宇野、玉、和田、日比、渋川の6つに分散していた村が合併を行い、明治39年に宇野村と日比町が誕生した。また、同年、宇野港が修築され、さらにその数年後には、宇野線開通と宇高連絡船の就航により、玉野市は本土と四国を結ぶ海上交通の要衝として繁栄の基礎が築かれた。大正に入ると、宇野港の発展とともに宇野村が町制を敷き宇野町となり、また、産業においては、造船所が建設され、それ以降は製造業を中心に発展した。

昭和15年8月3日には、宇野・日比両町が合併し、県内4番目の都市として、玉野市が誕生した。その後、児島郡の山田村、荘内村、八浜町、東児町を編入合併し、現在に至っている。

また、昭和63年の瀬戸大橋開通に伴う宇高連絡船の廃止によって交通体系が劇的に変化し、さらに、明石海峡大橋や瀬戸内しまなみ海道の開通によって、「瀬戸内三橋時代」を迎えた。本市の繁栄の基礎となった宇野港については、港湾機能について見直しを図るため、西日本最大級の大型客船ベース等の整備が進められた結果、平成18年3月に完成の運びとなった。また、近年では産業構造のソフト化に伴い、産業従業者数は第2次産業から第3次産業に移行してきている。

[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の概況

本市の中心市街地は、宇野線開通と宇高連絡船の就航により、本土と四国を結ぶ結節点として栄え、現在も宇野港は、高松をはじめ四国や周辺島々を結ぶ人流港として海上交通の要衝を担っている。島しょ部との航路については、香川県の直島、豊島や小豆島へのフェリーが発着しており、島しょ部の住民や通勤客・観光客が航路を利用している。特に近年は直島などのアートを目的とした観光客が多く利用している。しかしながら、宇高連絡船が廃止される前のようなかつてのにぎわいは失われている。

JR 宇野駅以東の地域には、駅に隣接する一等地に旧国鉄跡地の 5.1ha の遊休地が存在している。この駅前の眼前に広がる遊休地について、テーマパーク建設計画が断念して以降、約 20 年もの間、動きがなかったことが周辺地域の閉塞感を醸し出しており、中心市街地の魅力喪失の大きな要因となっている。

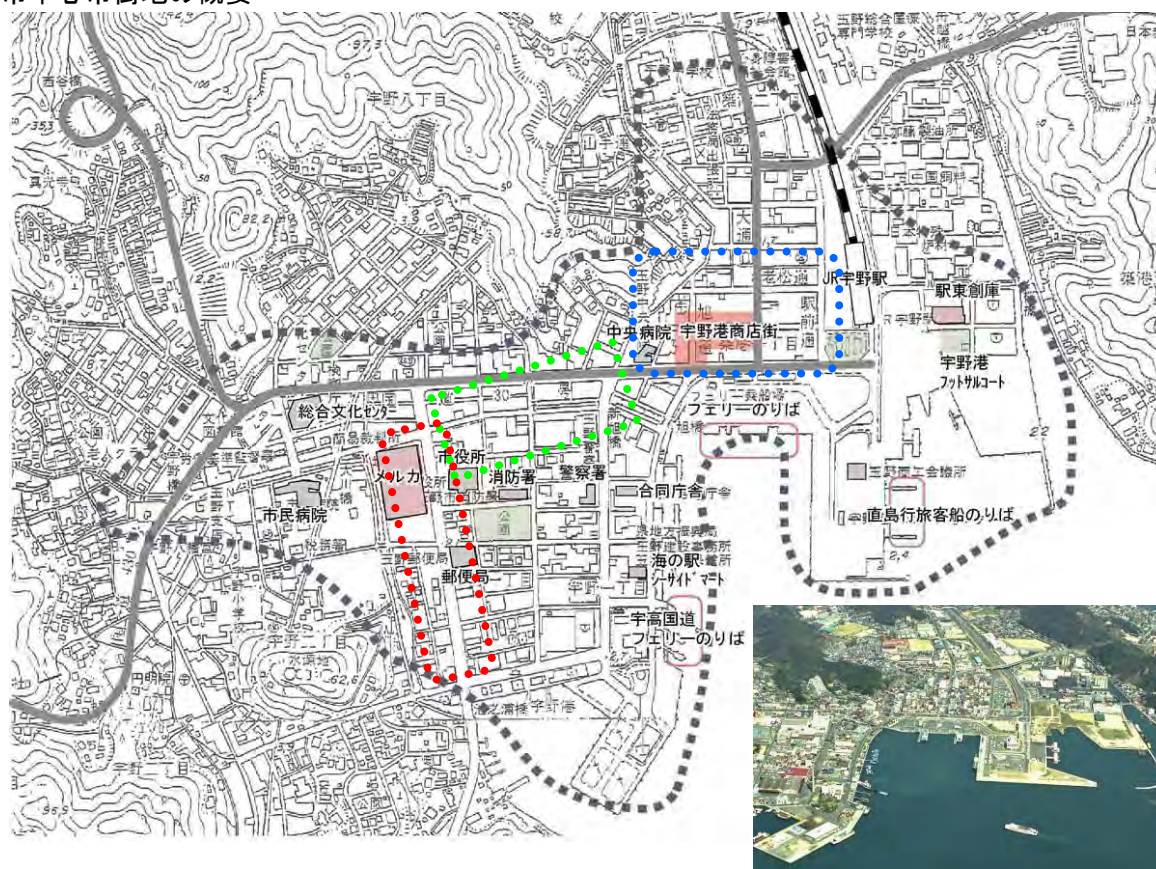


【駅東遊休地】

JR 宇野駅以西の地域では、商業集積とともに生活関連施設の集積が形成されている。商業地については、かつては JR 宇野駅西側の築港地区（下図の青点線枠）及び宇野地区（下図の緑点線枠）に商業集積が形成されていたが、平成 5 年宇野地区に「天満屋ハッピータウン・メルカ」が開業して以降、その周辺（下図の赤点線枠）にも一定数の商業施設が集積している。

公共公益施設としては、市役所を中心とした官公庁の集積と、郵便局、核となる地銀などの金融機関などの集積、市民病院及び、個人病院が点在する。

■玉野市中心市街地の概要



(2) 中心市街地の既存ストック

① 社会資本資源、産業資源…交通の要衝、生活関連施設の集積

陸海の交通の要衝として、JR 宇野駅と宇野港が近接しており、通勤通学や観光の移動手段として、多くの人が行き来している。宇野港は、昭和 26 年に重要港湾に指定され、岡山県の主要な外国貿易港として整備が進められてきた。同時に、宇野港は岡山県の地域防災計画で大規模地震対策の拠点港湾として県の防災拠点港に位置付けられている。宇野港の第一突堤の水深 10m 岸壁は、大規模地震時に緊急物資輸送に対応できる耐震強化岸壁であり、災害に強い港湾である。宇野港には四国や瀬戸内の島嶼部（直島・小豆島・豊島）を行き来するフェリー・旅客船が往来しており、特に、高松と宇野間は昼夜を問わず現在、1 日 4 往復のフェリーが航行しており、「宇野港＝24 時間眠らない港町」とも言われる由来である。直島・豊島・小豆島は瀬戸内の主要な観光地であり、かつ、精練所などの産業が立地することから、宇野港からの路線はそれらの島々との生活・観光・通勤路線としてなくてはならないものとなっている。

一方、港に近接する、JR 宇野駅は鉄道の発着駅としての役割だけでなく、路線バスやコミュニティバスも通る交通の要衝として大きな役割を担っている。

中心市街地西側の幹線道路に囲まれたエリアには、市役所を中心に、総合文化センターや郵便局、中央公園などの公共公益施設やショッピングモール「天満屋ハピータウン・メルカ」などの生活関連施設が集積している。また、市民病院や中央病院などの医療施設、高齢者向けの福祉施設などが点在しており、生活利便性の高い市街地を形成している。

平成 16 年、中心市街地は台風に伴う高潮によって大きな被害を受けた。この反省に立ち、防潮堤の整備が進められ、平成 23 年度中にはこの区域全ての整備が完了する予定である。また、中心市街地エリア内には 3 カ所の津波避難ビルとして協定を交わした施設も立地している。



【JR 宇野駅】



【直島行きフェリーのりば】



【玉野市役所】



【天満屋ハピータウン・メルカ】



【市街地を周遊する幹線道路】



【中央公園】

② 自然資源・景観資源…風光明媚な瀬戸内海の自然景観

中心市街地は瀬戸内海に面しており、宇野港からみた瀬戸内海は、日本で最初に国立公園に指定された風光明媚な自然景観となっている。また、直島をはじめとする島々が連なっており、瀬戸内海特有の多島美をみることができる。JR 宇野駅と産業振興ビルの間にあるシーサイドパークや宇野港西岸の宇野港緑地は、そのような美しい海と緑が一体となった空間が形成されている。



【瀬戸内海の自然景観】



【宇野港緑地】



【シーサイドパーク】

③その他…漫画家いしいひさいち先生の「ののちゃんの街」

「がんばれ！タブチくん」や「となりの山田くん」で著名な漫画家いしいひさいち氏は玉野市出身である。特に朝日新聞で連載中の4コマ漫画「ののちゃん」においては、玉野市のまちを忠実に「ののちゃんの街」として再現している。「ののちゃん」の世界は平成11年にスタジオジブリによる「ホーホケキョとなりの山田くん」において映画化されている。

このような背景を活かし、市民主体により「ののちゃんの街」のまちづくりの取組が始まった。平成22年4月から10月まで、空き店舗を活用し、毎週土日に「いしいひさいち展覧会」が開催された。

この展覧会を引き継ぐ形として、平成23年3月には築港エリアに「いしいひさいち展覧会 ののちゃんち」が常設され、現在まで「ののちゃんの街」の活動拠点となっており、朝日新聞での連載5000回の記念イベントや主人公『ののちゃん』の誕生日9月9日の記念イベントなどを開催している。

また、市においても、市制70周年にあたる平成22年度から「ののちゃん」を市のイメージキャラクターとして正式に位置づけ、懸垂幕や観光案内看板、また、原動機付自転車にご当地ナンバープレートに採用する等、様々な場面でシティセールスの重要なツールとして活用している。



【ののちゃんの街】



【いしいひさいち展覧会】



【市役所庁舎の懸垂幕】



【ののちゃん誕生日イベント】



【ののちゃんち連載5000回記念イベント】



【原付ののちゃんナンバープレート】

④歴史的資源・文化的資源…宇高連絡船の歴史、アート

宇野港を中心に、明治43年から瀬戸大橋ができるまで高松への玄関口として栄えた歴史から、中心市街地内には連絡船の係留岸壁跡の宇高連絡船遺構や、第8代岡山県知事で宇野港開港の立役者である檜垣直右氏の銅像、78年間活躍した宇高連絡船の記念碑などの歴史的資源が点在している。また、産業振興ビル内には、連絡船のミニ展示、宇野港に入港した客船や自衛艦の入港記念プレート、絵画等の展示もある。このような歴史的資源を広めるため、民間で組織した愛好会によって毎年「宇高航路写真展」等の企画展が市内で開催されている。



【メモリアルパーク】



【連絡船のミニ展示】



【宇野港入港記念プレート展示】

JR 宇野駅東には、駅東創庫「Gallery Minato」があり、若いアーティストたちが、巨大造形、染色、木工、ガラス、洋画の作成に奮闘中であり、芸術を勉強する学生なども見学に立ち寄っている。築港商店街の中には、イベント「玉野みなと芸術フェスタ」の中で、小・中・高校生が商店街の空き店舗のシャッターや壁に制作した壁画がみられ、地域全体でアートの取組が活発に行われている。

2010年7月19日～10月31日に開催された「瀬戸内国際芸術祭」に併せて、「宇野のチヌ（淀川テクニック）」などのアート作品も作られ、開催期間中に設けられた案内ブースでは、国際芸術祭や直島の案内とともに、玉野の観光やアートのPRに取り組んだ。国際芸術祭を機に、JR 宇野駅・宇野港周辺を中心にアート活動やイベントが活発化しており、現在もなお、アートイベントの開催やPR活動などに引き続き取り組んでいる。



【駅東創庫】



【シャッター壁画】



【宇野のチヌ】



【瀬戸内国際芸術祭】



【罇シニア】



【舟舟】

⑤その他…ご当地グルメ「たまの温玉めし」「たまげたシリーズ」「たまの自衛艦カレー」

玉野市においては、食による町の活性化を図ろうとする運動が次々と生まれている。

「たまの温玉めし」は港町ならではの海の幸である特産の穴子と雑穀米を使い、醤油と蒲焼のタレで炒め温泉たまごを絡めた絶品の焼きめしである。全国のB級グルメの中でも、海の幸やご飯を使ったものは少なく希少価値もありセールスポイントでもある。玉野市内のレストランや食事処またゴルフ場、カフェ、お好み焼き店など17店舗で展開し、中心市街地にも6店舗あり基本レシピは同じでも店ごとに特徴を出して提供している。

平成23年7月に広島県三原市で開催された「第1回みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会」では、「たまの温玉めし」が記念すべき初代グランプリに輝いた。また、10月に真庭市で開催された岡山県のB級グルメの祭典「おかやまB級ご当地グルメフェスタ」にも参加している。

「たまげたシリーズ」は、「たまげたバーガー」や「たまげた丼」など、瀬戸内海で採れた新鮮なゲタ（舌平目）を使用した様々なメニュー展開を全市的に行っており、中心市街地エリアでも、ここでしか味わえない「たまげたラーメン」の取扱店があることから、B級グルメマップの作成・配布により積極的に情報発信している。

また、市内の有力企業である三井造船においてはこれまで多くの自衛艦が建造・修理され、たまの港フェスティバルにおいても、多くの自衛艦が宇野港へ入港し、にぎわいを見せてきている。そこで、玉野には縁の深い自衛艦では毎週金曜日には乗組員向けに独自メニューのカレーが食べられていることから、「たまの自衛艦カレー」としてメニュー化し、町おこしをする取組がスタートした。「自衛艦」にゆかりの「玉野のまち」を、「いろんな艦船のカレーが食べられるまち」として売り出し、「たまの自衛艦カレー」を普及させることによって、市民はもちろん、玉野への来訪者の市内への集客を図っている。

また、港沿いには瀬戸内で捕れた魚介類が直接手に入り、また、その場で味わえる魚市場直結の「海の駅 シーサイドマート」があり、「穴子丼」など、新鮮な地元海産物を使ったメニューを食べる場を提供している。



【たまの温玉めし】



【たまの自衛艦カレー】



【たまげたシリーズ】



【海の駅 シーサイドマート】



【焼き穴子】



【朝市での競り】

(3) 統計データ等に基づく現況分析

①人口に関する現状分析

1) 人口・世帯の状況

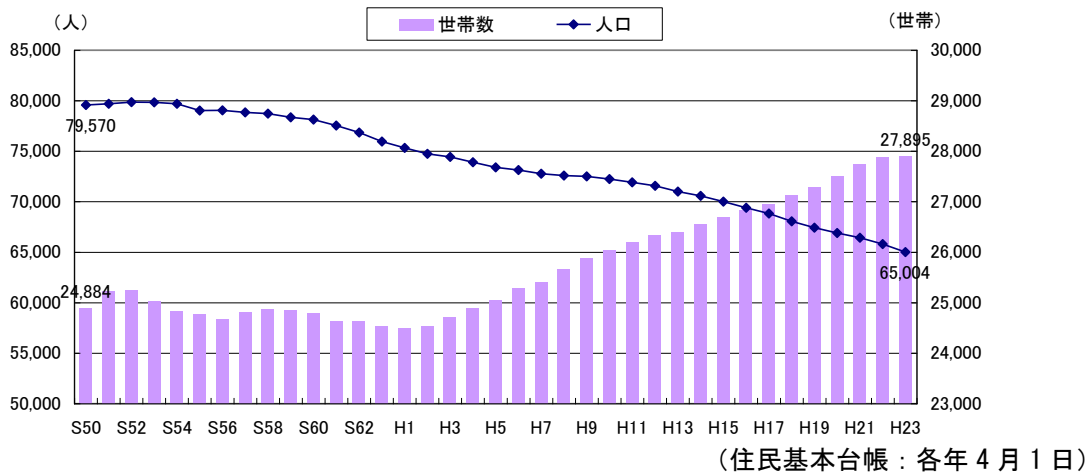
【中心市街地内人口】 2,755人（平成元年）⇒1,758人（平成23年）	・中心市街地内人口は減少が続いており、中心市街地内人口占有率も減少している。
------------------------------------------	----------------------------------------

本市全体の人口は昭和53年を境に減少の一途を辿っており、昭和49年のオイルショック以降の基幹産業の衰退による影響が考えられる。また、昭和63年の（瀬戸大橋の開通による）宇高連絡船の廃止の影響により、その後も人口減少が進み、平成23年では65,004人となっている。

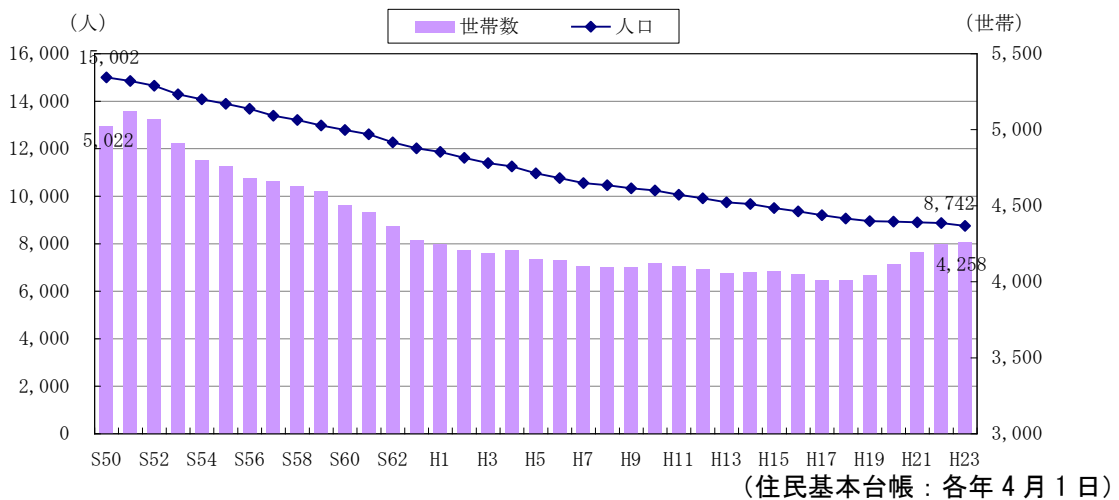
中心市街地内の人口も減少が続いており平成23年で1,758人となっている。また、近年、全市的にみると荘内・八浜地区（郊外）におけるベッドタウン化の進行、臨海地域の埋立てによる宅地造成等があり、市全体人口のうち中心市街地内人口の割合（中心市街地内人口占有率）は減少しており、中心市街地内の人口減少が著しいことを表している。

本市全体の世帯数は増加しており、平成23年では27,895世帯となっており増加傾向にある。中心市街地内の世帯数は、平成19年を境に微増しており、特にJR宇野駅周辺の築港1丁目で増加している。

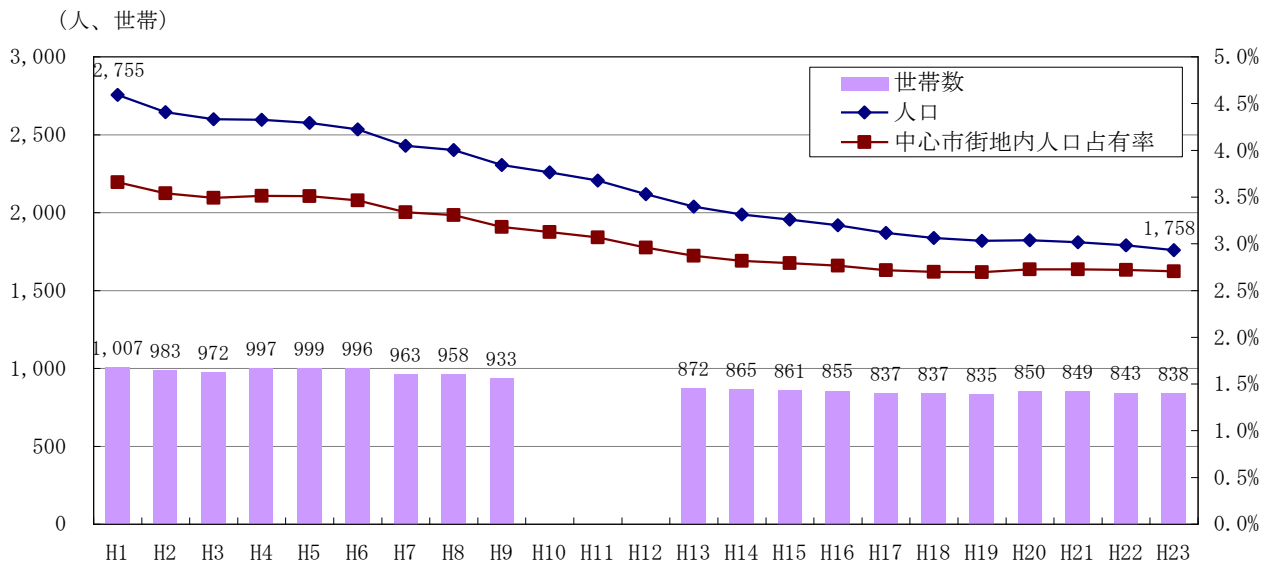
■市全体の人口推移



■築港・宇野地区の人口推移（中心市街地を含む地区の長期的な推移）



■ 中心市街地内人口の短期的な推移



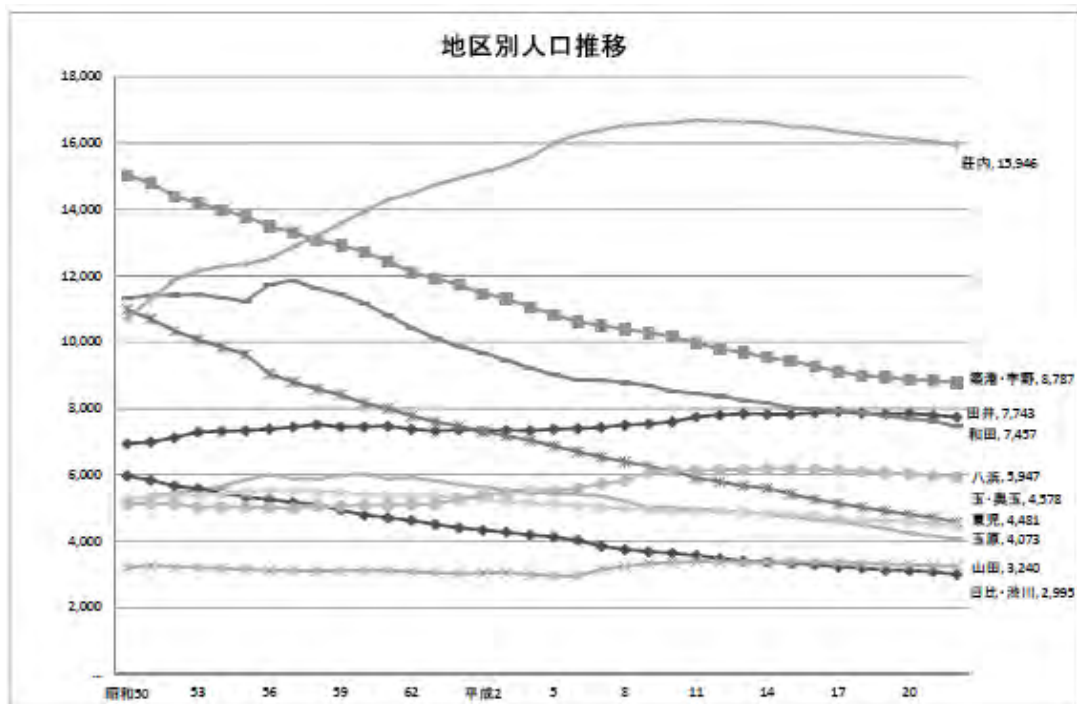
※H10～H12の世帯数については、データ欠落

(住民基本台帳：各年4月1日)

※中心市街地の人口・世帯数は、築港1丁目、宇野1丁目、宇野2丁目の合計で算出

【参 考】

地域別人口の推移 (地区別)



2) 高齢化の状況

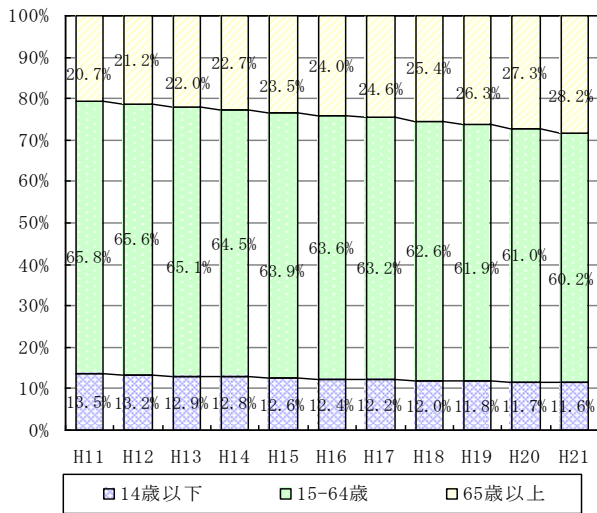
【中心市街地高齢化率】

25.1%（平成 11 年）⇒33.5%（平成 21 年）

・高齢化が進んでおり、中心市街地の高齢化率は市全体の高齢化率よりも高い。

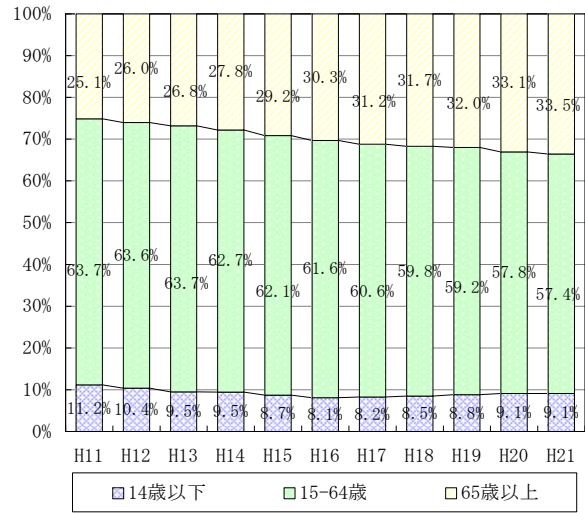
年齢別人口構成比では、玉野市全体では、65 歳以上人口構成比は 28.2%であるが、中心市街地では、65 歳以上人口構成比が 33.5%と、市全体と比較して高齢化が進展していることが窺える。5 年前と比較しても、中心市街地の高齢化率が市全体の高齢化率を上回る状況が続いている。

■市全体の年齢構成



(住民基本台帳：各年 4 月 1 日)

■中心市街地の年齢構成



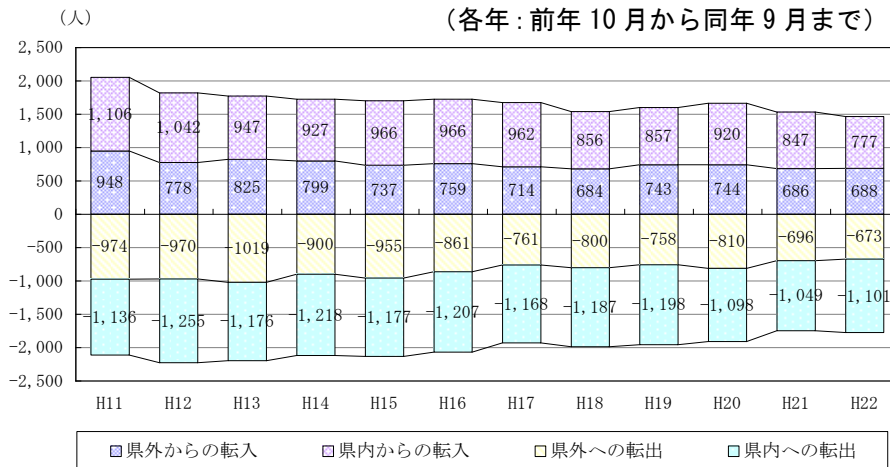
(住民基本台帳：各年 4 月 1 日)

3) 人口動態

【社会増減】
 -50人（平成11年）⇒-309人（平成22年）
 ・転入者の減少が、社会減につながっている。

転入・転出者の状況を見ると、平成11年では50人の社会減であったが、平成22年では309人の社会減になっている。転出者数は最近10年間で大きな変化はないが、転入者数が減少しているため、社会減につながっている。

■転入・転出の推移



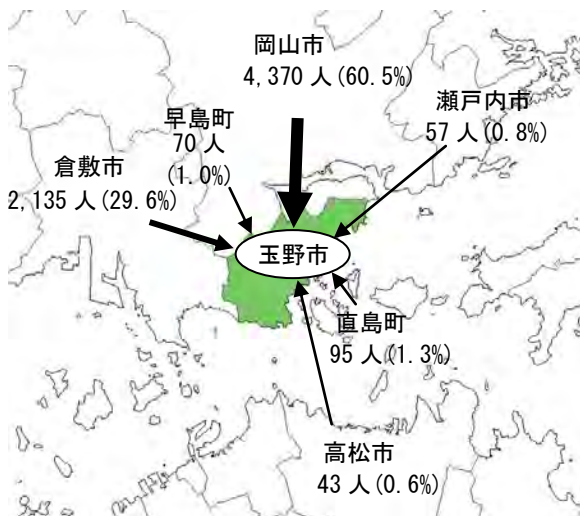
(岡山県毎月流動人口調査)

4) 人口の流入・流出の状況（全市）

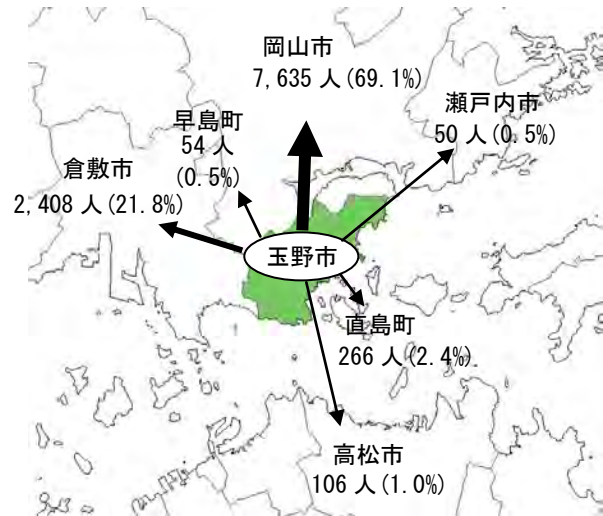
【流入・流出口】
 3,265人の流出超過（平成17年）
 ・全市的に流出超過。
 ・特に岡山市への流出人口が多い。

平成17年の国勢調査では、本市への流入人口は7,222人、本市からの流出人口は11,042人と、流出超過となっている。特に岡山市への流出人口が多く7,635人（69.1%）となっている。

■流入人口



■流出人口



(平成17年国勢調査)

◆人口に関するまとめ

●昭和 49 年のオイルショック以降の基幹産業の衰退により、市全体の人口が減少。

市全体としては、本市の人口は、戦後の高度経済成長に伴う臨海港湾産業都市としての発展を背景に昭和 40 年代後半までは順調に増加してきていたが、昭和 49 年のオイルショック以降基幹産業である造船業の構造不況などから、昭和 53 年を境に減少の一途を辿っている。この傾向は現在も継続しており、近年、荘内・八浜地区（郊外）におけるベッドタウン化の進行、臨海地域の埋立てによる宅地造成等が見られるが、これまでの減少傾向に歯止めがかかってはいない状況である。

●中心市街地内の人口・世帯数の減少と少子高齢化の進展。

市全体の人口減少に併せて中心市街地内の人口も減少しており、更には、昭和 63 年の（瀬戸大橋の開通による）宇高連絡船の廃止の影響もあり、中心市街地内の人口は減少の一途を辿っている。

また、中心市街地内人口占有率も年々減少しており、市全体の人口減少よりも、中心市街地外と比較して、中心市街地内の人口減少が著しいことがうかがえる。

また、中心市街地は市全体と比較して、少子高齢化が著しく、本市の中でも高齢化が進み、また、若年の人口流出が激しい地域となっている。

中心市街地の世帯数は、これまでの市全体の世帯数の増加傾向に反して、減少傾向にあったものの、近年は増加に転じており、前述の高齢化の進展が顕著であることから、中心市街地内における高齢者の独居世帯が増加していることが考えられる。

転入者数の減少による社会減、流出人口の超過による市全体の衰退が懸念される中、中心市街地の生活利便性を活かした生活空間の質の向上により、中心市街地内の居住人口の確保が必要である。

②建物・土地利用に関する現状分析

1) 中心市街地の住宅供給の状況

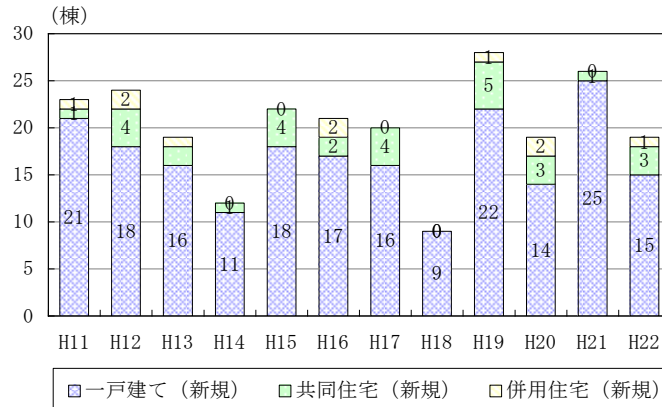
【中心市街地内の新築住宅戸数】

23棟（平成11年）⇒19棟（平成20年）

・平均して年間10～20棟程度の新築住宅が立地している。

中心市街地における住宅供給の状況は、平成18年度に落ち込みを見せた後、平成19年に大幅に増加している。その後、平成20年度は過去平均的な水準である。

■住宅種類別住宅供給の推移



(都市計画課調べ)

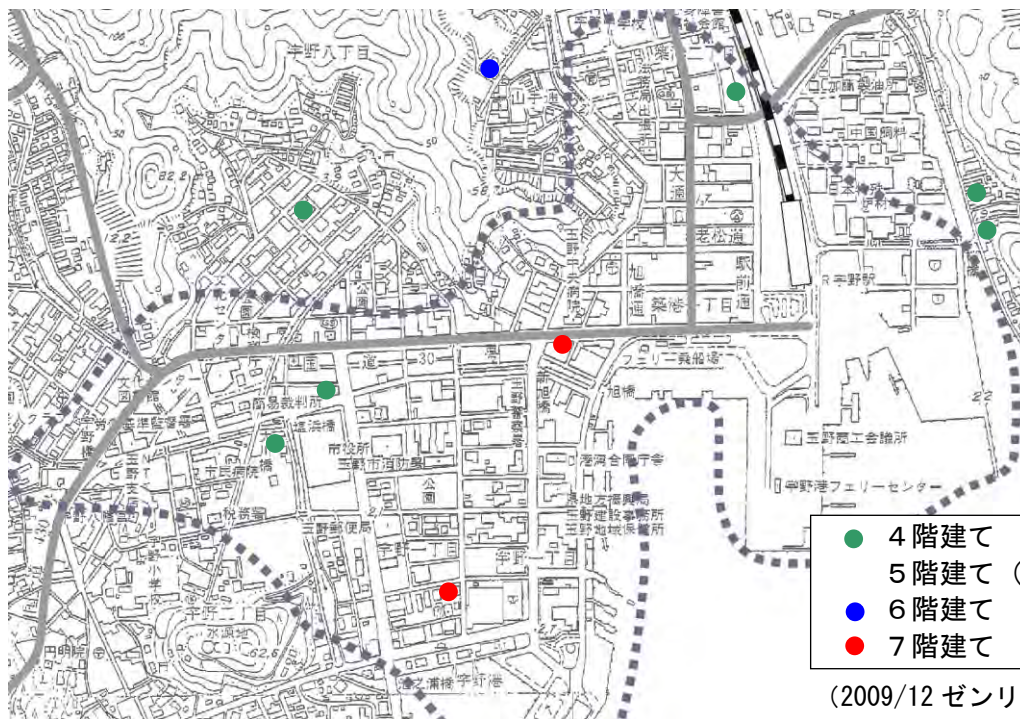
2) マンションの立地状況

【4階建て以上民間マンションの立地】

- ・中心市街地周辺には4階建て以上の民間マンションが9棟立地。
- ・全体的に低層住宅が多い。

中心市街地周辺に立地している4階建て以上の民間マンションは9棟となっており、全体的に低層の住宅が多い。うち2棟は7階建てのマンションが立地している。

■4階建て以上民間マンションの立地



(2009/12 ゼンリン住宅地図より)

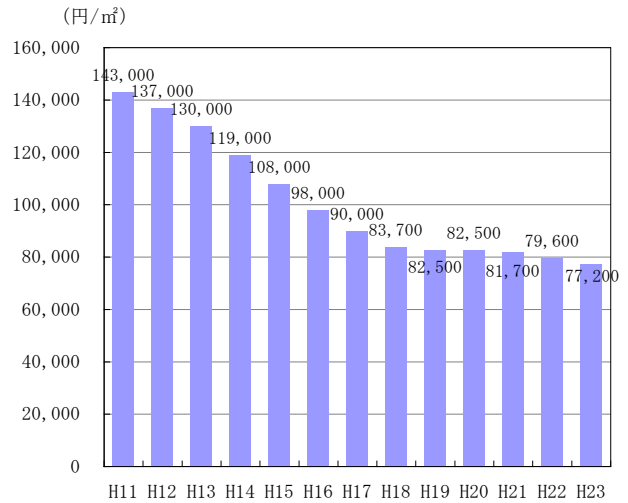
3) 地価の状況

【地価】
 143,000円(平成11年)⇒77,200円(平成23年)
 ・魅力の低下による地価の下落。
 ・近年は80,000円/㎡前後で緩やかに下落。

中心市街地(宇野1-31-6:下図の赤丸)における地価は、平成21年では81,700円/㎡となっている。平成17年まで下落の一途を辿っており、平成18年以降は80,000円/㎡前後で緩やかに下落している。



■中心市街地の地価の推移<宇野1-31-6>



(地価公示)

4) 土地利用の状況

【土地利用】
 ・公益施設用地や商業用地など生活関連機能が集積。
 ・JR宇野駅及び宇野港周辺の大規模な空地の有効利用が求められる。

中心市街地(下図の赤枠内)の土地利用は、JR宇野駅西側には商業用地が広がり、北東側には工業用地が広がる。駅東側の沿岸の土地は大規模な空地となっており、有効な土地利用が求められる。また、中心市街地内には、市役所を中心に公益施設用地と商業用地が分布しており、その周辺に住宅用地が広がっている。

■中心市街地の土地利用



…中心市街地活性化区域

凡 例	
田	[Green]
畑	[Yellow]
山林	[Dark Green]
水面	[Blue]
その他の自然地	[Brown]
住宅用地	[Light Yellow]
商業用地	[Red]
商業用地 (1ha以上の大規模施設)	[Pink]
工業用地	[Blue]
上記のうち工業専用地域	[Light Blue]
公益施設用地	[Purple]
道路用地	[White]
交通施設用地	[Grey]
公共空地	[Light Green]
その他の公的施設用地	[Dark Brown]
その他の空地	[Light Orange]
都市計画区域界	[Dashed Line]
市街化区域界	[Solid Line]

5) 生活関連施設の状況

【生活関連施設】

- ・市の施設の中心市街地内占有率は、22.6%と集積している。
- ・医療・福祉施設の中心市街地内占有率は、16.3%と充実している。

中心市街地内には、市役所などの行政施設とともに、総合文化センターや文化会館などの文化施設、郵便局などの公益施設が集積しており、生活利便性が高い地域である。教育施設は中心市街地内には立地していないが、中心市街地周辺に保育所、小学校、中学校が立地している。また、病院やグループホーム、デイサロンなどの医療・福祉施設の市全体に対する中心市街地内施設の割合は16.3%となっている。中心市街地の人口占有率2.7%と比較しても、中心市街地内に医療・福祉施設が充実していることが明らかであり、高齢者をはじめ、市民にとって非常に住みやすい地域となっている。

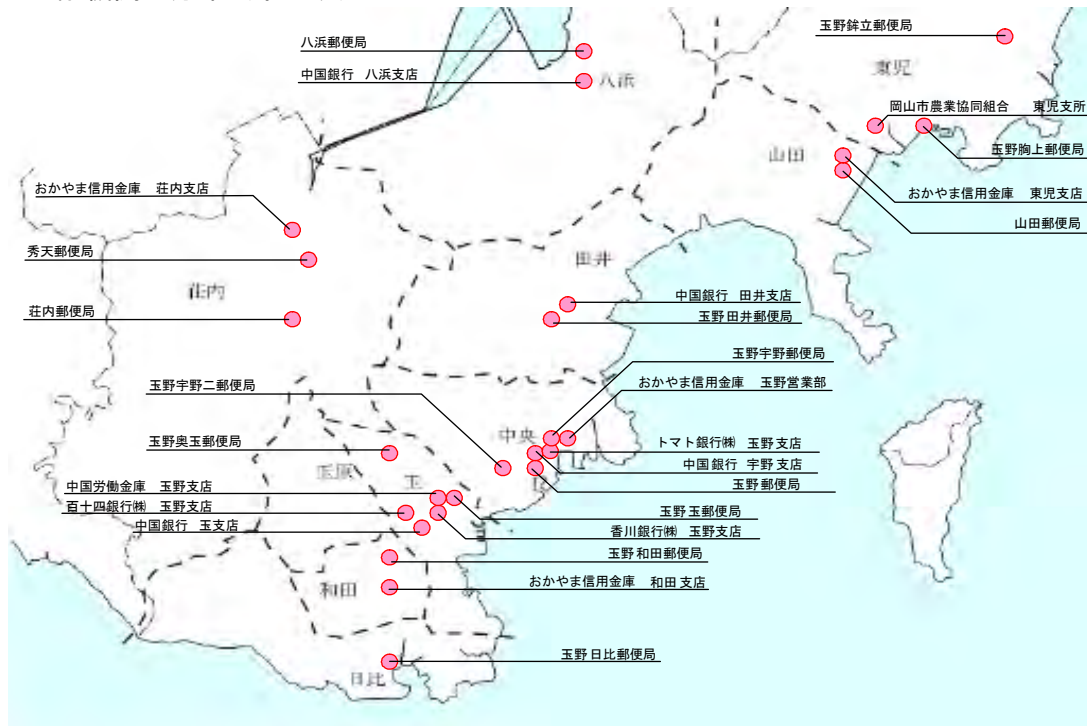
■主要な公共施設の分布（市全域）



■市の施設数、教育施設数の比較

地区	市の施設	教育施設	公民館	合計
市全域	31	45	6	82
中心市街地内	7	0	1	8
中心市街地内占有率	22.6%	0.0%	16.7%	9.8%
		比較対象: 中心市街地内人口占有率⇒		2.7%

■主要な金融機関の分布（市全域）

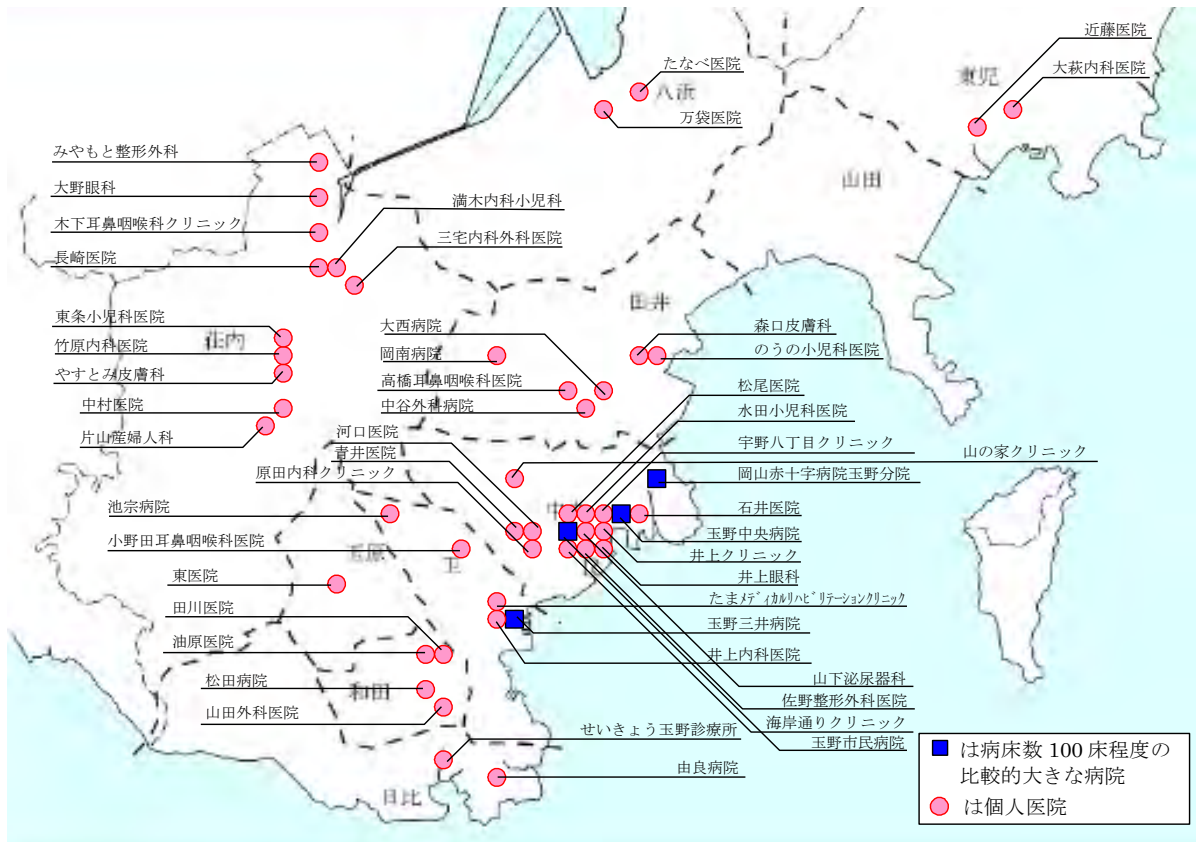


■主要な公共公益施設の分布（中心市街地周辺）



施設名	施設内容 (特徴的な施設についてのみ)	設置年度 (予定年度)	移転・新設 等の状況
①市役所本庁舎	—	S40年度	予定無し
②玉野市民病院	—	S48年度	予定無し
③玉野市消防庁舎	—	S47年度	予定無し
④サンライフ玉野	会議室・展示室	S62年度	—
⑤総合文化センター	図書館・中央公民館・ホール・会議室等	S46年度	—
⑥文化会館（ハウハウス）	—	H11年度改修	—
⑦JR宇野駅	—	—	—
⑧玉野商工会議所	—	—	—
⑨玉野港湾合同庁舎	玉野海上保安部・岡山運輸支局・野税関支署・岡山県備前県民局宇野港管事務所	—	—
⑩玉野郵便局	—	—	—
⑪玉野税務署	—	—	—
⑫玉野警察署	—	—	—

■主要な医療機関の分布（市全域）



■ は病床数 100 床程度の比較的大きな病院
● は個人医院

■主要な医療・福祉施設の分布（中心市街地周辺）



【サービス内容】

- ①山の家クリニック
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・訪問看護、訪問リハ、通所介護
- ②かがやき
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・訪問介護、通所介護
- ③こまきさ会河口医院
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・訪問看護、訪問リハ
 - ・認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護
- ④医療法人春洋会青井医院
 - ・訪問看護、訪問リハ
- ⑤原田内科クリニック
 - ・訪問看護、訪問リハ
- ⑥グループホームやわらぎ
 - ・認知症対応型共同生活介護
- ⑦総合病院玉野市民病院
 - ・訪問看護、訪問リハ
- ⑧アイール玉野
 - ・通所介護
- ⑨海岸通りクリニック
 - ・訪問看護、訪問リハ、通所介護
- ⑩山下泌尿器科
 - ・訪問看護、訪問リハ
- ⑪いきいきセンター
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・福祉用具貸与
- ⑫株式会社薬局宇野店
 - ・福祉用具貸与
- ⑬宇野八丁目クリニック
 - ・訪問看護
- ⑭玉野中央病院
 - ・訪問看護、訪問リハ
- ⑮ボシブル宇野
 - ・通所介護
- ⑯デイサロンみなと
 - ・いきいきサロン
 - ・生きがいでいサービス

■医療・福祉施設数の比較

地区	居宅介護支援	在宅サービス	認知症対応型共同生活介護（GH）	その他の高齢者福祉サービス	合計
市全域	26	157	10	9	202
中心市街地内	1	30	2	0	33
中心市街地内占有率	3.8%	19.1%	20.0%	0.0%	16.3%
比較対象：中心市街地内人口占有率⇒					2.7%

（平成 23 年 1 月時点）

■中心市街地内の大規模な医療施設の規模及び診療科目

	玉野市民病院	玉野中央病院
施設の階数	6階	3階
病床数	199床	93床
診療科目	内科	内科
	外科	呼吸器科
	整形外科	消化器科
	泌尿器科	胃腸科
	産婦人科	神経科
	麻酔科	皮膚科
	小児科	心療内科
	眼科	精神科
	耳鼻咽喉科	
	脳神経外科	

◆建物・土地利用に関するまとめ

●低層な住宅地が形成されており、中高層マンションの立地は少ない。

中心市街地では年間平均 20 戸程度の新築住宅が建設されているが、戸建て住宅の建設が多く、低層な住宅地が形成されている。現状では 4 階建て以上の民間マンションの立地が 9 棟（うち 7 階建てが 2 棟）と、中高層のマンションの立地は少ない状況である。

●医療・福祉施設が集積しており、生活利便性は高い。

土地利用としては、JR 宇野駅西側には商業用地、市役所周辺には公共施設用地と商業用地が集積し、その周辺を住宅用地が広がっている。中心市街地内には公共公益施設や医療・福祉施設が集積しており、生活利便性の高い地域となっている。公共施設、商業施設、医療機関等や JR 宇野駅を中心とした公共交通機関が集中する利便性の高さを活かした街なか居住の推進と、既存の福祉施設などと連携しながら高齢化の進展に対応した高齢者に優しい居住環境づくりを、民間活力も取り入れながら進めることが求められる。

●駅東に広大な空き地がある。

駅東側の沿岸の土地は大規模な空地となっており、有効な土地利用が求められる。

加えて、中心市街地の地価は大幅な下落が続いており、近年は 80,000 円/㎡前後で緩やかに下落していて、中心市街地の魅力の喪失が地価の下落につながっている。

③商業・観光に関する現状分析

1) 中心市街地の歩行者・自転車の通行量

【中心市街地の歩行者・自転車の通行量】
 平日⇒2,935人（平成22年）
 休日⇒3,799人（平成22年）

- ・平日より休日の通行量が多く、特に宇野駅前の休日通行量が多い。
- ・休日の午前、平日の夕方の通行量が多い。

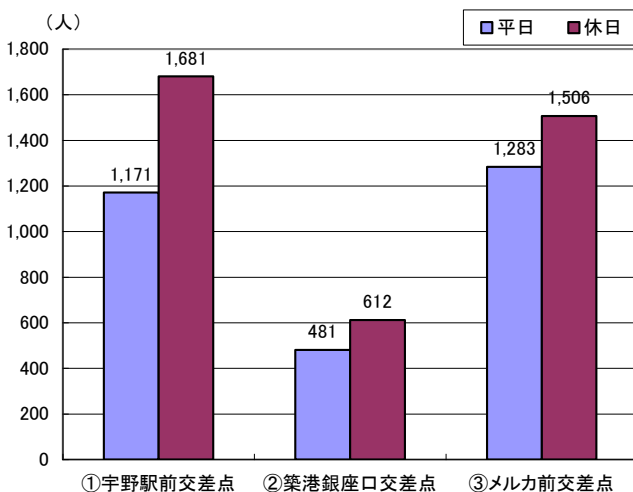
中心市街地の歩行者・自転車の通行量は、各調査地点とも、平日より休日の通行量が多くなっている。特に、宇野駅前交差点の休日の通行量が多く、宇野港を利用する観光客の影響が大きいと考えられる。時間帯別にみると、休日の午前、平日の夕方の通行量が多く、休日の観光客、平日の通勤通学者や買物客の影響が大きいと考えられる。

昭和63年の宇高連絡船の廃止以前の、昭和62年の歩行者通行量と比較すると、平日、休日ともに大幅に減少している。特に、築港商店街の平成22年の通行量は、昭和62年に比べて平日は78%の減少、休日は43%の減少となっている。築港商店街東口における近年（平成19年、平成20年）の推移をみても、平日は38%、休日は22%減少している。

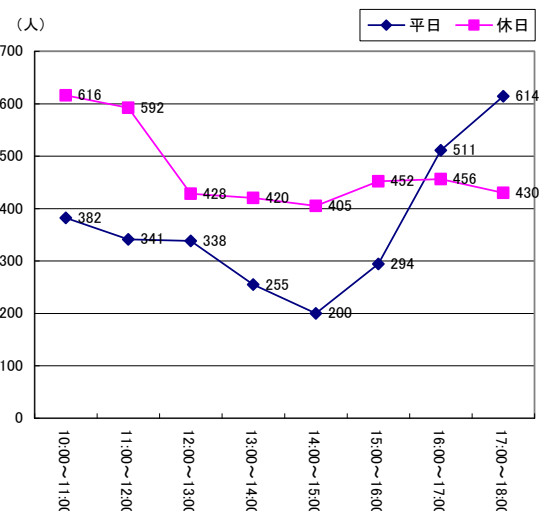
■歩行者・自転車通行量の調査地点



■調査ポイント別通行量

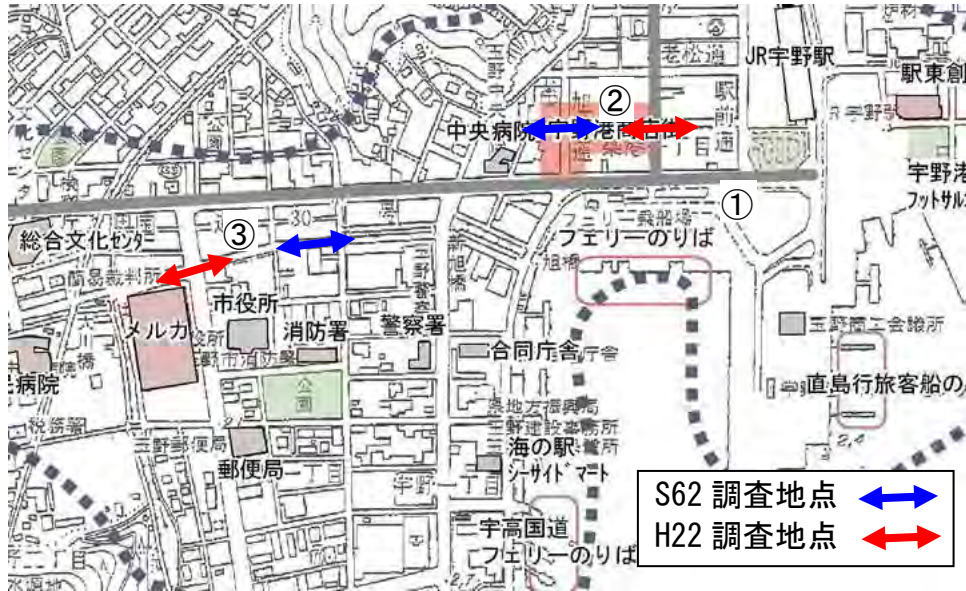


■時間帯別通行量



■過去の歩行者通行量調査との比較

<平成22年と昭和62年の調査地点>



<平成22年と昭和62年の調査比較>

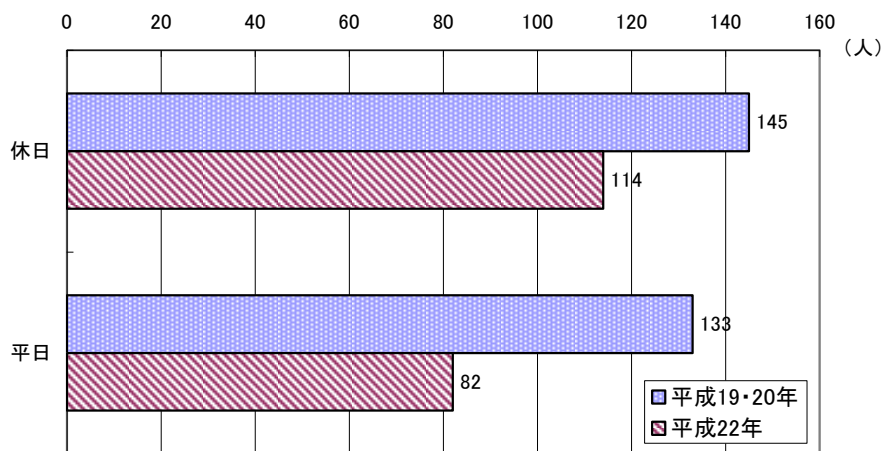
調査地点				10:00 ～ 11:00	11:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 14:00	14:00 ～ 15:00	15:00 ～ 16:00	16:00 ～ 17:00	17:00 ～ 18:00	合計
調査地点 ② 【休日】	S62	築港商店街 (中銀宇野支店前)	東行	15	14	11	13	14	18	17	14	116
			西行	17	18	17	15	21	16	10	6	120
			合計	32	32	28	28	35	34	27	20	236
	H22	築港商店街 (東口:築港銀座口)	東行	17	4	8	7	7	5	3	9	60
			西行	10	8	5	16	10	5	9	11	74
			合計	27	12	13	23	17	10	12	20	134
			S62に対する比率【休日】	0.84	0.38	0.46	0.82	0.49	0.29	0.44	1.00	0.57
調査地点 ② 【平日】	S62	築港商店街 (中銀宇野支店前)	東行	49	33	44	34	26	13	23	46	268
			西行	41	21	30	24	20	25	29	26	216
			合計	90	54	74	58	46	38	52	72	484
	H22	築港商店街 (東口:築港銀座口)	東行	2	7	7	2	8	4	6	13	49
			西行	8	5	8	9	6	4	6	12	58
			合計	10	12	15	11	14	8	12	25	107
			S62に対する比率【平日】	0.11	0.22	0.20	0.19	0.30	0.21	0.23	0.35	0.22
調査地点 ③ 【休日】	S62	宇野 (玉屋前)	東行	40	41	39	40	34	38	29	19	280
			西行	48	82	41	45	31	34	45	38	364
			合計	88	123	80	85	65	72	74	57	644
	H22	宇野 (メルカ前)	東行	17	20	23	18	15	20	21	13	147
			西行	14	12	17	13	11	7	12	9	95
			合計	31	32	40	31	26	27	33	22	242
			S62に対する比率【休日】	0.35	0.26	0.50	0.36	0.40	0.38	0.45	0.39	0.38
調査地点 ③ 【平日】	S62	宇野 (玉屋前)	東行	63	80	48	35	27	26	30	51	360
			西行	30	54	43	29	46	22	39	47	310
			合計	93	134	91	64	73	48	69	98	670
	H22	宇野 (メルカ前)	東行	16	27	14	12	8	16	16	12	121
			西行	19	16	29	17	7	9	18	15	130
			合計	35	43	43	29	15	25	34	27	251
			S62に対する比率【平日】	0.38	0.32	0.47	0.45	0.21	0.52	0.49	0.28	0.37

■調査地点②：築港商店街（東口：築港銀座口）の歩行者通行量調査の比較

<平成22年と平成19・20年の調査地点>



<平成22年と平成19・20年の調査比較>



※休日は平成19年と平成22年、平日は平成20年と平成22年を比較

※10時～16時の歩行者通行量で比較

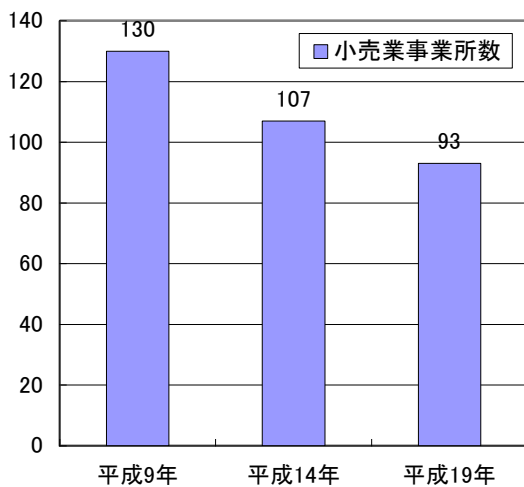
2) 商業活動

【小売業事業所数】 130 事業所（平成 9 年）⇒93 事業所（平成 19 年）
【年間販売額】 13,750 百万円（平成 9 年）⇒10,291 百万円（平成 19 年）
【売場面積】 17,011 m ² （平成 9 年）⇒21,599 m ² （平成 19 年）

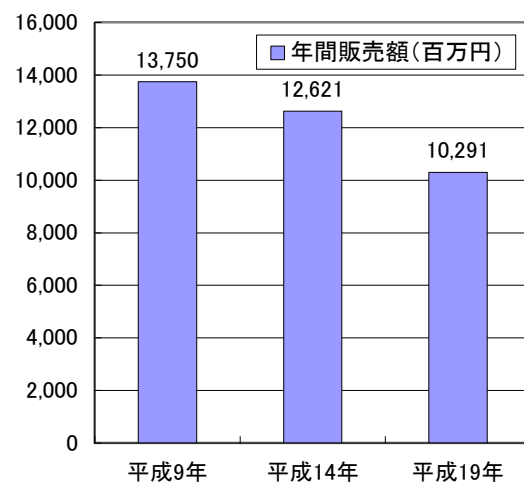
・小売業事業所数と年間販売額は減少傾向。

中心市街地（宇野駅前地区商店街、宇野商店街区）の商業活動の状況を見ると、小売業事業所数と年間販売額は減少しており、衰退傾向にある。全体の年間販売額は減少しているとともに、単位面積あたりの販売額も減少しており、小売業事業所の経営は厳しい状況が続いている。

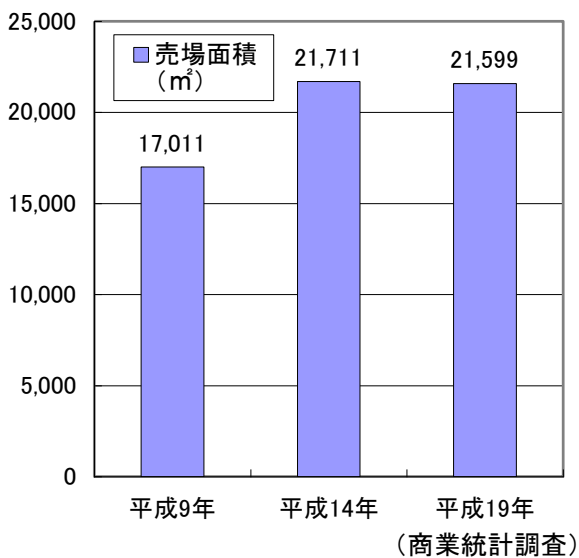
■小売業事業所数



■年間販売額



■売場面積



3) 大規模小売店舗の状況

【大規模小売店舗の立地】

- ・市内の郊外の大規模小売店舗は日用品中心の店舗構成で、中心市街地への影響は少ない。
- ・倉敷市のイオンモール（136,789㎡）や岡山市の商業集積が中心市街地利用の低下につながる。

市内に立地する大規模小売店舗は15店舗あり、その4割が中心市街地内に立地しており、中心市街地内の大規模小売店舗は近年も増加している。郊外の大規模小売店舗は、中心市街地から4km以上離れている店舗が多く、日用品中心の店舗構成で、かつ1,000㎡から4,000㎡程度の店舗となっており、日用品や食料品に関しては中心市街地への影響は少ないことが窺える。

市外近郊の大規模小売店舗としては、岡山市南部（玉野市中心部から10km～20km間）に、天満屋ハピータウン岡南店（昭和52年立地）やシネマタウン岡南（平成18年立地）などがあり、倉敷市南部の児島地区（玉野市中心部から10km～20km）においては天満屋ハピータウン児島店（昭和63年立地）がある。近年も国道30号沿道に多くのロードサイドショップが立ち並び、本市の郊外部の地域では、中心市街地よりも市外へ買い物に行くケースがみられる。その他に昭和30年代に多く立地した岡山市周辺の商業集積や、平成11年に倉敷市に立地した大規模小売店舗イオンモール倉敷は、本市も商圈としていることから、中心市街地に与える影響は大きい。

市内においては、今以上の中心市街地の衰退を抑制するため、今まで以上の郊外への商業スプロールを防ぎ、中心市街地に悪影響を与えるような大規模小売店舗を含めた大規模集客施設の郊外立地を抑制する計画的な土地利用規制が必要である。

■市内の大規模小売店舗

番号	名称	住所	開店年月	店舗面積(㎡)	駐車場 収容台数 (台)	中心市街地 内外
1	三井造船生活協同組合本部店	玉野市玉2-5-5	S25	3,844	200	外
2	タマヤ宇野店	玉野市宇野1-28-20	S41	1,495	80	内
3	三井造船生活協同組合和田店	玉野市和田5-12-1	S45	1,210	70	外
4	三井造船生活協同組合田井店	玉野市田井3-13-41	S47	1,630	50	外
5	タマヤ東児店	玉野市東田井地1435-3	S53	1,187	40	外
6	ダイキ玉野店	玉野市宇野1-16-1	H3	2,590	85	内
7	コーダ宇野店	玉野市築港1-11-24	H5	1,108	30	内
8	メルカ(天満屋ハピータウン玉野店)	玉野市宇野1-38-1	H5	13,958	850	内
9	仁科百貨店玉野長尾店	玉野市長尾611	H6	1,350	100	外
10	三井造船生協荘内店(金光薬局舎)	玉野市長尾746-1	H12	2,020	71	外
11	わたなべ生鮮館玉野店	玉野市田井3-32	H15	2,860	159	外
12	ザグザグ高崎店	玉野市東高崎25-9	H16	3,561	300	外
13	ザグザグ宇野店	玉野市宇野2-6-2	H17	1,136	44	内
14	しまむら玉野店	玉野市築港5-7-11	H20	1,097	65	外
15	山陽マルナカ宇野店	玉野市築港5-7-2	H21	3,432	162	外

■玉野市とその周辺の大規模小売店舗の分布



■隣接都市（岡山市・倉敷市）の10,000 m²以上の大規模小売店舗の分布

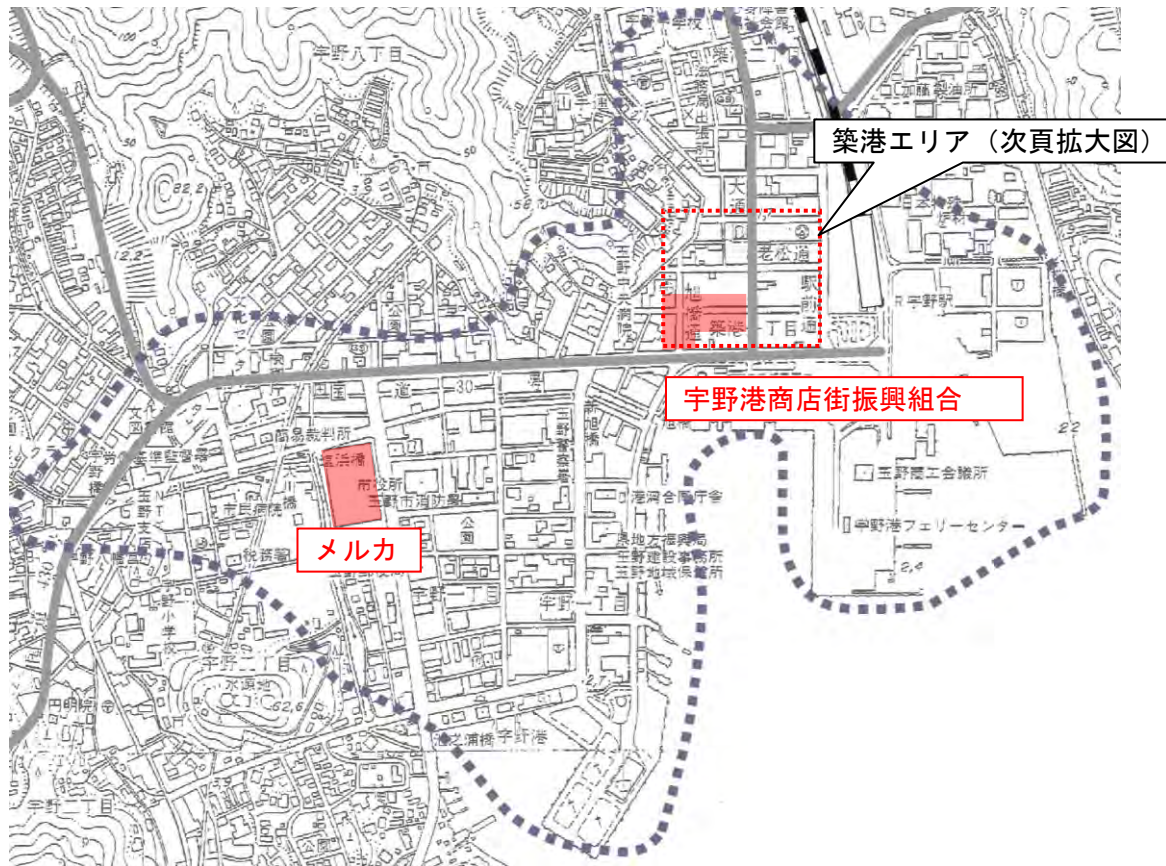


4) 商店街の状況

宇野港商店街（旧アーケード通り）振興組合の組合員数は28となっており、店舗数32店舗のうち14店舗が空き店舗となっている（空き店舗率43.8%）。昭和63年の宇高連絡船の廃止、人口減少、高齢化、歩行者通行量の減少により商店街の衰退が続き、空き店舗の増加が著しい。そのような中、宇野港商店街振興組合においては、平成20年、老朽化したアーケードを撤去し、オープン化するとともに明るい商店街の再生を目指すスタートを切ったところである。

ショッピングモール・メルカは、宇野地区の商業拠点として周辺住民の買物の拠点となっているが、最近10年間で空き区画面積率が大幅に増加しており、平成21年では空き坪率が24.2%となっている。

■商店街の分布



■宇野港商店街振興組合の構成

組合員 会員数	店舗数 (空き店舗)	空き 店率	各種商 品小売	衣料品 小売	飲食料 品小売	自動車 自転車	家具建 具小売	その他 小売	飲食店	サービス	娯楽	その他
28 (営業中18)	32 (14)	43.8%	1	2	6	0	0	0	3	2	0	4

5) 商店街の空き店舗の状況

【築港商店街の空き店舗率】

空き店舗率⇒43.8% (平成 22 年)

【ショッピングモール・メルカの空き区画面積率】

4.0% (平成 11 年) ⇒24.2% (平成 21 年)

- ・築港商店街の半数近くが空き店舗。
- ・平成 15 年と比較して空き店舗が増加。
- ・メルカの空き区画面積率は最近 10 年間で大幅に増加。

築港商店街においては空き店舗が目立ち、平成 22 年の空き店舗率は 43.8%となっている。平成 15 年と比較しても、空き店舗が増加していることがわかる。現在は、築港商店街のみならず、周辺の築港エリア全体にも空き店舗が広がっている状況にあり、活気の喪失につながっていることが考えられる。

■平成 15 年の築港エリアの空き店舗の分布



■平成 22 年の築港エリアの空き店舗の分布



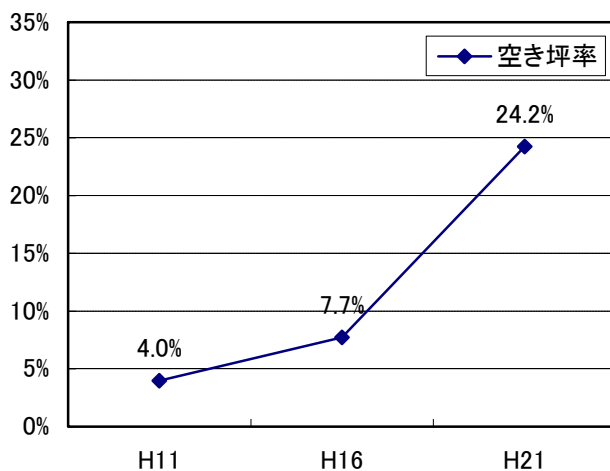
■ 営業中 ■ 空き店舗 ■ 不明

■ 営業中 ■ 空き店舗

※その他は住宅及び空地 (駐車場含む)

(商工会議所資料)

■ショッピングモール・メルカの空き区画面積率の推移



6) 観光の状況

【観光案内所への入込客数】

3,226人(平成11年)⇒21,702人(平成22年)

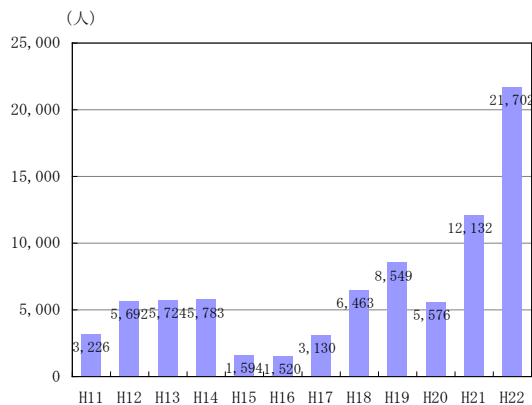
・観光案内所への入込客数が増加傾向。

観光案内所への入込客数は年によって増減に差はあるが、全体的には最近10年間で増加傾向にある。特に、近隣の直島町ではベネッセハウスや地中美術館など、アート関連の観光客が増加しており、入込観光客数は平成21年で36万人と増加している。また、直島町への航路は、本市の中心市街地にある宇野港と高松市の高松港から出港しているが、宇野港と直島町は、高松港と直島町の所要時間のおよそ1/3と近接しており、宇野港が本州からの観光客の玄関口となっている。

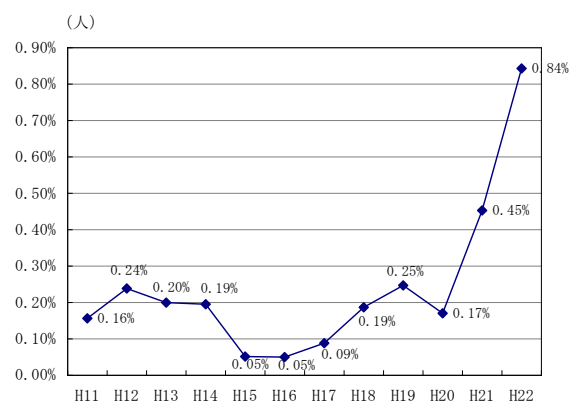
平成22年には瀬戸内国際芸術祭が開催されたが、期間中93.8万人の来場があり、観光案内所への入込客数は大幅に増加した。芸術祭の非開催年であっても、少なくとも平成21年程度の入込客数が見込まれる。市全体の観光入込客数に対する観光案内所の割合も増加しており、中心市街地への重要な来街拠点としての役割が高まっていることがうかがえる。

また、JR宇野駅の定期外利用者が平成17年以降増加していることや、ポートパーク「うの」(フェリー乗り場駐車場)の利用台数が増加していることから、鉄道や車を利用した中心市街地への来街者が増加していることが推測される。これらの入込客や来街者は中心市街地を回遊する潜在的ニーズとして考えられ、中心市街地内においても回遊・滞在できる仕組みが必要である。

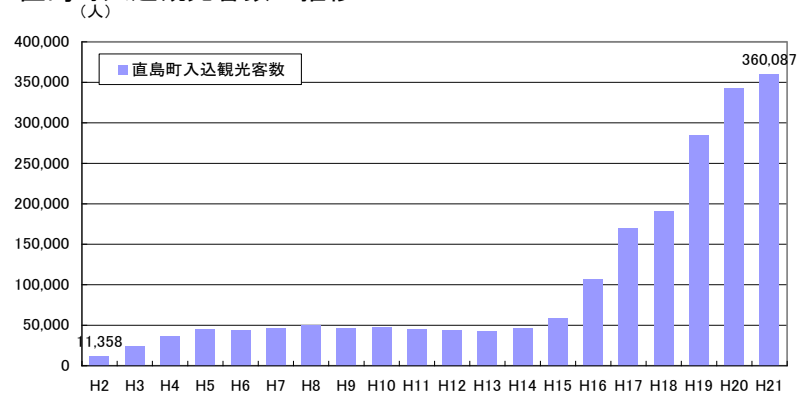
■観光案内所への入込客数の推移



■市全体の観光入込客数に対する観光案内所の割合



■直島町入込観光客数の推移



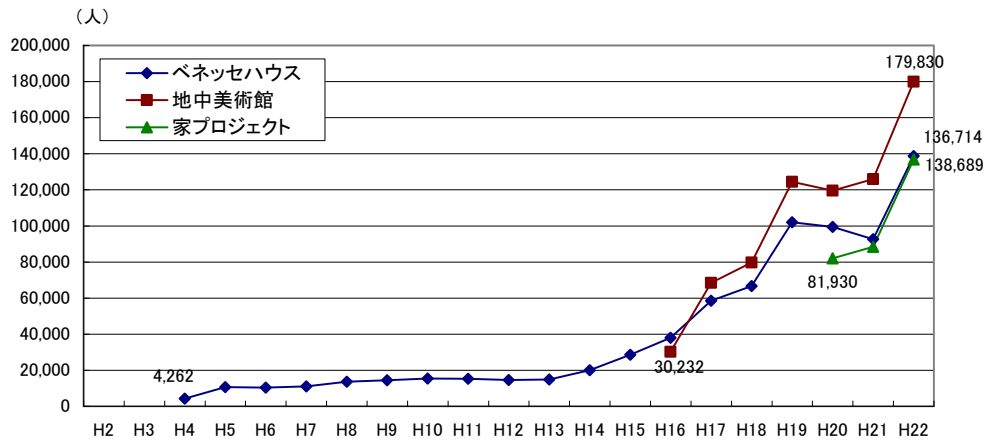
(直島町観光客等入込数動態調査)

■直島との位置関係



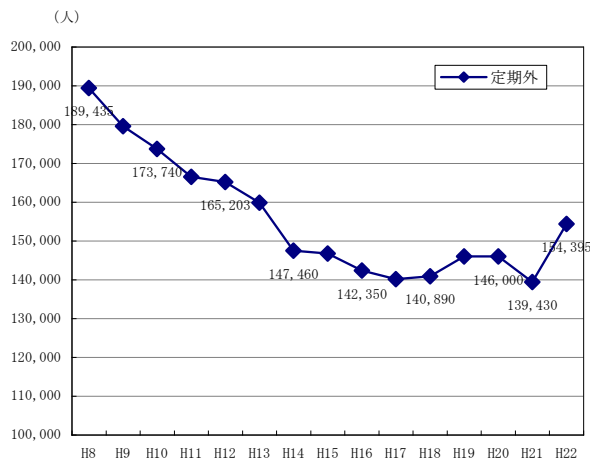
※対象施設は、直島つり公園、ふるさと海の家「つつじ荘」[H3～]、ふるさと海の家キャンプ場[H3～H17]、シーサイドパーク(国際キャンプ場)[～H17]、007記念館(H17～)、直島環境センター[H15～]、有価金属リサイクル施設[H16～]、PLANTツアー[H18～]、スラグ陶芸体験工房[H18～]、ベネッセハウス(宿泊+日帰り)[H4～]、地中美術館[H16～]、家プロジェクト[H20～]、スタンダード[H18・H19]、直島銭湯[H21～]

■直島町アート関連文化資源の入込数の推移



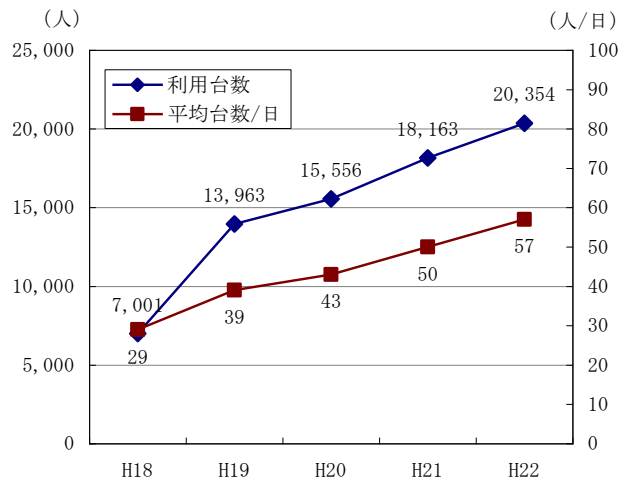
(直島町観光客等入込数動態調査)

■JR 宇野駅の利用者数（定期外）の推移



(JR 岡山駅)

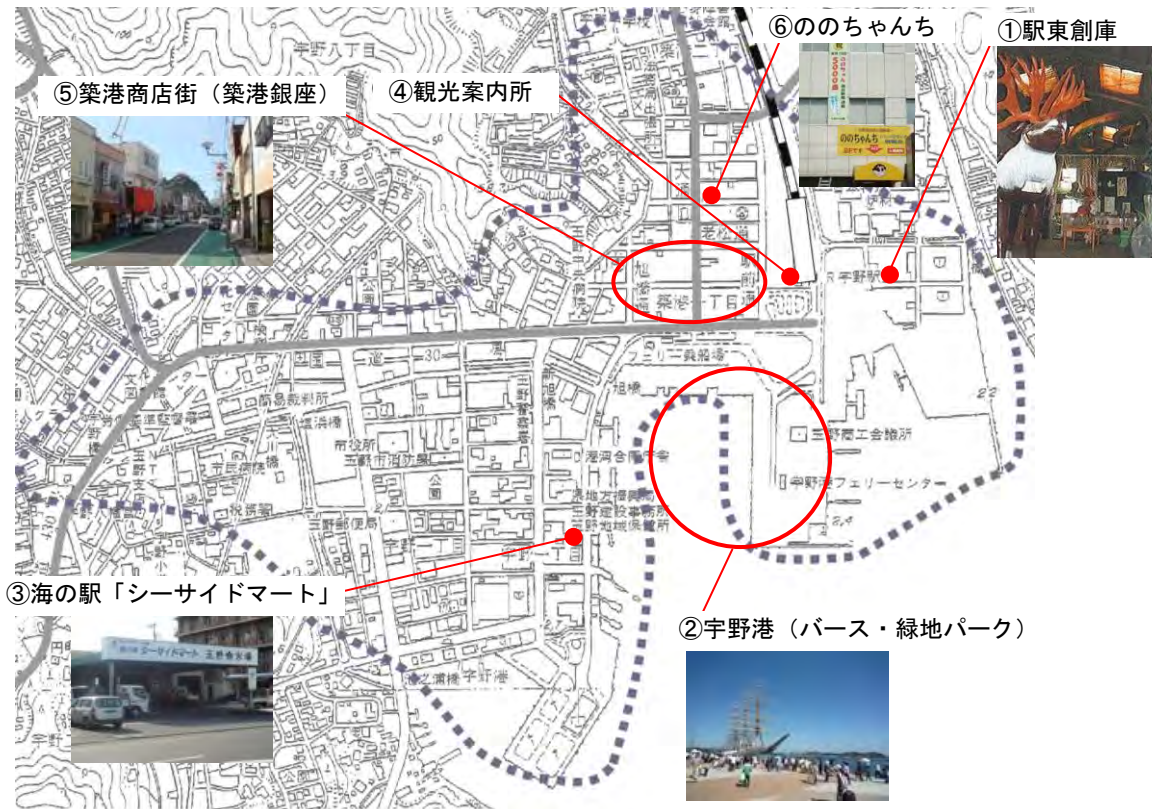
■ポートパーク「うの」利用台数の推移



■主要な観光資源の分布（市内）



■主要な観光資源の分布（中心市街地）



■中心市街地に影響を与える観光資源の状況（中心市街地内）

観光資源名 (資源施設)	内容	入込数 入込の特徴
① 駅東創庫	H19.4に宇野駅東側にオープンした、玉野市などの芸術・工芸家が自主運営する全国でも珍口タイプのギャラリー併設型体験工房。	来訪者数：1ヶ月 600~1,000人程度 直島客が立ち寄るケース、また近郊からのリピーター客が増えつつある。
② 宇野港（バス・緑地パーク）	耐震機能を備えた大型客船バスがH18.3に完成。日本を代表する大型クルーズ船が入港する港へと変貌しつ。宇野港緑地公園もH20年度末に整備が完了し、休憩所や散策道、宇野港の歴史を紹介する案内板も設置された。	—
③ 海の駅「シーサイドマーケット」	瀬戸内海で捕れた新鮮な魚貝類や海産加工食品を販売する常設朝市。H20.8オープンし、「みなとオアシス宇野」の拠点の一つとして展開している。	週3日営業で1日当たり 70~100人程度
④ 観光案内所	玉野市の観光案内はもちろん、玉野ブランドの特産品「お宝たまの印」の販売もしている。H21.6に宇野駅構内へ移転。	H20：5,576人 H21:12,132人 H22:15,400人
⑤ 築港商店街（築港銀座）	宇野港フェリー乗り場に対面する約200mのL字型商店街通りを中心とした商業集積地区。 H20年度に国の補助を受けて老朽化したアーケードを撤去、街路灯を新設し、新たなイメージに一新された。スイーツやコロッケ、ラーメンなどの気軽に立ち寄れる商店が点在し、地元住民だけでなく観光客も足を延ばす。	
⑥ ののちゃんち	平成23年3月3日に、築港エリアにおいて「ののちゃんち」常設展示会場をオープンし、4コマ漫画の展示やののちゃんグッズ販売など、ののちゃんに関連する活動の拠点となっている。	—

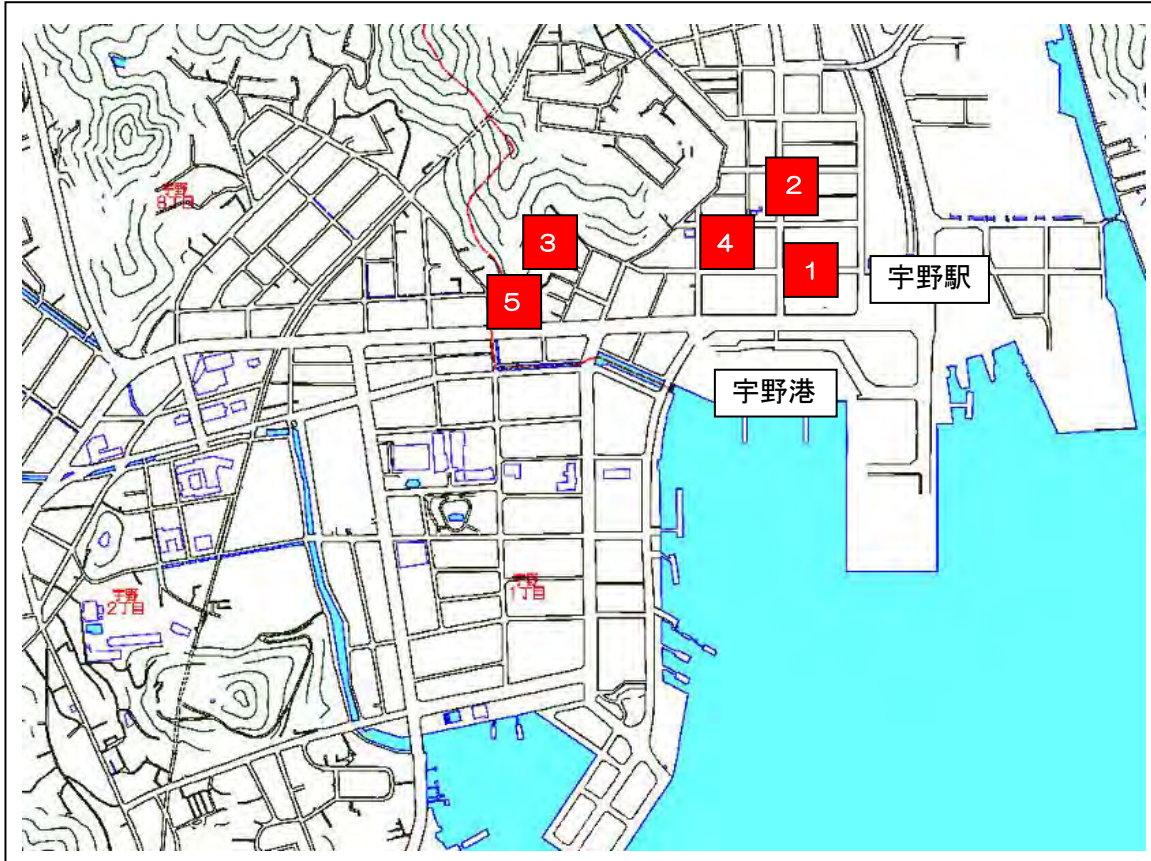
7) 宿泊施設の状況

【中心市街地内の宿泊施設数】
5施設・(平成23年)

・中心市街地内の宿泊施設は5施設で、ビジネスホテルや長期滞在用の旅館が多い。

中心地エリア内の既存の宿泊施設は、5施設63室(収容人員186名)となっており、築港地区に集中している。これらは地元企業関係者(主に長期滞在の契約社員など)を中心にした特定の固定客による大人数での宿泊を主軸としているのが特徴である。結果として、その多くは、単身もしくは少人数での宿泊を基本とした観光客のニーズに即した利用形態になっていないのが現状である。

■玉野市内(中心市街地エリア内)の宿泊施設の分布



◆商業・観光に関するまとめ

●中心市街地の歩行者通行量の減少による賑わいの喪失。

中心市街地内の歩行者通行量は平日・休日ともに大幅に減少しており、築港商店街においては平成19年・平成20年と平成22年を比較しても減少していることから、今後も賑わいの喪失が懸念される。また、宇野駅前の子休日の午前の通行量が最も多いことから、宇野駅前からフェリー乗り場に向かう通過型の観光客が多いことがうかがえる。

●通行量の減少が、商業活動の停滞に繋がっている。

通行量の著しい減少が、中心市街地内の小売事業所数（特に飲食料品店）と年間販売額減少にも影響を及ぼしている。

●市内での大規模商業の影響は少ないが、隣接する岡山市や倉敷市の商業活動の影響が大きい。

近年の中心市街地周辺に大規模店舗が立地することにより、既存商業施設の衰退へつながったことが考えられるが、広域的には隣接する岡山市や倉敷市の商業活動が、本市中心市街地の衰退に与える影響が大きいと思われる。今後、中心市街地に影響を及ぼすような大規模店舗の立地を抑制するために、計画的な土地利用規制が必要である。

●観光案内所への入込客、直島への観光客数は増加。

観光に関しては、観光案内所、直島への観光客、アート関連施設への入込客数、JR宇野駅の定期外利用者が増加していることから、中心市街地への来街者（入込客数）が増加していることがうかがえる。直島への観光客は、中心市街地内を回遊・滞在する可能性がある潜在的ニーズであり、このようなニーズを中心市街地活性化に活かす必要がある。中心市街地内の観光資源の魅力を高めPRすることで、中心市街地内を回遊・滞在してもらい仕組みづくりが必要である。また、市内の観光資源とも連携しながら、中心市街地の魅力をPRしていく必要がある。

●観光客のニーズに対応した宿泊施設が少ない。

宿泊施設は築港地区に集中しており、地元企業関係者（主に長期滞在の契約社員など）を中心にした特定の固定客が利用の主軸となっているのが特徴である。その多くは、素泊まりを基本としたもので、直島へ向かう単身もしくは少人数グループでの観光客のニーズに即した利用形態になっていない。

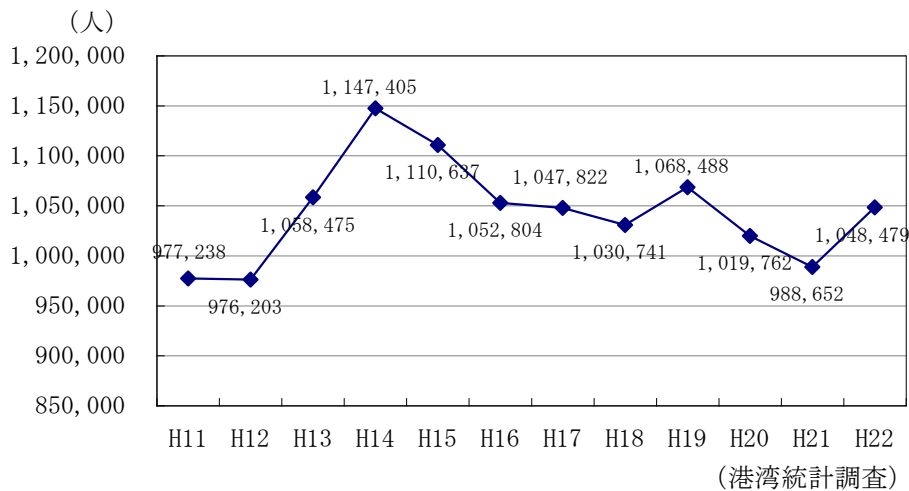
③交通に関する現状分析

1) 宇野港

【宇野港乗降人員】
 977,238人(平成11年)⇒1,048,479人(平成22年) ・平成14年以降減少傾向にあるが、平成22年は若干回復。

宇野港の乗降人員は、平成14年まで大幅に増加しており、平成14年には1,147,405人となっている。それ以降は減少傾向が続いていたが、瀬戸内国際芸術祭が開催された平成22年に増加に転じ、1,048,479人となっている。

■宇野港乗降人員の推移

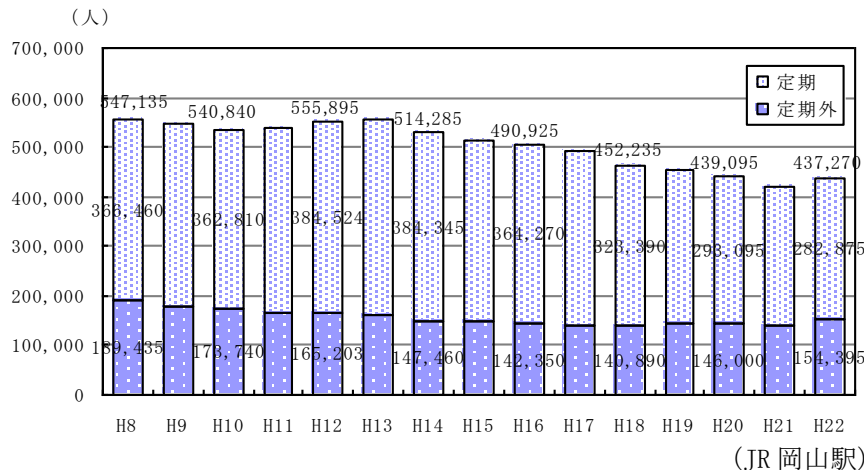


2) 鉄道

【JR宇野駅利用者数】
 549,727人(平成12年)⇒437,270人(平成22年) ・JR宇野駅利用者数は減少傾向にあるが、定期外利用者は近年増加。

中心市街地の交通拠点となるJR宇野駅の利用者数は年々減少しており、平成22年で437,270人となっている。平成12年と比較すると、112,457人減少している。ただし、定期外利用者は近年微増しており、観光客等の来街者については若干の増加傾向がみられる。

■宇野駅利用者数の推移



3) バス

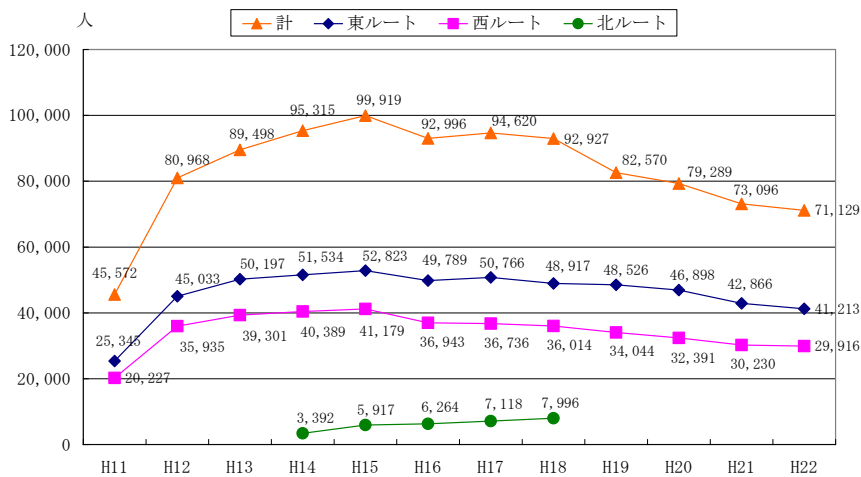
【コミュニティバス利用者数】

80,968人（平成12年）⇒73,096人（平成21年）

・コミュニティバス利用者数は微減傾向。

市内を走るコミュニティバス「シーバス」の利用状況は、平成15年まで増加傾向にあったが、それ以降は微減が続き、平成21年の利用者数は、東ルートが42,866人、西ルートが30,230人となっている。利用者減少の要因として、より細やかな地域までを回るよう見直した結果、ルートの延長に伴い運行時間が長くなったことから、目的地までの利用者の乗車時間が長く、できるだけ早く目的地に着きたいという利用者ニーズに即していないことが考えられる。また、運行便数は1日4便と少なく、更なる利用者の減少につながることを懸念されるため、利用者ニーズに即した交通体系に見直しが必要である。

■バス利用者数の推移



■バス路線図



4) 駐車場

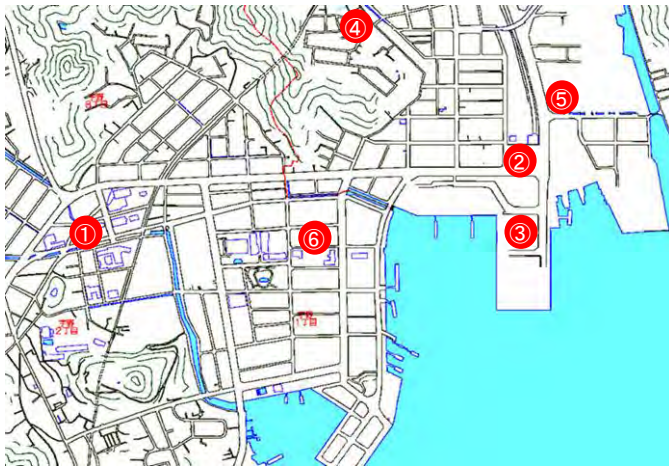
【市営宇野駅前駐車場台数】

2,502人(平成11年)⇒1,708人(平成21年)

・市営宇野駅前駐車場台数は、平成13年以降減少傾向。

中心市街地内には6箇所の駐車場があり、宇野港駐車場など宇野港利用者のための大規模な駐車場が整備されている。宇野駅前駐車場については、平成13年には最大で年間5,199台の利用があったが、それ以降減少が続き、平成21年には1,708台となっているものの、近年は増加傾向にある。中心市街地に車で来街した人を中心地エリアに引き止めるのための駐車場台数は十分に整備されているものと思われる。

■中心市街地の駐車場の分布

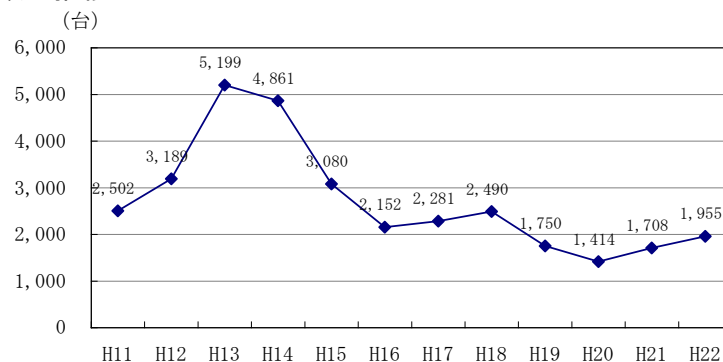


■宇野駅前駐車場パークロック



①宇野駐車場(市営月極)	20台
②宇野駅前駐車場(市営時間制)	20台
③宇野港駐車場(公社 時間制)	140台
同(月極)	290台
④築港駐車場(市営月極)	20台
⑤宇野駅前東駐車場(民間 時間制)	79台
⑥宇野港パーキング(民間 時間制)	約200台
同(月極)	約200台
合計	約989台

■市営宇野駅前駐車台数の推移



◆交通に関するまとめ

●宇野港利用者は増減を繰り返している。鉄道の定期外利用者は微増。

宇野港の乗降人員は平成14年以降減少傾向にあるが、近年は増減を繰り返しながら、比較的緩やかに推移している。

鉄道については、定期券利用者は減少傾向にあるが、定期券外利用者は微増している。市内を走るコミュニティバス「シーバス」については、利用者が減少していることから、バス運行の財政状況を勘案しながら、交通体系を見直し、利用者のニーズにあった運行が求められる。

市営宇野駅前駐車場の利用台数は減少傾向にあるが、近年では自家用車も大きな来街手段として考えられる。宇野港駐車場など大規模な駐車場もあり、中心市街地内の駐車場利用数は近年、増加傾向にはあるが、まだ駐車台数には余裕があるため、この優位性を活かし、車で来街した人を中心地エリアに引き止める方策が求められる。

(4) 地域住民のニーズ等の把握・分析

①市民アンケート調査（平成 22 年度実施）に基づく把握・分析

■実施概要

実施対象者	実施時期	配布数	回収数	回収率
市内に居住する 18 歳以上の方を対象に無作為抽出	平成 22 年 8 月 17 日～31 日	3,000 票	1,261 票	42.0%

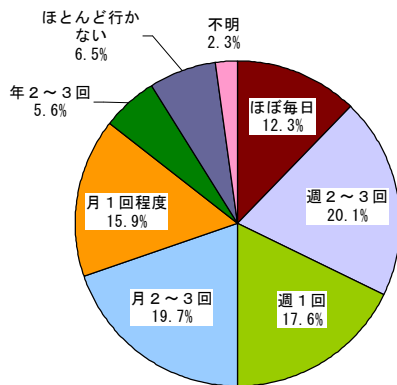
【中心市街地に行く頻度】

・市民の約半数は週 1 回以上の頻度で来街しており、特に中心市街地周辺からの利用頻度が高い。

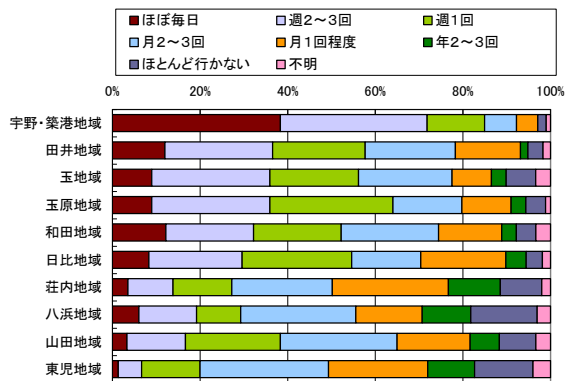
中心市街地に行く頻度については、週 2～3 回が 20.1%と最も多く、次いで月 2～3 回が 19.7%、週 1 回が 17.6%となっている。

地域別にみると、宇野・築港地域では、ほぼ毎日が 38.3%、週 2～3 回が 33.5%と多く、中心市街地に近接した地域からの利用頻度が多い。一方、荘内地域や東児地域といった、市の周辺部においては、利用頻度が少ないことがうかがえる。

■中心市街地に行く頻度



■中心市街地に行く頻度（地域別）



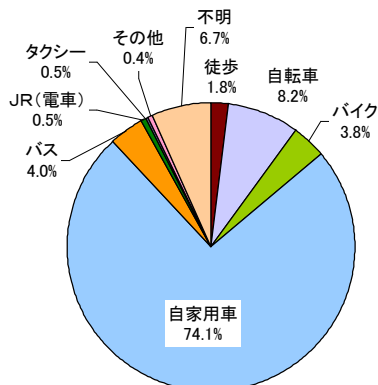
【中心市街地に行く交通手段】

・自家用車での来街が多いが、年齢が上がるにつれ自転車やバス、徒歩の割合が増加する。

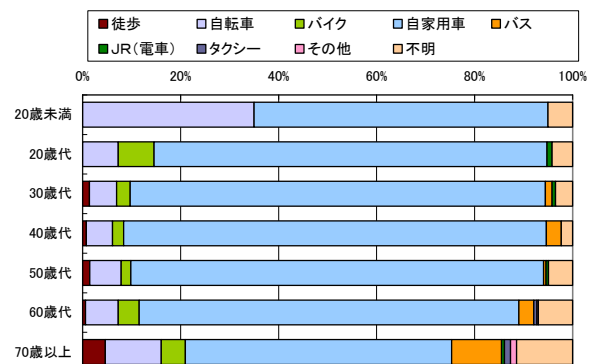
中心市街地に行く交通手段については、自家用車が 74.1%と最も多く、次いで自転車が 8.2%、バスが 4.0%となっている。

年齢別にみると、年齢が上がるにつれ、自家用車の割合が減少し、自転車やバス、徒歩の割合が増加している。

■中心市街地に行く交通手段



■中心市街地に行く交通手段（年齢別）

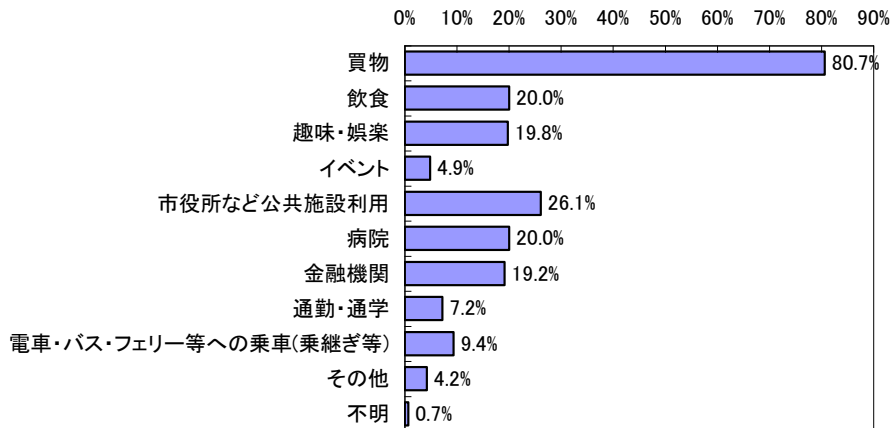


【中心市街地に行く目的】

- ・買物を目的に来街する人が多い。

中心市街地に行く目的としては、買物が 80.7%と最も多く、次いで市役所などの公共施設利用が 26.1%、飲食及び病院が 20.0%となっている。

■ 中心市街地に行く目的



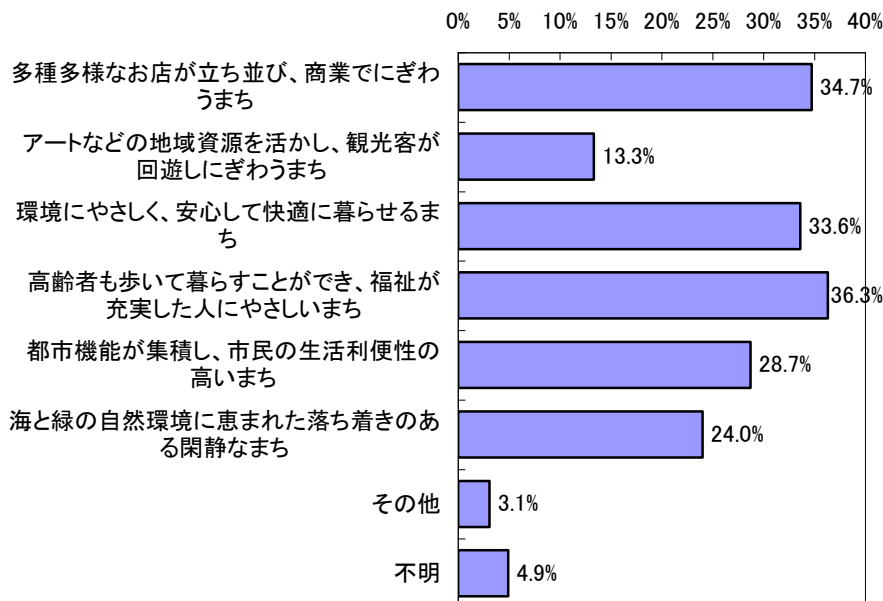
※複数回答

【特色ある中心市街地に向けた将来像】

- ・「福祉が充実した人にやさしいまち」、「商業でにぎわうまち」が求められている。

特色ある中心市街地に向けた将来像については、「高齢者も歩いて暮らすことができ、福祉が充実した人にやさしいまち」が 36.3%と最も多く、次いで「多種多様なお店が立ち並び、商業でにぎわうまち」が 34.7%となっている。

■ 特色ある中心市街地に向けた将来像



※複数回答

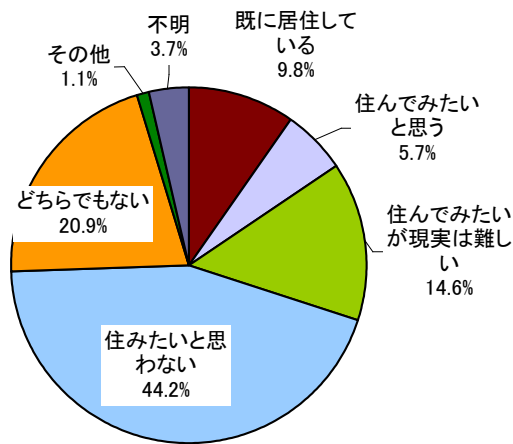
【中心市街地での居住意向】

・中心市街地の居住意向（既に居住している人を除く）は約 20%となっている。

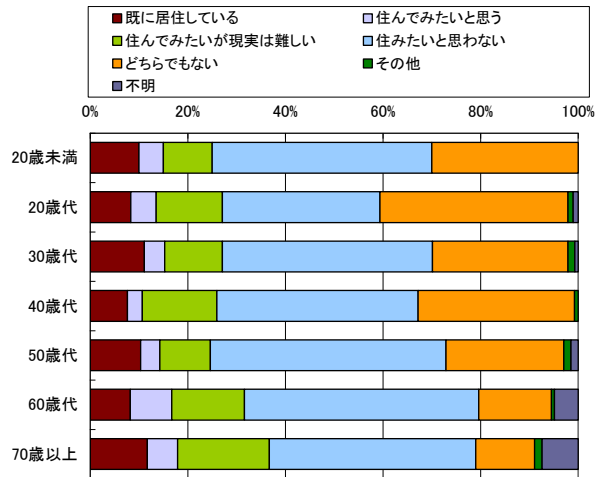
中心市街地での居住意向については、「住みたいと思わない」が 44.2%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 20.9%、「住んでみたいが現実には難しい」が 14.6%となっている。既に居住しているか、住んでみたいという居住意向については、30.1%となっている。

特に、60歳代で「住んでみたいと思う」という意向が高くなっている。

■ 中心市街地での居住意向



■ 中心市街地での居住意向（年齢別）



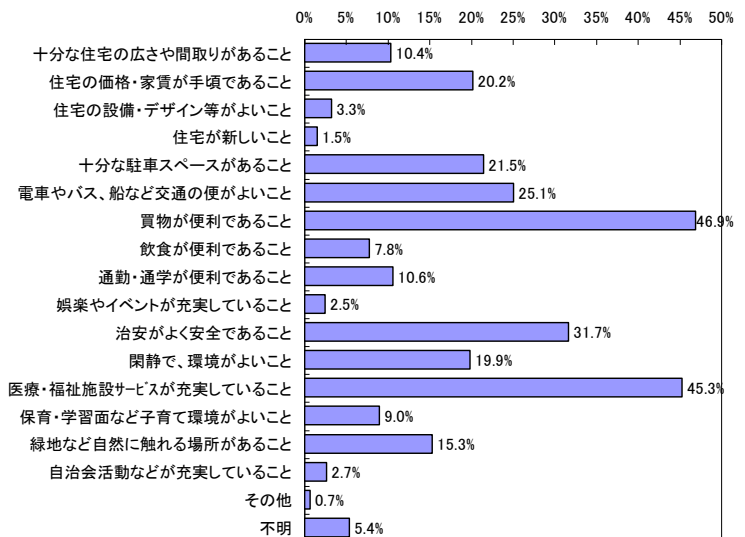
【中心市街地に住む条件】

・街なか居住の条件として、商業や福祉の利便性が求められる。

中心市街地に住む条件については、「買物が便利であること」が 46.9%と最も多く、次いで「医療・福祉施設サービスが充実していること」が 45.3%、「治安がよく安全であること」が 31.7%となっている。

■ 中心市街地に住む条件

※複数回答



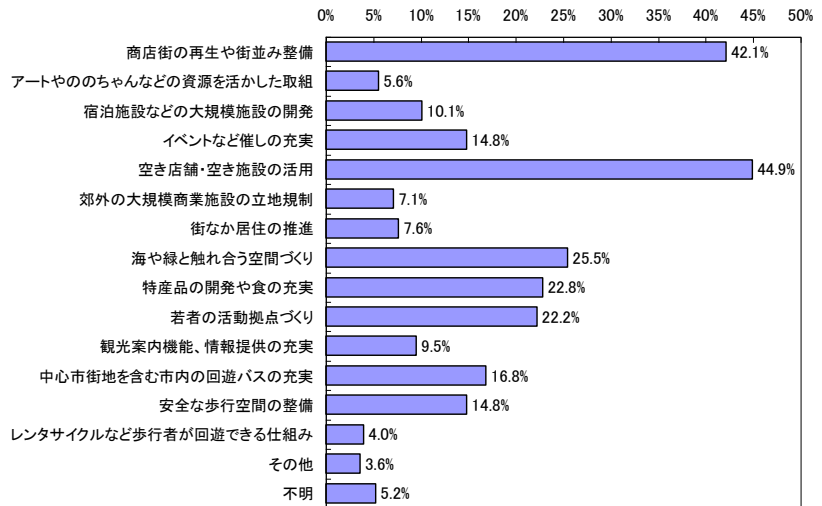
【中心市街地活性化に向けた施策・整備】

・空き店舗・空き施設の活用や商店街の再生など、商業・商店街に関する取組みが求められている。

中心市街地活性化に向けた施設・整備については、「空き店舗・空き施設の活用」が44.9%と最も多く、次いで「商店街の再生や街並みの整備」が42.1%と多くなっており、市民からは商業・商店街に関する取組みが求められている。

■ 中心市街地活性化に向けた施策・整備

※複数回答

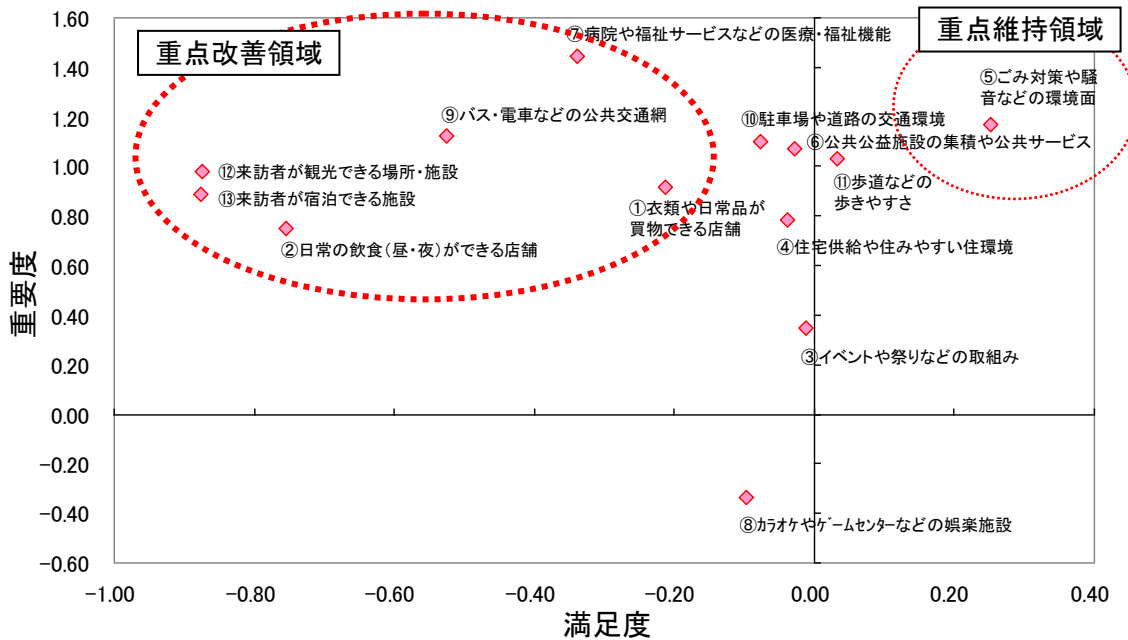


【満足度・重要度の相関】

・観光、医療・福祉、交通機能の充実が、重点改善課題としてあげられる。

満足度と重要度の相関図をみると、満足度が低く重要度が高い「重点改善領域」には「来訪者が観光できる場所・施設」、「来訪者が宿泊できる施設」、「病院や福祉サービスなどの医療・福祉機能」、「バス・電車などの公共交通網」、「日常の飲食（昼・夜）ができる店舗」、「衣類や日用品が買物できる店舗」などが含まれる。

■ 満足度・重要度の加重平均の相関図

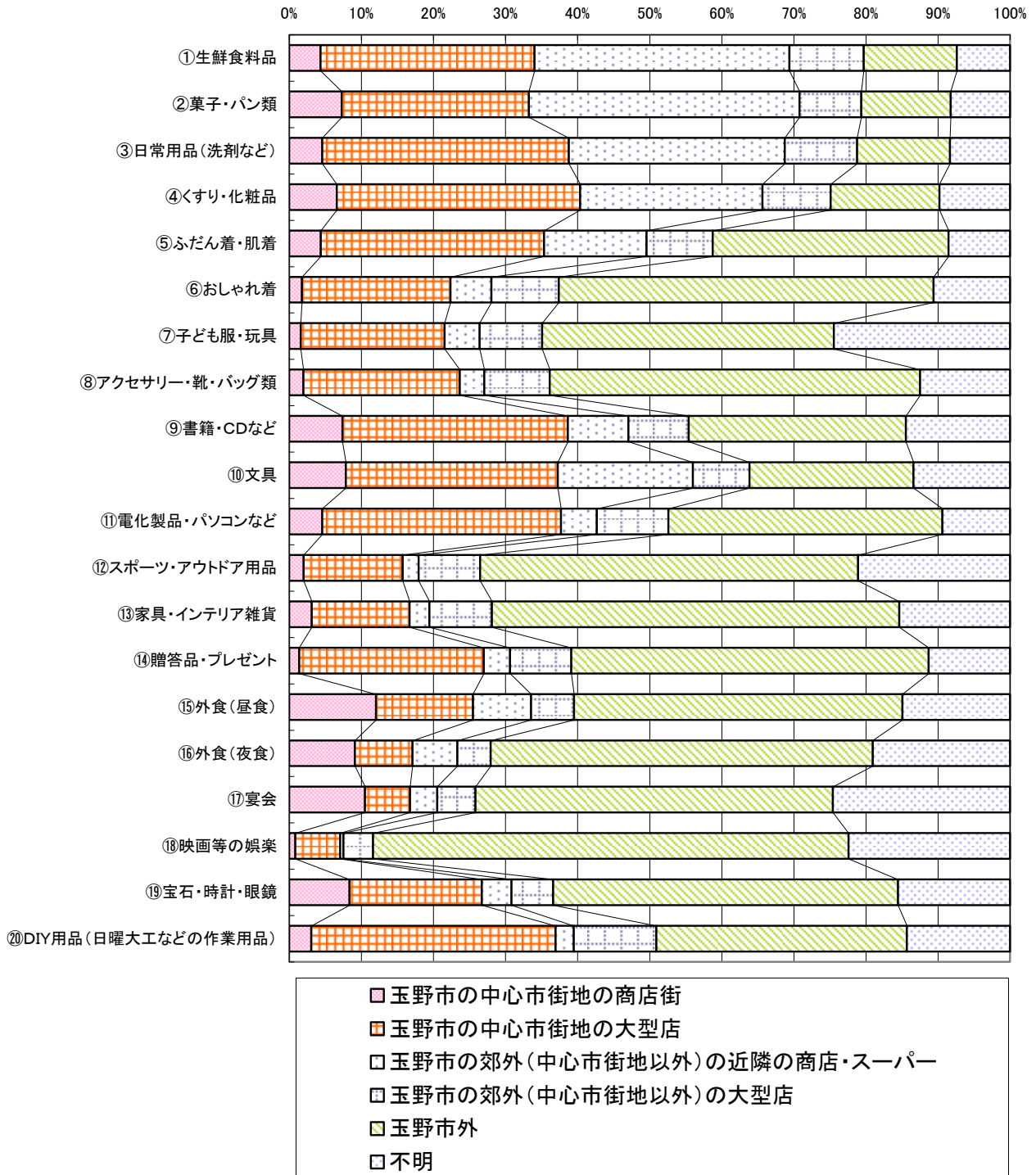


【市民の買物場所】

・買回り品は、市外での買物割合が高口岡山市や倉敷市の商圈に属している。

買物場所については、「くすり・化粧品」、「書籍・CD」、「日用品」、「電化製品・パソコンなど」、「文具」で、中心市街地の利用が多くなっており、特に中心市街地の大型店の利用が多い。「映画等の娯楽」、「スポーツ・アウトドア用品」、「家具・インテリア雑貨」では市内の利用が少なく、市外の利用が多くなってきている。

図 買物場所



②来街者アンケート調査（平成 22 年度実施）に基づく把握・分析

■実施概要

実場所	実施方法	実施時期	回収数
国際芸術祭案内ブース いしいひさいち展覧会場	左記実施場所において、周辺通行者を対象にヒアリング形式の調査	平成 22 年 8 月 20 日 ～9 月 8 日	181 票

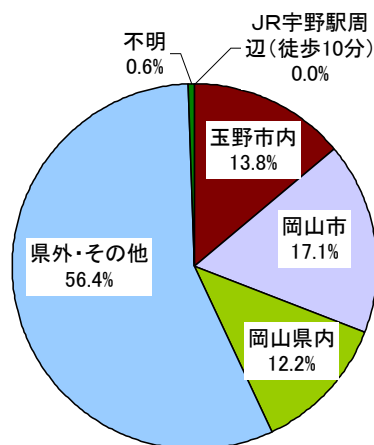
【来街者の居住地】

- ・直島への交通拠点として、県外からの観光客が多い。

来街者の居住地は、県外・その他が 56.4%と最も多く、次いで岡山市が 17.1%、玉野市内が 13.8%となっている。

直島への交通拠点として県外からの来街が多く、中心市街地の回遊や滞在に向けた潜在的ニーズとして考えられる。

■来街者の居住地



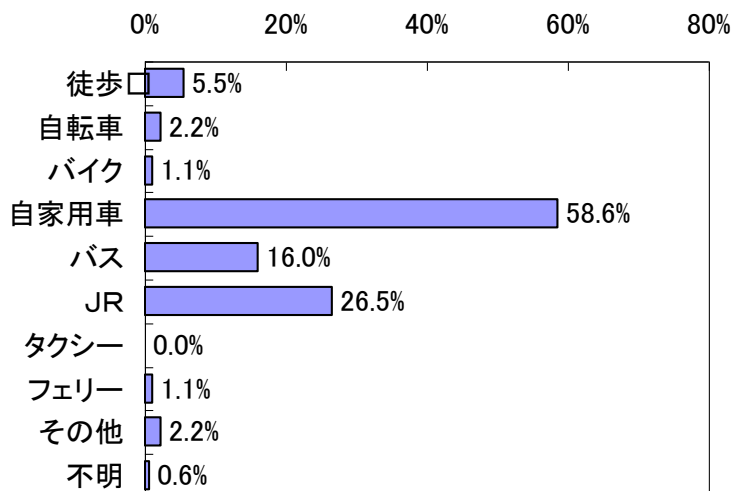
【来街した交通手段（移動手段）】

- ・自家用車での来街が多く、県外からはJRの利用も多い。

来街した交通手段（移動手段）については、自家用車が 58.6%と最も多く、次いでJRが 26.5%、バスが 16.0%となっている。

地域別にみると、岡山市や岡山県内からの交通手段は自家用車が多く、県外・その他からは自家用車とともにJRでの来街が多くなっている。

■来街した交通手段（移動手段）



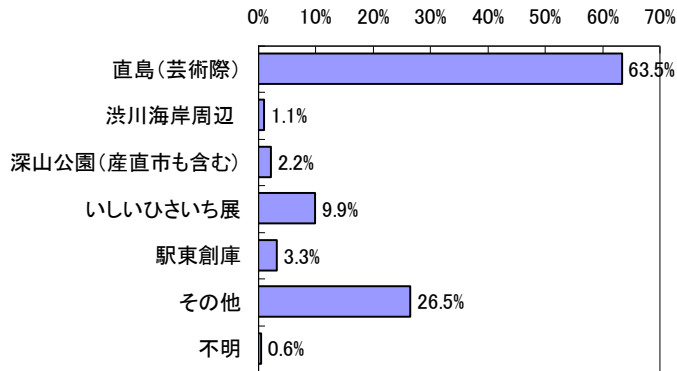
※複数回答

【来街の目的】

・直島を目的とした来街が多く、中心市街地が直島へ渡る経由地になっている。

来街目的については、直島（芸術祭）が63.5%と最も多く、次いでいしいひさいち展が9.9%となっている。

■来街の目的



※複数回答

【食事をする場所】

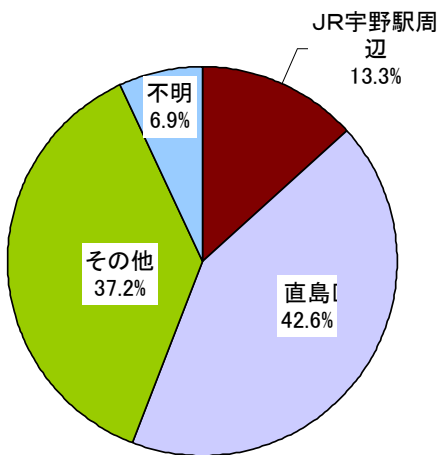
・観光中心市街地（JR宇野駅周辺）で食事をする割合は、13.3%。

食事をする場所については、直島が42.6%、JR宇野駅周辺が13.3%となっている。

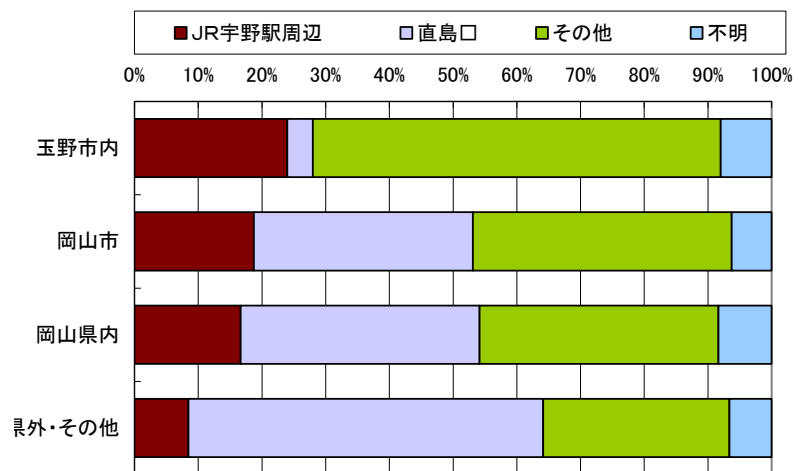
平日は直島を目的に来街する人が多く、食事も直島、休日はその他の場所で食事をする人が多い。

地域別にみると、県外・その他からの来街者は直島で食事する人が多く、JR宇野駅周辺で食事する人は少ない。

■食事をする場所



■食事をする場所（地域別）



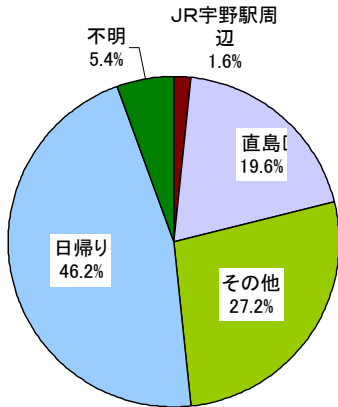
【宿泊をする場所】

・観光客が中心市街地（JR宇野駅周辺）で宿泊をする割合は、1.6%。

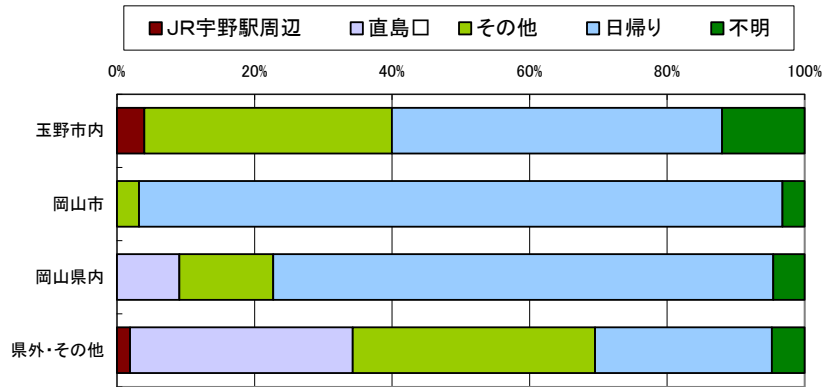
宿泊をする場所については、日帰りが46.2%と最も多く、直島は19.6%、JR宇野駅周辺は1.6%となっている。

地域別にみると、県外・その他からの来街者は宿泊する人が約70%を占めるが、宿泊する場所は直島か、その他が多い。

■ 宿泊をする場所



■ 宿泊をする場所（地域別）

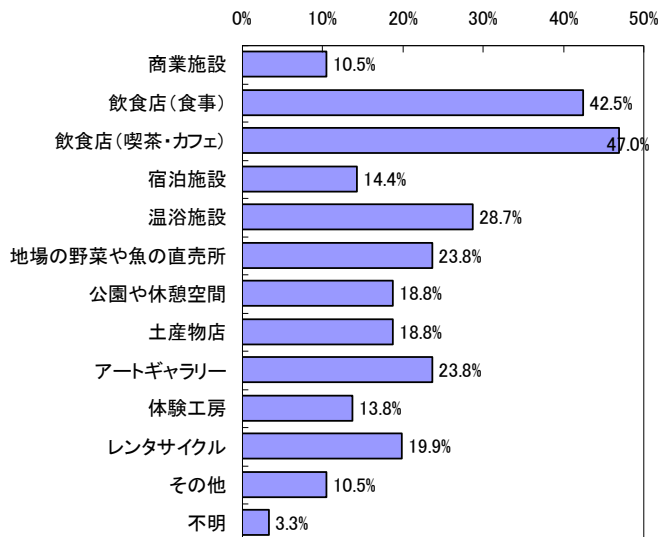


【中心市街地にあれば良い施設】

・飲食店、温浴施設、アートギャラリーに対する観光客のニーズが高い。

全体の傾向をみると、中心市街地にあれば良い施設については、飲食店（喫茶・カフェ）が47.0%と最も多く、次いで飲食店（食事）が42.5%、温浴施設が28.7%となっている。

■ 中心市街地にあれば良い施設



※複数回答

③直島観光客ニーズ調査（平成 23 年度実施）に基づく把握・分析

■実施概要

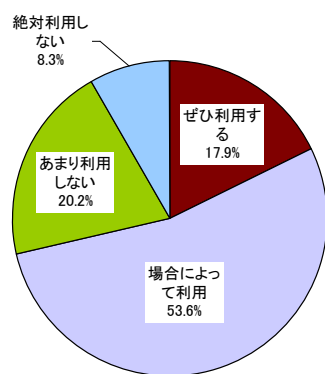
実施場所	実施方法	実施時期	回収数
四国汽船（直島行き）、フェリー乗り場	左記実施場所において、周辺通行者を対象にヒアリング形式の調査	平成 23 年 10 月 9 日（日）	84 票

【ホテル・温浴施設・ののちゃん記念館の利用ニーズ】

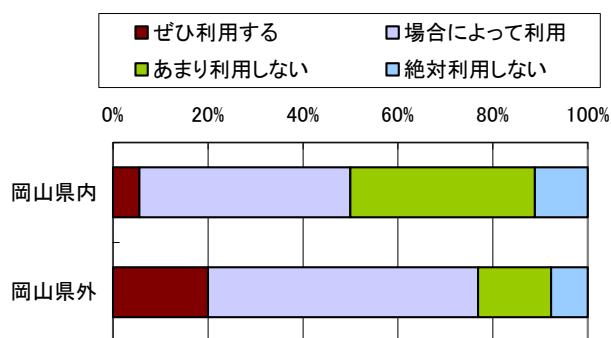
・直島観光客のホテル、温浴施設の利用ニーズが高い。

直島観光客の各施設の利用ニーズは、ホテルは 71.4%、温浴施設は 63.1%、ののちゃん記念館は 31.0%となっており、ホテルや温浴施設の利用ニーズが高い。特に、居住地別にみると、岡山県外のからの観光客は利用ニーズが高いことがわかる。

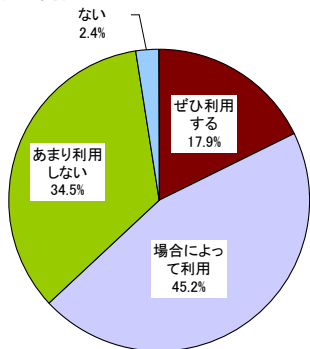
■ホテルの利用ニーズ



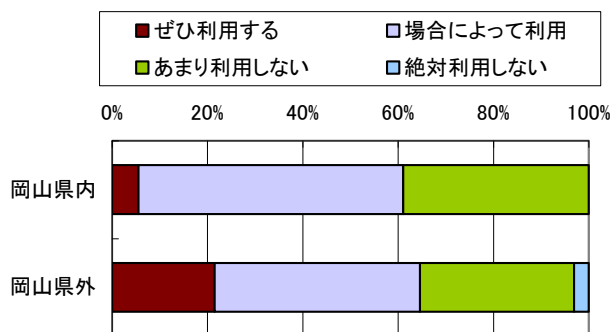
■ホテルの利用ニーズ（居住地別）※玉野市内除く



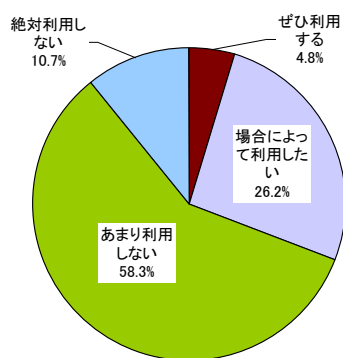
■温浴施設の利用ニーズ



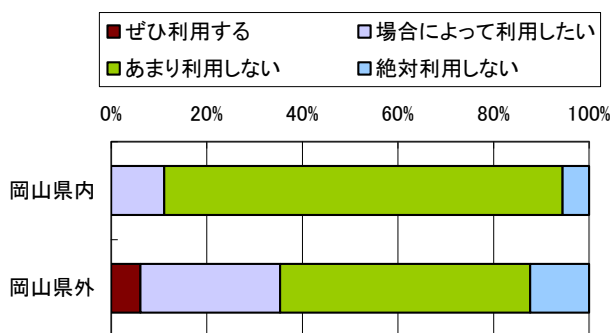
■温浴施設の利用ニーズ（居住地別）※玉野市内除く



■ののちゃん記念館の利用ニーズ



■ののちゃん記念館の利用ニーズ（居住地別）※玉野市内除く



(5) これまでの取組みの評価

①市街地整備の取組状況

JR 宇野駅周辺の整備や駐輪場等の整備が進められ、また、中心市街地内の沿道においても、東西の国道 30 号線において電線の地中化が進められるとともに、市道においては、メルカ前の南北幹線道沿いの整備が進められている。これらの環境整備による歩行者等の安全性や快適性を確保し、街なか居住を推進していく必要がある。

【主な事業】

- 宇野地区再開発事業
- 駅前周辺区画整理事業
- 駅前駐輪場整備事業
- 国道 30 号線景観整備事業
- 宇野洪川線電線共同整備事業



【駅前駐輪場】



【メルカ前の南北幹線道沿いの整備】

【課題】

ストリートファニチャーやサイン、街路樹の整備などの取組みも見られるが、中心市街地の滞留性や回遊性を高める整備が不足している。また、整備が進んでいない街路については老朽化や高齢者等の歩きにくさが問題となっており、今後は、一体的な街路整備と、より具体的な案内サインの整備などによる回遊性を高める事業に取り組んでいく必要がある。

② “ののちゃんの街” の取組み

玉野市出身の漫画家いしいひさいち氏は「がんばれ！タプチくん」でブレイクし、日本漫画家協会大賞、菊池寛賞を受賞した人気漫画家であり、現在朝日新聞に連載中の「ののちゃん」の舞台は故郷玉野市といわれる。

その漫画の世界を玉野のまちづくりに活かし、地域を元気にすることを目的として、玉野市全般にいしいひさいち氏の作品が散りばめられた街並みおよび施設を設置するなど、市民主体で“ののちゃんの街”の取組が始まっている。平成 23 年度には、みやま公園への出張展示やイベントや祭りへの参加、ののちゃんグッズの充実などの取組を広げている。

市においても、市制 70 周年にあたる平成 22 年度から「ののちゃん」を市のイメージキャラクターとして正式に位置づけ、様々な取組を始めており、今後も官民協働で“ののちゃんの街”の定着に向けた展開を行っていく。

【主な事業内容】

【平成 21 年度】

- ・部会を立上げ検討会議をはじめ（8月～）
- ・ダテ薬局築港店横「ふるさとたまの！ののちゃんの街」の看板完成（1月）
- ・築港商店街へのののちゃん等のタペストリー設置（2月）
- ・ののちゃんぬりえ大会実施（3月）
- ・部会ホームページ立上げ（3月）

【平成 22 年度】

- ・毎週土日「いしいひさいち展覧会」開始（4月3日～）

- | | | |
|--------|----------------------|-----------|
| ・ぬりえ展示 | ・DVD上映 | ・4コマパネル作成 |
| ・漫画本設置 | ・ののちゃんTシャツ、ハンカチ作成 など | |

- ・築港商店街での食事利用券（50円引き券）発行事業（6月～）

- ・展覧会場モデルチェンジ（仕事場再現コーナー設置・原画コーナー設置）（7月～）

- | |
|-----------------------------|
| ・ののちゃんマフラータオル・ステッカー・シール作成 |
| ・瀬戸内国際芸術祭向けへののちゃんブース出展 |
| ・各商店街イベントへの参加（ののちゃんピンポンゲーム） |
| ・玉野まつりうちわ公告 |

- ・4コマ漫画大会設置（8月～）

■ ののちゃんの取組み（H21～H22）



【“ののちゃんの街”の看板設置】



【空き店舗を活用した展覧会場】



【シーサイドゲート出展】

【平成 23 年度】

- ・「ののちゃんち」常設展示会場オープン 3月3日
- ・「ののちゃんち」みやま公園にて出張展示 3月27日・4月24日
- ・たまのみなとフェスティバルでのイベント
(4コマ漫画展示会場、ののちゃんダーツ他) 5月21日・22日
- ・ののちゃんグッズ販売
〔 ・缶バッジ ・タオルハンカチ ・エコバッグ ・フェイスタオル
・ネクタイ ・Tシャツ ・ポロシャツ ・ののちゃんカレー まど 〕
- ・田井小学校「親子ふれあいイベント」出張展示 7月2日
- ・玉商店会土曜夜市出店 7月2日
- ・築港夜市でのイベント
(4コマ漫画展示会場、ののちゃんダーツ他) 7月16日
- ・玉野まつりでの踊り連として参加 7月30日
- ・朝日新聞連載5,000回記念イベント 8月13日~31日
(山田家キャラクター人気投票、記念缶バッジ作成他)
- ・ののちゃん誕生日イベント(市内ケーキ屋4店舗とコラボ) 9月9日~11日
- ・玉野4コマ漫画祭り 11月3日~6日(新企画)
(全国新聞社4コマ漫画11作品パネル展示、巨大4コマ作成・4コマ募集・スタンプラリー・ぬりえ大会・B級グルメイベント出店・島路ギャラリー・ののちゃんミルナリエ(ライトアップ)他)

■ののちゃんの取組み(H23)



【みやま公園出張展示】



【玉野まつりでの踊り連】



【朝日新聞連載5,000回記念イベント】



【ののちゃんグッズ】



【ののちゃんカレー】



【玉野4コマ漫画祭り】

③活性化イベント等の取組状況

中心市街地内においては、宇野港ゆめ市場（毎月第2日曜日）やたまの・港フェスティバル（5月）、玉野まつり（花火大会・おどり大会など）（8月）などのイベント等を実施しているとともに、築港商店街においても、海の日！築港夜市（7月）を実施し、多くの来街者による賑わいが見られる。

しかし、単発的に行われることが多く、中心市街地活性化に繋がっているとは言い難い。今後は「のちゃん」「アート」や「ご当地グルメ」などと連携を図るなど、継続的な集客に繋がる策を展開していく必要がある。

■中心市街地に影響を与える行事・催事・イベントの状況（中心市街地内）

行事・催事・イベント名	内容	入込数 入込の特徴など
宇野港ゆめ市場	毎月第2日曜日に宇野港第一緑地（宇野駅南側）で開催の定例市。海産物・農産物特産物の市場や出店、ステージイベントや体験コーナーを開催している。	参加者数：毎回変動有り 一回 400人～1,000人程度
玉野みなと芸術フェスタ	NPO法人が主体となって、①玉野の芸術・文化振興、②歴史的な建造物の保存、③海・港を活かした観光振興を目的として、玉野の沿岸部一帯を使った様々なイベントを毎年11月頃展開している。	H20年3日間開催期間中で約1,000人
たまの・港フェスティバル	H7年から毎年5月に2日間開催する「海・港・船」をテーマにした玉野の地域性を活かしたイベント。大型船の入港による一般公開や、ステージイベント、地元商店も多数出店している。	H20年度：85,000人 H21年度：51,000人 H22年度：□0,000人
玉野おどり大会	毎年7月下旬～8月上旬の土日に開催。	H22年度 21,000人
海の日！築港夜市	毎年7月の海の日近くに築港商店街通りで主催する。地踊り囃、ゲーム、大抽選会等ある。	



【たまの港フェスティバル】



【たまの港フェスティバル】



【遊 ing 宇野】

■中心市街地に影響を与える行事・催事・イベントの状況（中心市街地区域外の市内）

行事・催事・イベント名	内容	入込数 入込の特徴など
深山まつり	深山公園内の桜の開花に合わせてライトアップし、夜桜を楽しむイベント。	H22年 15,000人
渋川藤まつり	渋川公園と駐車場周囲約90mの藤棚の藤の開花に合わせて開催する。GW中はイベントや特産品販売あり。	H20年（期間中）15,000人 H21年（期間中）29,600人 H22年（期間中）50,500人
渋川海水浴場海開き	白砂青松の海岸線約1キロメートルに及ぶ県下最大の海水浴場の海開きを6月下旬に行う。以後、8月末まで遊泳できる。会期中、海水浴客向けサービスイベントを随時開催。	海水浴期間中で約90,000人
花火大会	毎年7月下旬～8月上旬の土日に開催。	H22年度 80,000人
西行まつり	渋川海岸に西行法師が立寄りしたという故事に因んで毎年3月上旬に開催。「西行うどん」の無料試食会やクイズラリー、囃子を行う。	H22年 800人


④商業・商店街支援の取組状況

商業に関しては、玉野地域商業近代化地域計画に基づくショッピングモール・メルカのオープンなど、中心市街地の活性化に向けた取組みを行っている。また、チャレンジショップや空き店舗活用に関する支援事業に取り組んでいる。

今後は、施設整備とソフト支援が連携しながら、効果的な取組みにしていく必要がある。

【主な事業】


玉野地域商業近代化地域計画策定事業

事業概要	昭和 62 年に玉野商工会議所において、商店街や個々の商店、行政と商工会議の連携などを盛り込んだ玉野地域商業近代化地域計画を策定□	
事業実績	商業近代化地域計画に基づき、新たな商業中心地づくりと、地元商業の共存共栄を図る目的で、ショッピングモール・メルカが平成 5 年にオープンするに至った。メルカのオープンによって、地元商業者が集積したサービス性の高い総合的な大型商業施設が整備され、市内全域を商圈に捉えた賑わいの場が創出された。	 <p data-bbox="1042 1025 1294 1059">【ショッピングモール・メルカ】</p>
課題	メルカがオープンし 17 年が経ち、地域の商業拠点としての賑わいは見られるが、空き床を埋めるためのテナントミックスによる店舗構成の見直しと老朽化した施設の改善が課題となっている。	

チャレンジショップ事業「ルーキーズ」

事業概要	市内の問題となっている商店街等の空き店舗対策として、平成 14 年度から 5 年間のサンセット方式で、新規創業者の研修の場、商業体験の場づくりとなる「チャレンジショップ」(コマーシャル・インキュベータ「ルーキーズ」)をメルカ内にオープンさせ、玉野街づくり(株)が運営。平成 18 年度事業終了、玉野街づくり(株)が独立運営と募集を続けていたが、平成 20 年頃から募集は休止している。																															
事業実績	<p data-bbox="395 1659 831 1693">入店者の販売実績は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="368 1693 1430 1895"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>ピース (退店)</th> <th>イチング (正式テナントとして営業中)</th> <th>タイ雑貨 (退店)</th> <th>婦人服 (営業中)</th> <th>ハワイ雑貨 (市外へ移転)</th> <th>カジュアル (営業中)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間売上額(千円)</td> <td>921</td> <td>4,922</td> <td>3,744</td> <td>6,385</td> <td>8,222</td> <td>6,778</td> <td>30,972</td> </tr> <tr> <td>来客数(人)</td> <td>621</td> <td>1,276</td> <td>819</td> <td>29</td> <td>924</td> <td>514</td> <td>4,452</td> </tr> </tbody> </table>								業種	ピース (退店)	イチング (正式テナントとして営業中)	タイ雑貨 (退店)	婦人服 (営業中)	ハワイ雑貨 (市外へ移転)	カジュアル (営業中)	合計	年間売上額(千円)	921	4,922	3,744	6,385	8,222	6,778	30,972	来客数(人)	621	1,276	819	29	924	514	4,452
業種	ピース (退店)	イチング (正式テナントとして営業中)	タイ雑貨 (退店)	婦人服 (営業中)	ハワイ雑貨 (市外へ移転)	カジュアル (営業中)	合計																									
年間売上額(千円)	921	4,922	3,744	6,385	8,222	6,778	30,972																									
来客数(人)	621	1,276	819	29	924	514	4,452																									
課題	ショッピングモール・メルカのテナントミックスの構成の見直しに併せて、チャレンジショップスペースを検討するなど、メルカとの協議を進めながら、事業の復活を検討する必要がある。																															

魅力ある個店づくり事業

事業概要	市内の中小商業の振興に寄与するため、中小事業者等が店舗の魅力づくりを図るために行う店舗の新築・移築・増築・改築等に必要な経費に対する支援を行い、地域商業の活性化を図る。
事業実績	平成 21 年度は 2 店舗（うち中心市街地内 1 店舗）、平成 22 年度は 4 店舗（全て中心市街地区域内、うち空き店舗活用 1 店舗） 
課題	支援事業の更なる利用拡大、中心市街地での利促進のために、補助の拡充、中心市街地活性化区域内で創業する際の支援制度の新設、または既存策の拡大を検討する必要がある。

【事業実績】

宇野港商店街アーケード撤去事業

事業概要	老朽化したアーケードは商店街を暗くし、安全面についても不安要素になっているため、アーケード撤去して明るく開放的な空間創出を図るとともに、他の環境整備を同時実施するなど、商店街全体のリフレッシュを行った。
事業実績	「明るく開放的な空間創出で安心・安全な地域コミュニティの場再生する」を基本コンセプトとし、建物（お店）と街路（通り）が一体化しイメージで安心・安全かつ自由に散策できるよう、街路全体を広場のように活用する。基本コンセプトに則り、平成 20 年にアーケードを撤去し開放的な空間を創出した。今後、新たな商店街の再生に向けた取組みが必要である。

(6) 中心市街地衰退の要因とこれまでの取組の成果・反省

①中心市街地衰退の要因

人口減少の要因は、産業低迷や宇高連絡船の廃止の影響が大きく、市全体と比較して少子高齢化が進展している。

玉野市の人口は、昭和 49 年のオイルショック以降の基幹産業の衰退、昭和 63 年の宇高連絡船の廃止の影響により減少の一途を辿っている。また中心市街地は市全体と比較して、人口減少や少子高齢化が著しいことがうかがえる。

宇高連絡船の廃止、郊外部への人口流出によって、中心市街地の歩行者・自転車通行量が激減している。

中心市街地の歩行者・自転車の通行量は、宇高連絡船の廃止以前の昭和 62 年の歩行者通行量と比較すると、平日、休日ともに大幅に減少している。この要因としては、宇高連絡船の廃止に加えて、中心市街地から岡山市や倉敷市の商圏に属している郊外部への人口流出が考えられ、結果として商業の衰退につながったと推定される。

宇野駅東側の一等地に大規模な空地があり、求心性の低下につながっている。

宇野駅西側には商店街やメルカなどの商業施設や、公共施設、医療施設などの生活関連施設が分布しているものの、宇野駅東側の沿岸の土地は 5.1ha の空地となっており、求心性の低下につながっている。

②これまでの取組の成果・反省

成果：市民、民間主体による”ののちゃんの街“やアートの取組のはじまり。
宇野駅周辺や国道沿道の市街地整備と平成 5 年のショッピングモール・メルカのオープンにより、居住環境や生活利便性が向上。

ソフト面においては、地域特有の資源である”ののちゃんの街“やアートを活かした取組が、市民や民間主体によって進められている。

ハード面においては、平成 5 年のショッピングモール・メルカのオープンによって、地元商業者が集積したサービス性の高い総合的な大型商業施設が整備され、市内全域を商圏に捉えた賑わいの場が創出された。しかし、メルカがオープンし 17 年が経ち、施設の老朽化や空きテナントへの対応が課題となっている。また、宇野駅周辺や国道沿道では市街地整備に取り組み、生活利便性の高い市街地環境が形成されている。

反省：来街者（特に観光客）が回遊・滞在する仕組みが弱い。
宇野駅以東が広大な遊休地となっている。

直島への観光客をはじめとする来街者が、中心市街地を通過するだけで、中心市街地の活性化に結びついていない。”ののちゃんの街“やアート、ご当地グルメの取組が活発化しているが、各取組の連携や観光客が回遊・滞在する仕組みが弱い状況である。これらの地域特有の取組を活かし、観光客が中心市街地内を回遊できる取組が必要である。

また、JR宇野駅以東の地域には、宇野港第二突堤に旧国鉄跡地の5.1ヘクタールの遊休地を擁しており、三セク形式で持ち上がったテーマパーク建設計画が平成17年度に凍結し、民間企業が当該土地を取得して以降、商業施設等の計画が浮上しては立ち消えていく状況が続いていた。この駅前の眼前に広がる遊休地の長期にわたる「無風状態」が中心市街地の魅力喪失の大きな要因となっている。

[3] 中心市街地の課題と基本的な方針

(1) 中心市街地活性化の課題

中心市街地の現状や地域のニーズを踏まえ、中心市街地活性化の課題を以下の2点に整理する。

課題①：中心市街地の利用頻度の低下と来街者が滞在・回遊する仕組みが不足

現状をみると、中心市街地内の通行量が激減している一方、JR宇野駅内にある観光案内所の入込客数は増加しているほか、宇野港の乗降人員も増加傾向にあり、宇野港の人流港としての役割はまだまだ大きい。しかし、そのほとんどが直島などの島しょ部などへ渡航する来街者で、本市の中心市街地を回遊する機会は少ないことが推察される。来街者アンケートからも直島を目的として来街する観光客が約60%を占める。また、宇野港は小豆島や豊島などの玄関口の役割があり、島しょ部の住民、通勤にも多く利用されている。

しかし、これらのニーズは中心市街地に賑わいを再生するための潜在的ニーズとして捉えることができ、本市の地域ブランドの確立により、中心市街地で回遊・滞在につながるニーズと考えられる。

<遊休地を活用した来街者が滞在できる拠点づくり>

直島観光客ニーズ調査では、宿泊施設や温浴施設に対する利用ニーズが高くなっている。宇野駅東側の5.1haの空地が中心市街地の求心性の低下につながっていることから、中心市街地の顔づくりとともに、本市の中心市街地活性化には、遊休地を活用した宿泊施設や温浴施設などの観光客が滞在できる整備が効果的である。

<ののちゃんやアートなどの資源を活かした回遊づくり>

施設整備だけでなく、市民主体の“ののちゃんの街”の取組を地域ブランドとして確立することや、駅東創庫やアート工房るんるん島などのアート活動などのアートの取組と連携することにより、本市中心市街地の目的とした着地型の観光振興と周辺観光地と連携した観光振興が必要である。

<地域資源の連携による商店街の新たな再生>

築港商店街においては、これまでのような物販を中心とした活性化は難しく、地域資源の連携による新たな再生が求められる。築港は“ののちゃん”のまちのモデルとなった経緯から、“ののちゃんの街”の取組みと連携する必要がある。また、直島のアートとの連携により、空き店舗をアート活動の拠点として活用するなど、新たな形での再生に取り組む必要がある。

<地域の文化・資源を活かした食のブランド化>

「食」に関しては、玉野市B級グルメ「たまの温玉めし」「たまげたバーガー」「自衛官カレー」のPRや飲食店の連携による一体的な食文化の提供などにより、地域食の魅力を向上する必要がある。「どてきり」についても、全国でも数少ない食資源の安定的生産に向けた研究開発を進めており、地域活性化につながる可能性を秘めている。

■ 中心市街地のブランドとなる資源



【人流港である宇野港】



【アートの活動拠点：駅東創庫】



【ののちゃんの街の取組み】

■ 滞在するための活用資源



【広大な遊休地の有効活用】



【ご当地グルメ：たまの温玉めし】



【匠てきりの研究開発】

課題②：生活利便性を活かし、人口減少や高齢化への対応が必要

本市の中心市街地は、瀬戸内海でも数少ない港に接した市街地であり、市街地から瀬戸内海の多島美を眺めることができる自然環境に恵まれた地域である。また、宇野港及びJR宇野駅の交通拠点を中心に、公共公益施設や医療・福祉施設、商業施設が集積しており、生活利便性の高い地域である。

現状をみると、中心市街地内の人口は減少を続けていること、また、高齢化率は約30%程度で推移し、市全体と比較して高齢化が進んでいることが中心市街地の衰退につながっている。よって、にぎわいを取り戻すためには、居住人口の増加と高齢化に対応した住まいづくりが必要である。市民アンケートからも、「高齢者も歩いて暮らすことができ、福祉が充実した人にやさしいまち」が求められている。また、中心市街地居住の条件としては、特に60歳代以上では、買物や医療・福祉施設サービスの利便性などの住環境に対するニーズが高くなっている。

中心市街地内に集積する玉野市民病院や玉野中央病院などの医療・福祉サービスと連携することによって、高齢者が元気でいられるまちづくりに取り組んでいくことが必要である。また、アートなどの地域資源との連携により、若者も住みたくなる環境づくりを促進することが求められる。

■ 中心市街地の生活利便施設



【市民の交通拠点となっている宇野駅】



【玉野市民病院】



【中央公民館】

(2) 中心市街地活性化の基本方針

①基本コンセプト

本市の中心市街地活性化に向け、港に集まる観光客が回遊・滞在することによる活性化と、瀬戸内の港町の環境の良さと生活利便性の高さを活かしながら、市民が住みやすく生活しやすい中心市街地を目指す。そのためには、中心市街地の顔づくりとして来街者や市民の交流拠点を整備し、また、ののちゃん、アート、ご当地グルメなどの中心市街地の資源を活用しながら、観光客や島しょ部からの来街者が回遊・滞在でき、市民と観光客が交流する人流港としての役割をより深化していくことが重要である。

上記の考えに基づき、本市の中心市街地活性化に向けた基本コンセプトを以下のように設定する。

【基本コンセプト】

新・人流港へ！～人が集い交流する瀬戸内の港町 玉野～

②基本方針

中心市街地の現状と課題を踏まえ、基本コンセプトに基づき、2つの方針に分けて、中心市街地活性化に向けた基本方針を設定する。

基本方針①：まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり

アートへの観光客が増加している追い風に対して、本市における芸術活動や“ののちゃんの街”などの地域資源や港の魅力を活用して、玉野の地域ブランドの確立とともに、観光客や市民が回遊する中心市街地を目指す。また、既存商店街や商業施設の新しい切り口での再生、地域食文化との連携により、市民や観光客で賑わう中心市街地を目指す。

【将来の目指す姿】

- “ののちゃんの街”とアートで回遊できるまち
- 活力ある資源を活かし、ゆったりと滞在できるまち
- 地域の食文化を発信し、滞在できるまち

基本方針②：生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり

高齢化や人口減少の向かい風に対して、中心市街地における快適な生活環境や医療・福祉機能の集積を活かし、市民が生活しやすく住みやすい中心市街地を目指す。

【将来の目指す姿】

- 海や島々、山々など自然環境が感じられるまち
- 地元住民が積極的に出歩き、人と人との交流が活発なまち
- 高齢者が元気なまち

③中心市街地の将来構造

○広域交流賑わいゾーン

J R宇野駅と宇野港を中心に、駅南東部の遊休地と宇野港商店街を含むエリアを「広域交流賑わいゾーン」として、観光客の回遊・滞在の場、市民の生活の場として賑わいによる交流を創出する。

○地域交流密着ゾーン

玉野市役所などの公共公益施設や国道 30 号沿道の商業施設が集積しているエリアを「地域交流密着ゾーン」として、既存の都市機能の集積を活かし、市民が交流・滞在できるコミュニティ機能の高い環境を形成する。

○交通拠点

宇野港及びJ R宇野駅を交通拠点として、市民や観光客の利用を促進するとともに、中心市街地を回遊する拠点として位置づける。

○広域交流拠点

駅東側の遊休地を広域交流拠点として位置づけ、通過型の観光客が滞留・滞在することができる中心市街地の顔として、観光客や市民の利用を促進する宿泊施設や温浴施設の整備や、新たに広域からの集客を図るための商業施設の整備を図る。

○交流拠点

築港商店街（みなと展望エリアを含む）とメルカを交流拠点として、商店街や既存施設を有効活用しながら、ののちゃんやアートなどの地域資源との連携により、地域密着型の交流空間を構築するとともに、市民と来街者が行き交う交流拠点として位置づける。

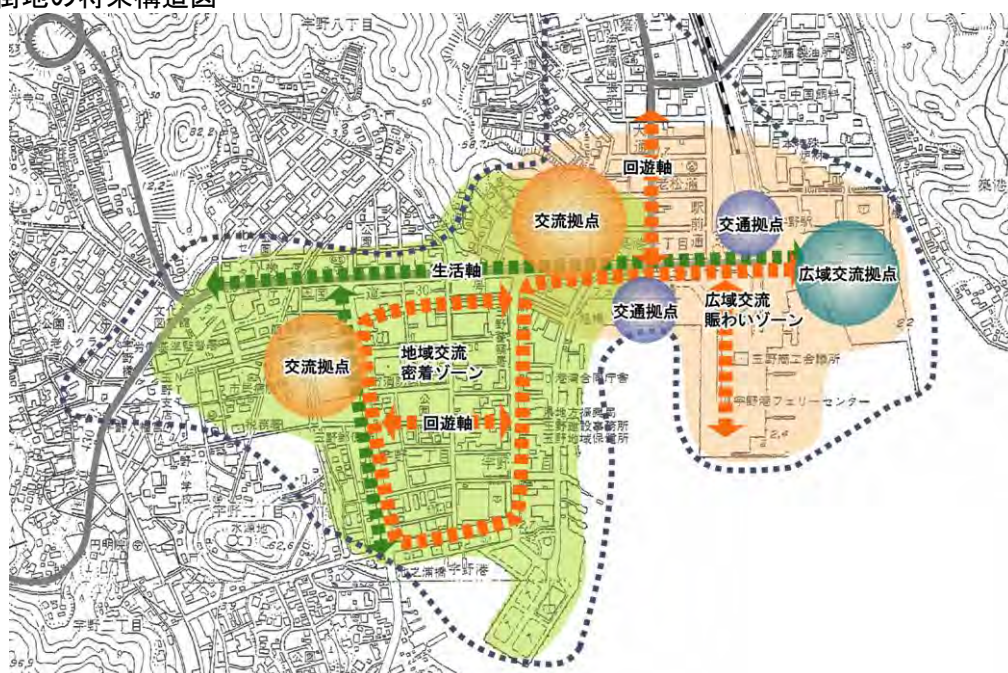
○回遊軸

J R宇野駅及び宇野港を中心に、商業拠点や宇野港商店街の“ののちゃんの街”、アート活動により、広域交流賑わいゾーンと地域交流密着ゾーンを回遊し、観光客や市民で賑わう取組みを促進する。

○生活軸

J R宇野駅から市役所やメルカまでの軸を市民の生活軸として、コミュニティバスの運行など車がなくても生活でき、交流拠点間が連携できる市街地の形成を図る。

■中心市街地の将来構造図



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

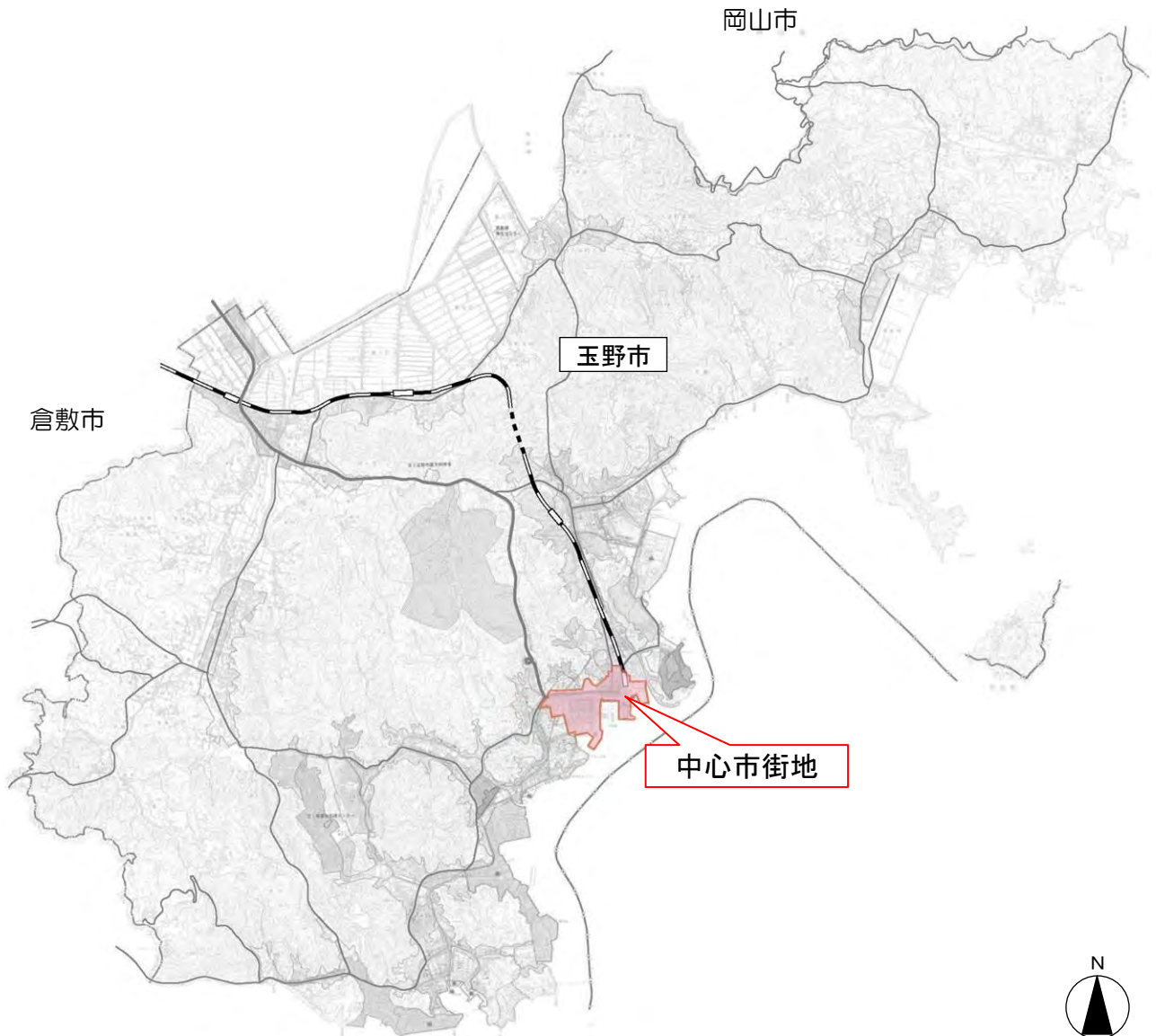
位置設定の考え方

本市は、明治 39 年に宇野港が修築開始、同 42 年の竣工以来、宇野線開通と宇高連絡船の就航により、本土と四国を結ぶ海上交通の要衝として繁栄してきた。また、宇野港の発展と並行して、産業においては、造船所が建設され、それ以降は製造業も発展の基礎となった。

昭和 63 年の瀬戸大橋開通に伴う宇高連絡線の廃止によって交通体系が劇的に変化し、JR 宇野駅周辺は、求心性の低下や商店街の衰退がみられるが、公共公益施設や医療・福祉施設が集積し生活利便性の高い地域であるとともに、直島などの島しょ部への交通拠点となっている。

このことから、JR 宇野駅及び宇野港を中心として、商業、交通、観光、公共公益、医療・福祉などの多様な都市機能が集積している範囲を中心市街地の位置とする。生活利便性の高さを活かすとともに、観光客などの潜在的ニーズを引き込むことにより、中心市街地の賑わいの創出や市全体の振興につながるものとする。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

中心市街地活性化区域の範囲は、以下の理由で設定し、下図に示す約 70ha の区域とする。

<JR 宇野駅及び宇野港周辺の商業地域を中心とした範囲>

・JR 宇野駅及び宇野港周辺は商業地域に位置づけられ、現に築港エリアやショッピングモール・メルカなどの本市の中心となる商業機能が集積している。中心市街地活性化区域は商業地域を中心とした範囲とすることで、中心部のにぎわいの再生とともに市全体の振興につながると考える。

<公共公益施設や医療・福祉施設などの生活利便機能が集積している範囲>

・JR 宇野駅及び宇野港には、公共公益施設や医療・福祉施設などの生活利便施設が集積している。それらを含めた範囲を中心市街地活性化区域とすることで、より生活しやすい環境づくりを一体的に図ることができると思う。

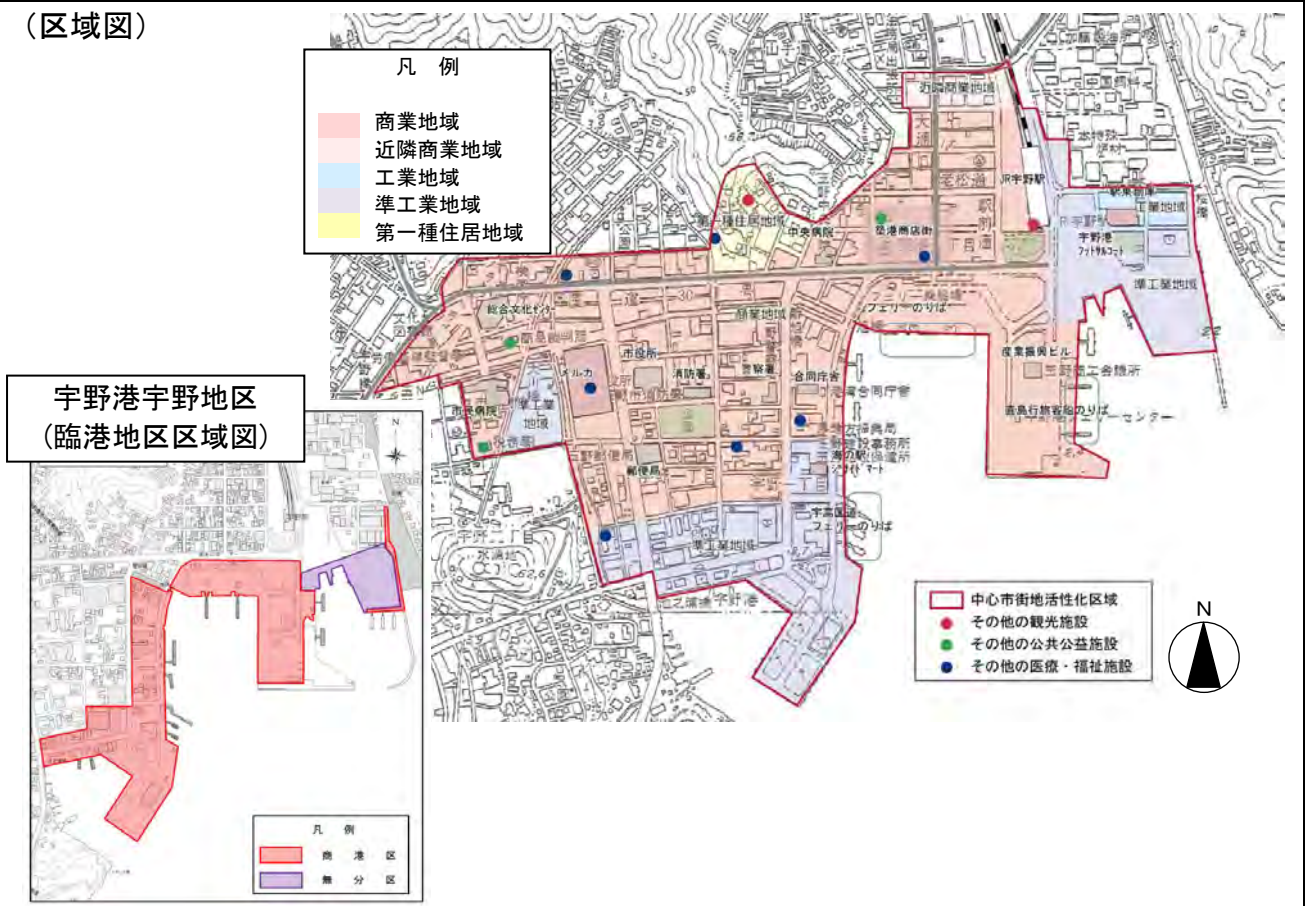
<中心市街地活性化のために有効活用を図るべき大規模な遊休地を含む範囲>

・JR 宇野駅の南東部の準工業地域には大規模な遊休地が存在し、広域交流拠点として、宿泊施設や温泉施設などの交流施設の整備が予定されていることから、中心市街地活性化に決定的な役割を果たすことが考えられる。そのため、中心市街地活性化区域に含め計画的な土地利用を図ることとする。

(2) 区域の境界となる部分

- ・東側…海岸線及び駅東創庫（工業地域）を含む準工業地域の境界
- ・西側…国道 30 号及び商業地域と準工業地域の境界
- ・南側…海岸線
- ・北側…リゾートよし将（第一種住居地域）含む商業地域と県道 466 号の境界

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																																														
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地の面積は、70ha（市域面積の0.69%）であるが、以下に示すとおり集積があり、玉野市内で最も高い集積となっている。</p> <p>○小売業の集積 ⇒小売業などの商業機能が集積している。 小売業の対市シェアをみると、商店数で11.1%、年間販売額で22.1%。売場面積で30.2%を占め、中心市街地に小売業が集積している。</p> <p>■小売業の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">商店数 (店)</th> <th style="text-align: center;">年間販売額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">売場面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">10,291</td> <td style="text-align: center;">21,599</td> </tr> <tr> <td>玉野市</td> <td style="text-align: center;">658</td> <td style="text-align: center;">46,573</td> <td style="text-align: center;">71,429</td> </tr> <tr> <td>対市シェア</td> <td style="text-align: center;">11.1%</td> <td style="text-align: center;">22.1%</td> <td style="text-align: center;">30.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○都市福利施設の集積 ⇒市民が多く利用する公共公益施設、医療・福祉施設が集積している。 中心市街地には、玉野市役所、総合文化センター、文化会館（バウハウス）、玉野港湾合同庁舎、日本郵政(株)玉野支店、玉野税務署、玉野警察署などの官公署・公共公益施設や、玉野市民病院、玉野中央病院、その他個人病院などの医療施設、グループホームやわらぎ、いきいきセンター（地域包括支援センター）などの福祉施設が立地しており、多くの都市福利施設が集積している。その他にも、中心市街地周辺には宇野小学校や宇野中学校が立地しており、生活しやすい環境が整っている。</p> <p>※ 公共公益施設の分布図は p14 を参照 ※ 医療・福祉施設の分布図は p16 を参照</p> <p>■医療・福祉施設数の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区</th> <th style="text-align: center;">居宅介護支援</th> <th style="text-align: center;">在宅サービス</th> <th style="text-align: center;">認知症対応型共同生活介護（GH）</th> <th style="text-align: center;">その他の高齢者福祉サービス</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市全域</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">157</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">202</td> </tr> <tr> <td>中心市街地内</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td>中心市街地内占有率</td> <td style="text-align: center;">3.8%</td> <td style="text-align: center;">19.1%</td> <td style="text-align: center;">20.0%</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> <td style="text-align: center;">16.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">比較対象：中心市街地内人口占有率⇒</td> <td style="text-align: center;">2.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（平成23年1月時点）</p> <p>○交通施設の拠点 ⇒JR宇野駅及び宇野港など、市民の交通施設の拠点となっている。 JR宇野駅は宇野線の最終駅となっており、市民の生活の移動手段となっている。JR宇野駅の近接する宇野港は、高松へのフェリー便が24時間終日運航しているほか、直島や豊島、小豆島へのアクセスにおいて極めて重要な役割を果たしている。また、JR宇野駅前を拠点に、市内のバス交通の拠点となっており、岡山市や倉敷市への広域バスの発着地となっている。</p>		商店数 (店)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)	中心市街地	73	10,291	21,599	玉野市	658	46,573	71,429	対市シェア	11.1%	22.1%	30.2%	地区	居宅介護支援	在宅サービス	認知症対応型共同生活介護（GH）	その他の高齢者福祉サービス	合計	市全域	26	157	10	9	202	中心市街地内	1	30	2	0	33	中心市街地内占有率	3.8%	19.1%	20.0%	0.0%	16.3%	比較対象：中心市街地内人口占有率⇒					2.7%
	商店数 (店)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)																																												
中心市街地	73	10,291	21,599																																												
玉野市	658	46,573	71,429																																												
対市シェア	11.1%	22.1%	30.2%																																												
地区	居宅介護支援	在宅サービス	認知症対応型共同生活介護（GH）	その他の高齢者福祉サービス	合計																																										
市全域	26	157	10	9	202																																										
中心市街地内	1	30	2	0	33																																										
中心市街地内占有率	3.8%	19.1%	20.0%	0.0%	16.3%																																										
比較対象：中心市街地内人口占有率⇒					2.7%																																										

要件	説明																																																				
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>中心市街地の商業、都市機能、人口などの集積が低下しており、玉野市全体の経済活力の維持に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>○小売業事業所数、年間販売額の減少 ⇒平成9年から平成19年にかけて、中心市街地内の小売業事業所数と年間販売額は減少しており、経済活力の維持に支障を生じている。</p> <p>中心市街地（宇野駅前地区商店街、宇野商店街区）の商業活動の状況を見ると、小売事業所数と年間販売額は減少しており、衰退傾向にある。売場効率（単位面積あたりの販売額）も低下しており、小売事業所の経営は厳しい状況が続いている。</p> <p>■中心市街地内小売業事業所数の推移 ■中心市街地内年間販売額の推移</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="523 835 914 1189"> <table border="1"> <caption>中心市街地内小売業事業所数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>小売業事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="986 835 1377 1189"> <table border="1"> <caption>中心市街地内年間販売額の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年間販売額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年</td> <td>13,750</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>12,621</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>10,291</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: right;">(商業統計)</p> <p>○居住者の高齢化 ⇒中心市街地の高齢化率は全市の高齢化率よりも高く、機能的な都市活動の確保に支障を生じている。</p> <p>中心市街地の高齢化率は、近年は30%前後で推移しているものの、平成21年で30.6%と、全市の高齢化率(28.2%)よりも高くなっている。</p> <p>■高齢化率の推移</p> <div data-bbox="571 1648 1329 2018"> <table border="1"> <caption>高齢化率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>中心市街地内高齢化率</th> <th>玉野市高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H11</td> <td>24.8%</td> <td>20.7%</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>25.8%</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>26.2%</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>27.4%</td> <td>22.7%</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>28.7%</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>30.0%</td> <td>24.0%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>30.8%</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>31.3%</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>30.9%</td> <td>26.3%</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>31.0%</td> <td>27.3%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>30.6%</td> <td>28.2%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">(住民基本台帳)</p>	年	小売業事業所数	平成9年	130	平成14年	107	平成19年	93	年	年間販売額(百万円)	平成9年	13,750	平成14年	12,621	平成19年	10,291	年	中心市街地内高齢化率	玉野市高齢化率	H11	24.8%	20.7%	H12	25.8%	21.2%	H13	26.2%	22.0%	H14	27.4%	22.7%	H15	28.7%	23.5%	H16	30.0%	24.0%	H17	30.8%	24.6%	H18	31.3%	25.4%	H19	30.9%	26.3%	H20	31.0%	27.3%	H21	30.6%	28.2%
年	小売業事業所数																																																				
平成9年	130																																																				
平成14年	107																																																				
平成19年	93																																																				
年	年間販売額(百万円)																																																				
平成9年	13,750																																																				
平成14年	12,621																																																				
平成19年	10,291																																																				
年	中心市街地内高齢化率	玉野市高齢化率																																																			
H11	24.8%	20.7%																																																			
H12	25.8%	21.2%																																																			
H13	26.2%	22.0%																																																			
H14	27.4%	22.7%																																																			
H15	28.7%	23.5%																																																			
H16	30.0%	24.0%																																																			
H17	30.8%	24.6%																																																			
H18	31.3%	25.4%																																																			
H19	30.9%	26.3%																																																			
H20	31.0%	27.3%																																																			
H21	30.6%	28.2%																																																			

要件	説明																		
	<p>○JR宇野駅利用者の減少 ⇒平成12年から平成22年にかけてJR宇野駅利用者は減少傾向にあり、地域の活力の維持に支障を生じている。</p> <p>中心市街地の交通拠点となるJR宇野駅の利用者数は年々減少しており、平成22年で437,270人となっている。平成13年と比較すると、110,632人減少しており、今後も減少することが予測される。</p> <p>■宇野駅利用者数の推移</p> <table border="1"> <caption>宇野駅利用者数の推移 (人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H8</td><td>555,895</td></tr> <tr><td>H9</td><td>536,550</td></tr> <tr><td>H10</td><td>549,727</td></tr> <tr><td>H11</td><td>531,805</td></tr> <tr><td>H12</td><td>506,620</td></tr> <tr><td>H13</td><td>464,280</td></tr> <tr><td>H14</td><td>439,095</td></tr> <tr><td>H15</td><td>437,270</td></tr> </tbody> </table>	年度	利用者数 (人)	H8	555,895	H9	536,550	H10	549,727	H11	531,805	H12	506,620	H13	464,280	H14	439,095	H15	437,270
年度	利用者数 (人)																		
H8	555,895																		
H9	536,550																		
H10	549,727																		
H11	531,805																		
H12	506,620																		
H13	464,280																		
H14	439,095																		
H15	437,270																		

要件	説明
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、玉野市総合計画等との整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、玉野市全域の発展に有効かつ適切である。</p> <p>○玉野市総合計画との整合</p> <p>玉野市総合計画（平成19年4月策定）では、基本構想（計画期間：平成19年度～平成27年度）において、「安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市」を将来像とし、商工業の振興による活性化や観光による賑わいの創出などによる市全域の活力の創出を目指している。その中でも中心市街地の活性化においては以下のように位置づけられている。</p> <p>＜地域の方向性 ー宇野・築港地域ー＞</p> <p>本市の中心市街地としての賑わいを取り戻すため、瀬戸内海の島しょ部との連携を図り、瀬戸内海の多島美をはじめ、直島、小豆島など近隣の豊富な観光資源を活用することで、宇野港を中心とした新たな観光ルートを構築するなど、宇野港の魅力アップを図る。さらには、大型客船の寄港に向け、ポートセールスの強化による航路誘致の推進と受入体制の確保に努め、観光客を増加させるとともに、築港商店街など周辺地域を活性化させることで、相乗的に賑わいを創出する。</p> <p>＜土地利用計画 ー商業用地の利用＞</p> <p>宇野駅周辺については、大型客船バースの完成など、宇野港再開発事業もほぼ完了し、今後は、本市の顔として中心市街地の形成が必要である。このため、民間による商業施設の整備を促進し、周辺商店街の活性化を図るなど、賑わいを創出しながら、新たな雇用の場を確保する。</p> <p>＜分野別計画 ー商工業を活性化させる＞</p> <p>中心市街地の活性化を図るため、総合的な施策展開を行い、既存の商業施設や周辺商店街の活性化につなげる。</p>

3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 玉野市中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化に向けた基本方針に基づき、中心市街地活性化の目標を以下の2点とし、目標の実現に向けた事業に取り組んでいくこととする。

基本方針①：まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり

⇒目標1：中心市街地内の回遊性の向上

【将来の目指す姿】

- ・広域交流による宿泊施設や温浴施設などニーズにあった施設整備が進み、観光客や市民が中心市街地に滞在・回遊している。
- ・現在の瀬戸内海の島々に渡航する通過型の観光スタイルから、玉野市の中心市街地も目的地の一つとしたとした着地型の観光客が増加している。
- ・“ののちゃんの街”やアートをテーマとして、中心市街地や商店街の拠点施設を中心に、観光客が回遊している。
- ・B級グルメ「たまの温玉めし」や新たな地元特産品の開発により、玉野市の食ブランドが定着し、来街者の増加につながっている。
- ・“瀬戸内の港町”としての特性を活かした大型客船の誘致やイベントなどにより、“港町”としての都市ブランドが定着し、来街者の増加につながっている。
- ・ショッピングモール・メルカにおける施設リニューアルや地域のニーズにあった店舗の再配置が進み、地域のにぎわいの拠点となっている。

基本方針②：生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり

⇒目標2：街なか居住の推進

【将来の目指す姿】

- ・中心市街地の生活利便性や、宇野港の高い防災機能等による安心安全の環境を活かし、誰もが歩いて暮らすことができる居住環境が形成されている。
- ・既存の医療・福祉施設との連携や、福祉機能と一体となった住宅供給により、誰もが安心して健康的かつ快適に暮らすことができる街なか居住が、市民のステータスとなっている。
- ・築港商店街の空き店舗を活用したアート活動の拠点として再生が進み、アートを志す若者の定住につながっている。

(2) 計画期間の考え方

計画期間は、平成 24 年 4 月から、事業実施の効果が現れると見込まれる平成 29 年 3 月までの 5 年とし、その最終年度である平成 28 年度を目標年次とする。

(3) 目標指標の考え方

中心市街地活性化の目標を達成するために、目標 1、目標 2 について達成状況や事業の進捗状況を把握するための目標数値を設定する。

基本方針①：まちの魅力が連携し、人が行き交うまちづくり

【将来の目指す姿】

- “ののちゃんの街” とアートで回遊できるまち
- 活力ある資源を活かし、ゆったりと滞在できるまち
- 地域の食文化を発信し、滞在できるまち

【目標 1】

中心市街地内の回遊性の向上

【目標指標 1】

歩行者・自転車通行量

基本方針②：生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり

【将来の目指す姿】

- 海や島々、山々など自然環境が感じられるまち
- 住民が積極的に出歩き、人と人との交流が活発なまち
- 高齢者が元気なまち

【目標 2】

街なか居住の推進

【目標指標 2】

中心市街地の居住人口

【主要事業】

基本方針①：まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり

- ・瀬戸内温泉「たまの湯」事業
- ・瀬戸内・海のホテル事業
- ・商業施設開発事業
- ・クリエイター交流拠点設置・運営事業
- ・テナント・ミックス事業
- ・ののちゃんミュージアム事業
- ・みなと展望エリアレストラン整備事業
- ・ののちゃんモニュメント設置事業
- ・4コマ漫画案内板設置事業
- ・歩行者用サイン設置事業
- ・カラー舗装事業
- ・たまの温玉めしPR事業
- ・地元特産品どてきり開発事業
- ・ののちゃんとアートなさんぼみち・ぐるり回遊マップ作成事業
- ・ののちゃんとアートの街・回遊事業
- ・一店逸品事業
- ・エリア共通お買い物券の発行事業
- ・コミュニティバス事業
- ・エリア内レンタルサイクル運営事業など

基本方針②：生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり

- ・商店街再生プロジェクト事業
- ・クリエイター交流拠点設置・運営事業【再掲】
- ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅整備事業
- ・シニア向け住宅整備事業
- ・こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業
- ・親水公園整備事業
- ・中央公園魅力化整備事業
- ・カラー舗装事業【再掲】
- ・街路灯整備事業
- ・コミュニティバス停留所整備事業
- ・市内病院との連携健康増進事業
- ・いきいき健康増進事業
- ・街なか健康コース回遊事業
- ・「たまの地域人づくり大学」事業
- ・まちづくり講座事業 など

(4) 目標指標の設定と具体的な目標数値の考え方

【目標指標1】歩行者・自転車通行量（休日）

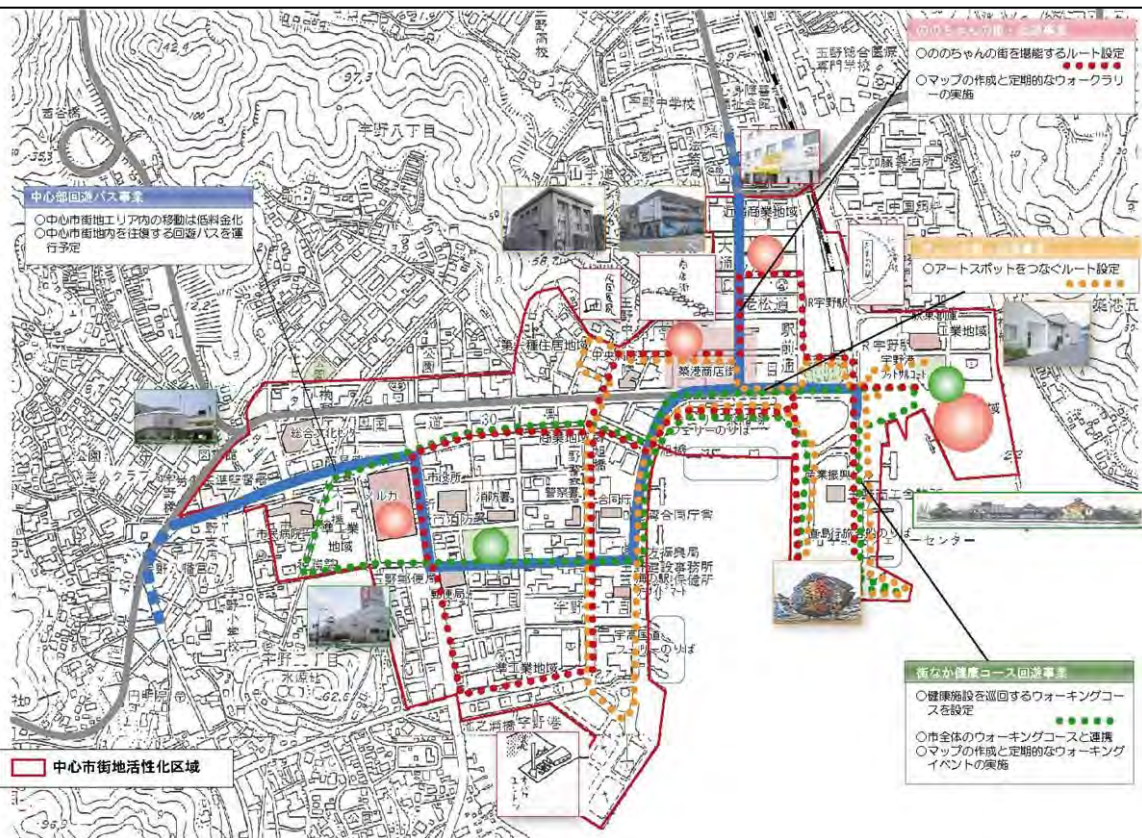
①具体的な目標数値の考え方

「まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり」の実現を図るために、中心市街地内の回遊性の向上に取り組み、その成果を測る指標として「歩行者・自転車通行量（休日）」を目標指標とする。休日における直島への観光客の増加を活かし、「ののちゃんの街」やアートの実組、イベントの実施による直島への観光ニーズに即した回遊事業に取り組み、直島観光客の潜在的ニーズを中心市街地に呼び込むことで休日の回遊性の向上が中心市街地活性化につながる。

算定にあたっては、まず基準年次（平成22年・23年）の歩行者・自転車通行量を基準値とする。基準値に、瀬戸内・海のホテル事業、瀬戸内温泉「たまの湯」事業、ののちゃんミュージアム事業、いしいひさいち展覧会事業、みなと展望レストラン事業、テナント・ミックス事業の各種事業実施による増加分を加算するとともに、「街なか居住の推進」により、新規居住者の増加による効果を加算する。これらの事業による増加を促進するために、ののちゃんとアートの街・回遊事業、街なか健康コース回遊事業、地元特産品どてきり開発事業、エリア内レンタルサイクル運営事業、温玉めしPR事業など回遊事業に取り組み、回遊性のある中心市街地活性化を図る。

■回遊性向上に向けた考え方

- ①集客事業と連携しながら、具体的な回遊ルートを設定し、市民や来街者の徒歩や自転車による回遊を向上する。
⇒ののちゃんとアートの街・回遊事業、ののちゃんとアートなさんぽみち・ぐるり回遊マップ作成事業・街なか健康コース回遊事業
- ②具体的なルートは設定しないが、区域内の事業や施設が連携し、市民や来街者の回遊意識を促進する。
⇒地元特産品どてきり開発事業、たまの温玉めしPR事業、エリア内レンタサイクル運営事業
- ③区域内の拠点を公共交通で結び、施設単体の活性化ではなく、中心市街地全体の回遊性を向上する。
⇒中心部回遊バス事業



■目標数値に関わる主要事業

【集客事業】

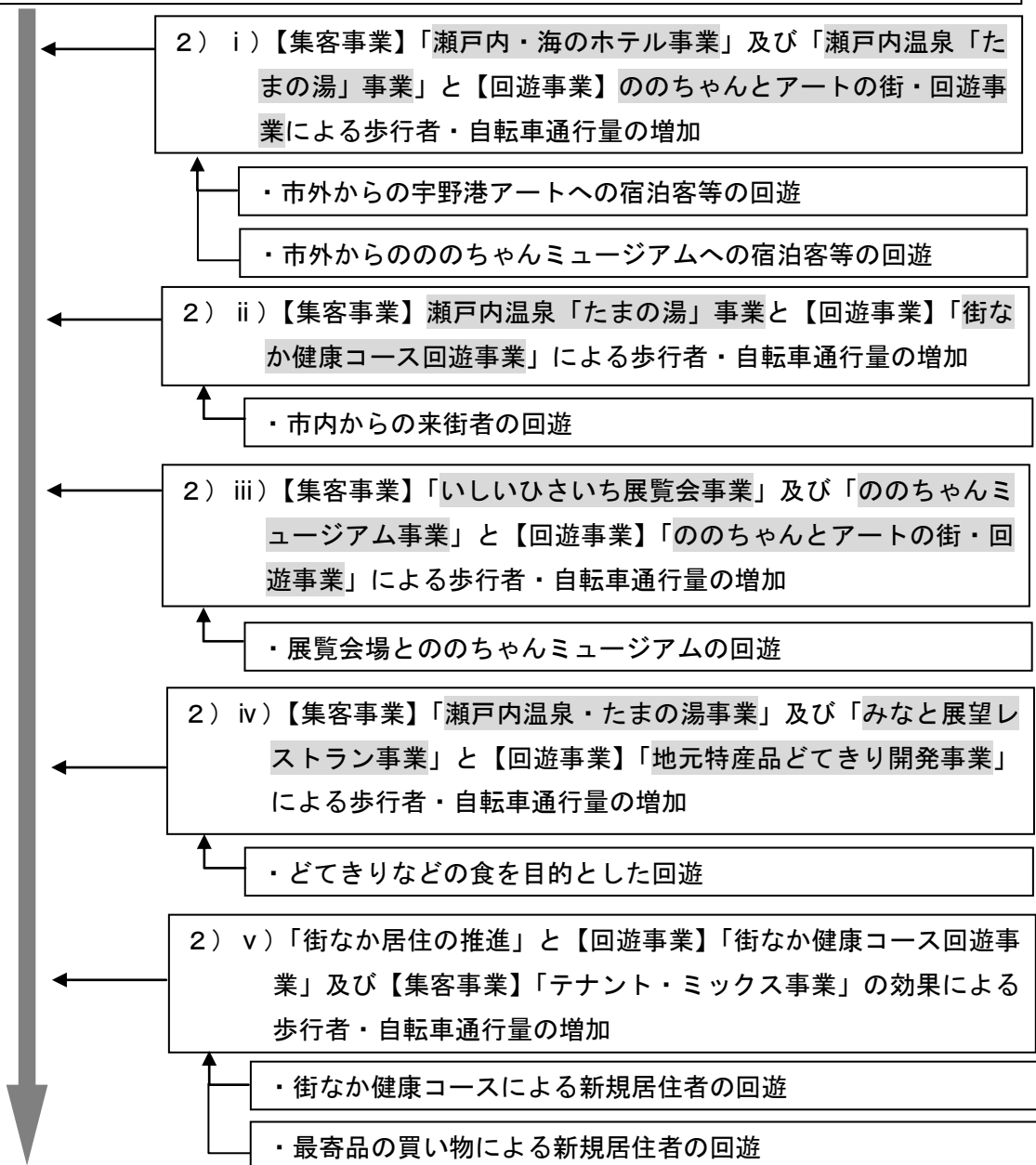
- ・瀬戸内・海のホテル事業
- ・ののちゃんミュージアム事業
- ・みなと展望レストラン事業
- ・瀬戸内温泉「たまの湯」事業
- ・いしいひさいち展覧会事業
- ・テナント・ミックス事業

【回遊事業】

- ・ののちゃんとアートの街・回遊事業
- ・地元特産品どてきり開発事業
- ・街なか健康コース回遊事業
- ・エリア内レンタルサイクル運営事業

■目標数値の設定フロー

1) 過去のトレンド及び外的成長機会を踏まえた平成28年度の歩行者・自転車通行量 4,239人



■平成28年度 歩行者・自転車通行量 1) + 2)

②目標数値の設定

歩行者・自転車通行量（休日）は、平成22年・23年で約4,658人となっている。近年は、アートの影響で直島への観光客は増加しているが、中心市街地の通行量は依然減少傾向にある。

中心市街地活性化に向けた目標として、今後5年間でホテル整備や温浴整備、ののちゃんミュージアム、いしいひさいち展覧会、宇野港アートの取組とともに、来街者が回遊する各種ソフト事業に取り組み、約4,920人／日を目標数値として設定する。

■目標数値の設定

目標数値	◆歩行者・自転車通行量（休日） 平成22・23年度 4,658人／日 ⇒ 平成28年度 4,921人／日
-------------	---------------------------------------------------------

①過去のトレンド及び外的成長機会を踏まえた平成28年度の歩行者・自転車通行量	4,239人
②各種事業の効果による歩行者・自転車通行量の増加	682人
i) 【集客事業】「瀬戸内・海のホテル事業」及び「瀬戸内温泉「たまの湯」事業」と【回遊事業】ののちゃんとアートの街・回遊事業による歩行者・自転車通行量の増加	441人
ii) 【集客事業】瀬戸内温泉「たまの湯」事業と【回遊事業】「街なか健康コース回遊事業」による歩行者・自転車通行量の増加	115人
iii) 【集客事業】「いしいひさいち展覧会事業」及び「ののちゃんミュージアム事業」と【回遊事業】「ののちゃんとアートの街・回遊事業」による歩行者・自転車通行量の増加	66人
iv) 【集客事業】「瀬戸内温泉・たまの湯事業」及び「みなと展望レストラン事業」と【回遊事業】「地元特産品どてきり開発事業」による歩行者・自転車通行量の増加	37人
v) 「街なか居住の推進」と【回遊事業】「街なか健康コース回遊事業」及び【集客事業】「テナント・ミックス事業」の効果による歩行者・自転車通行量の増加	23人
歩行者・自転車通行量の目標数値	4,921人

1) 過去のトレンド及び外的成長機会を踏まえた平成 28 年度の歩行者・自転車通行量
⇒4,239 人/日

宇野駅前交差点 (1,681 人/日)、築港銀座口交差点 (612 人/日)、メルカ前交差点 (1,506 人/日)、ツタヤ北東交差点 (557 人/日)、シーサイドマート北T字路 (302 人/日) の 5 地点の歩行者・自転車通行量の合計値は 4,658 人/日となっている。しかし、過去の通行量調査から今後も減少していくことが想定される。宇野駅前交差点では直島への観光客が増加傾向にある外部要因を踏まえ、現状維持を予測するが、その他の 4 地点については、H22 から H28 までの減少率により通行量を算定する。(また、ツタヤ北東交差点、シーサイドマート北T字路については、過去の同時点調査がないため、メルカ前交差点の減少率と同様の減少率として算定)

平成 28 年度の推計値から、各種事業の効果により、5 年間で約 4,920 人まで増加することを目標とする。

■平成 28 年度の歩行者・自転車通行量の推計

調査地点□	H22・H23 通行量 (実績値)	H28 通行量 (推計値)	推計理由	H28 通行量 (目標値)
宇野駅前交差点 (H22)	1,681 人/日	1,681 人/日	直島への観光客が増加傾向に因 外要因を踏まえ現状維持を想定	1,959 人/日
築港銀座口交差 点 (H22)	612 人/日	545 人/日	S62 から H22 の減少率 43% を踏ま え、H22 から H28 まで 11% 減少 を想定	663 人/日
メルカ前交差点 (H22)	1,506 人/日	1,265 人/日	S62 から H22 の減少率 62% を踏ま え、H22 から H28 まで 16% を想定	1,328 人/日
ツタヤ北東交差 点 (H23)	557 人/日	485 人/日	過去の同時点調査がないが、メル カ前交差点と同様、S62 から H22 の減少率 62% を踏まえ、H23 か ら H28 まで 13% 減少を想定	633 人/日
シーサイドマート北 T 字路 (H23)	302 人/日	263 人/日	過去の同時点調査がないが、メル カ前交差点と同様、S62 から H22 の減少率 62% を踏まえ、H23 か ら H28 まで 13% 減少を想定	338 人/日
合計値	4,658 人/日	4,239 人/日		4,921 人/日

2) 各種事業の効果による歩行者・自転車通行量の増加⇒682 人

i) 【集客事業】「瀬戸内・海のホテル事業」及び「瀬戸内温泉「たまの湯」事業」と【回遊事業】ののちゃんとアートの街・回遊事業による歩行者・自転車通行量の増加⇒441 人

5.1ha の遊休地を活用した広域交流拠点において、ホテルや温浴施設の整備を実施する。

瀬戸内・海のホテル事業では、A～E タイプ (1 人～4 人) の宿泊室を 46 室整備する予定であり、最大で 76 人の宿泊客の増加が見込まれる。また、瀬戸内温泉「たまの湯」事業では、年間 180,000 人の需要を見込んでおり、そのうち市民が 12,600 人、市外からは 54,000 人の利用者を見込んでいる。そのうち、市外客を対象として、「ののちゃん」と「アート」の 2 つの地域資源の魅力を活かした集客と回遊の取組を展開する。

まず、「ののちゃん」については、「いしいひさいち展覧会事業」はもとより、新しく整備する「ののちゃんミュージアム事業」など、更なる集客力の向上を図る。また、エリア内の至る所には「ののちゃん」の 4 コマ漫画で紹介される「たまの市」ゆかりのスポットが数多く点在して

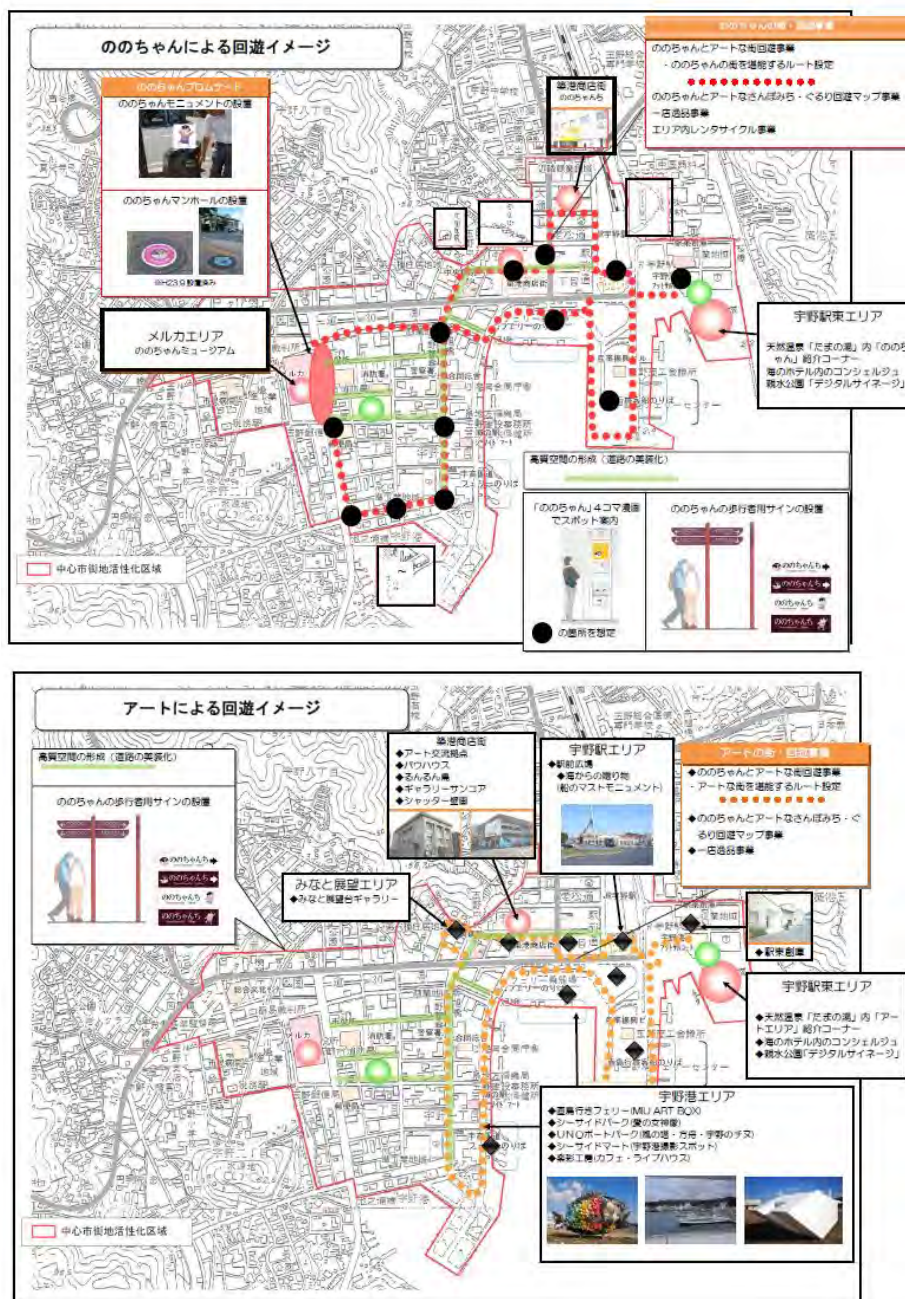
いることから、こうしたスポットを「4コマ漫画案内板設置事業」や「歩行者用サイン設置事業」により効果的に紹介する。

また、「アート」については、「宇野港アート関連支援事業」や「クリエイター交流拠点設置・運営事業」、「商店街再生プロジェクト事業」による集客事業と、「歩行者用サイン設置事業」により回遊の導入を図る。

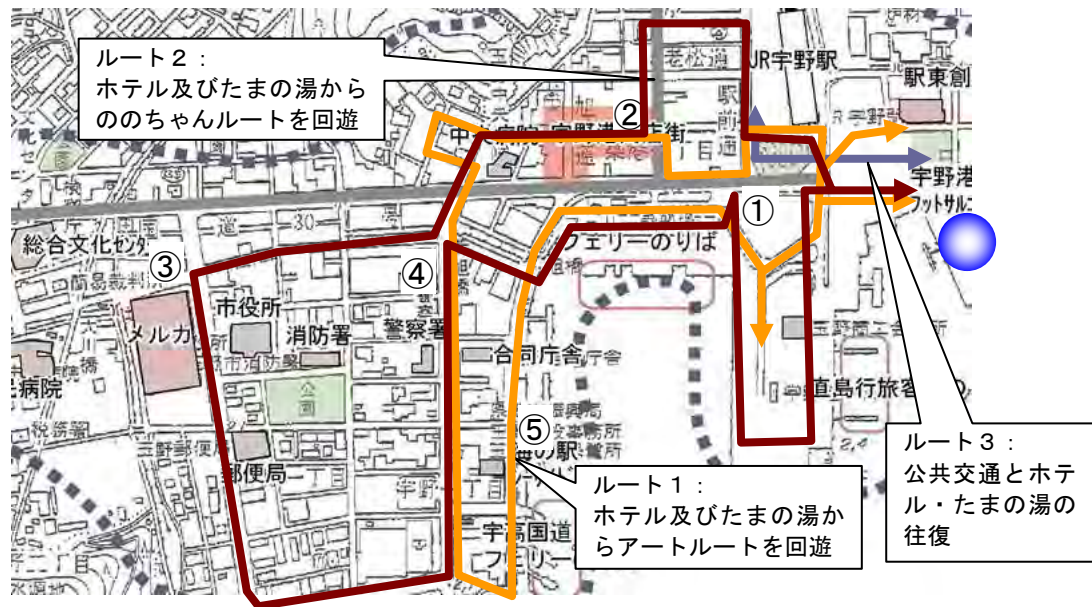
なお、中心市街地の南西には、たまの市の“ランドマーク”的な存在で、アートに携わる人々の関心を集めている“オバケ煙突(旧火力発電所)”等があるほか、アートモニュメントの“宇野のチヌ”や宇野港の全景を撮影できるスポットもあることから、宇野港湾沿いの回遊も見込める。

これらの事業と連動し各スポットを効果的に紹介する「ののちゃんとアートの街・回遊事業」により、宿泊客等や市外客の中心市街地内の回遊性の向上を図る。

このように、集客事業による温泉施設・ホテルの宿泊客等の増加分と、「ののちゃんの街」や「アート」の取組により中心市街地を回遊する観光客の割合から、歩行者・自転車通行量の増加を算出する。



■「瀬戸内・海のホテル事業」及び「瀬戸内温泉「たまの湯」事業」による回遊ルートの方



◆ルート1：ホテル・たまの湯⇒地点②⇒地点④⇒地点⑤⇒地点①⇒ホテル・たまの湯

◆ルート2：ホテル・たまの湯⇒地点②⇒地点④⇒地点③⇒地点④⇒地点①⇒ホテル・たまの湯

◆ルート3：JR宇野駅⇒地点①⇒ホテル・たまの湯⇒地点①⇒JR宇野駅

【前提条件（係数等）の算出根拠】

・ホテルの最大利用者数=76人（Aタイプ20室×1人、B・C・Dタイプ24室×2人、Eタイプ2室×4人）

・温浴施設利用者数=約980人/日（うち市民=690人/日、市外客=290人/日）

⇒事業主体による需要調査より

・ホテルの稼働率=80%

⇒事業者の計画による

・宿泊客のうち、直島・アートを目的として来街する観光客の割合（ののちゃんとアートの街・回遊事業による効果）=37.6%

⇒来街者アンケート（H22）により、JR宇野駅周辺または直島、その他で宿泊し、直島（芸術祭）または駅東創庫を目的として来街した宿泊客の割合

≪「宿泊客のうち、直島・アートを目的として来街する観光客の割合」の算出根拠≫

・来街者アンケートの回答者総数=181

・来街者アンケートによる宿泊場所を「JR宇野駅周辺」または「直島」、「その他」と回答し、且つ来街した目的において、「直島（芸術祭）」または「駅東創庫」と回答した人の回答数=68

・宿泊客のうち、直島・アートを目的として来街する観光客の割合=68÷181×100=37.6%

・ 宿泊客のうち、「ののちゃんの街」を目的として来街する観光客の割合（ののちゃんとアートの街・回遊事業による効果）＝7.1%

⇒来街者アンケート（H23）により、「宿泊施設があったら利用する」かつ「ののちゃん記念館ができれば行ってみたい」と回答した市外客の割合

≪「宿泊客のうち、「ののちゃんの街」を目的として来街する観光客の割合」の算出根拠≫

- ・ 来街者アンケート（H23）の回答者総数＝85
- ・ 来街者アンケートによる市外居住者で「宿泊施設があったらぜひ利用したい」かつ「ののちゃん記念館ができればぜひ利用したい、おそらく利用する」と回答した人の回答数＝6
- ・ 宿泊客のうち、「ののちゃんの街」を目的として来街する観光客の割合＝ $6 \div 85 \times 100 = \underline{7.1\%}$

・ 宿泊客のうち、公共交通を利用する来街客の割合＝35.3%

⇒来街者アンケート（H23）により、徒歩、自転車、JR、バスで来街し、「宿泊施設があったら利用する」と回答した市外客の割合

≪「宿泊客のうち、公共交通を利用する来街客の割合」の算出根拠≫

- ・ 来街者アンケート（市外客）による「宿泊施設があったらぜひ利用したい」回答者数＝17
- ・ 来街者アンケート（市外客）による「宿泊施設があったらぜひ利用したい」かつ、来街した交通手段において、「JR」、「バス」と回答した人の回答数＝6
- ・ 温泉施設利用者のうち、公共交通を利用する来街客の割合＝ $6 \div 17 \times 100 = \underline{35.3\%}$

・ 温泉施設利用の市外客のうち、直島・アートを目的として来街する観光客の割合（ののちゃんとアートの街・回遊事業による効果）＝16.0%

⇒来街者アンケート（H22）により、中心市街地にあったら良い施設で温泉施設と回答した人のうち、直島（芸術祭）または駅東創庫を目的として来街した市外客の割合

≪「温泉施設利用の市外客のうち、直島・アートを目的として来街する観光客の割合」の算出根拠≫

- ・ 来街者アンケートの回答者総数＝181
- ・ 来街者アンケートによる市外居住者で中心市街地にあったら良い施設で「温泉施設」と回答し、且つ来街した目的において、「直島（芸術祭）」または「駅東創庫」と回答した人の回答数＝29
- ・ 温泉施設利用の市外客のうち、直島・アートを目的として来街する観光客の割合＝ $29 \div 181 \times 100 = \underline{16.0\%}$

・ 温泉施設利用の市外客のうち、「ののちゃんの街」を目的として来街する観光客の割合（ののちゃんとアートの街・回遊事業による効果）＝7.1%

⇒来街者アンケート（H23）により、「温泉施設があったら利用する」かつ「ののちゃん記念館ができれば行ってみたい」と回答した市外客の割合

≪「温泉施設利用の市外客のうち、「ののちゃんの街」を目的として来街する観光客の割合」の算出根拠≫

- ・ 来街者アンケート（H23）の回答者総数＝85
- ・ 来街者アンケートによる市外居住者で「温泉施設があったらぜひ利用したい」かつ「ののちゃん記念館ができればぜひ利用したい、おそらく利用する」と回答した人の回答数＝6
- ・ 温泉施設利用の市外客のうち、「ののちゃんの街」を目的として来街する観光客の割合＝ $6 \div 85 \times 100 = \underline{7.1\%}$

・ 温浴施設利用者のうち、公共交通を利用する来街客の割合＝12.5%

⇒来街者アンケート（H23）により、徒歩、自転車、JR、バスで来街し、「温浴施設があったら利用する」と回答した市外客の割合

≪「温浴施設利用者のうち、公共交通を利用する来街客の割合」の算出根拠≫

- ・ 来街者アンケート（市外客）による「温浴施設があったらぜひ利用したい」回答者数＝16
- ・ 来街者アンケート（市外客）による「温浴施設があったらぜひ利用したい」かつ、来街した交通手段において、「JR」、「バス」と回答した人の回答数＝2
- ・ 温浴施設利用者のうち、公共交通を利用する来街客の割合＝ $2 \div 16 \times 100 = 12.5\%$

【算出根拠】

ルート1：ホテル及びたまの湯からアートルートを回遊

- ・ 76人（ホテル最大利用者数）×80.0%×37.6%×4地点＝91人
- ・ {290人（温浴施設利用者数（市外客））－（76人（ホテル最大利用者数）×80.0%）} ×16.0%×4地点＝147人

ルート2：ホテル及びたまの湯からののちゃんルートを回遊

- ・ 76人（ホテル最大利用者数）×80.0%×7.1%×5地点＝22人
- ・ {290人（温浴施設利用者数（市外客））－（76人（ホテル最大利用者数）×80.0%）} ×7.1%×5地点＝81人

ルート3：JR宇野駅とホテル・たまの湯の往復

- ・ 76人（ホテル最大利用者数）×80.0%×35.3%×往復＝43人
- ・ {290人（温浴施設利用者数（市外客））－（76人（ホテル最大利用者数）×80.0%）} ×12.5%×往復＝57人

ii) 【集客事業】瀬戸内温泉「たまの湯」事業と【回遊事業】「街なか健康コース回遊事業」による歩行者・自転車通行量の増加⇒115人

瀬戸内温泉「たまの湯」事業では、年間180,000人の需要を見込んでおり、そのうち市民が130,000人、市外からは50,000人の利用者を見込んでいる。そのうち、市民を対象とした街なか健康コース回遊事業による中心市街地内の回遊性の向上を図る。温浴施設の利用者による来街者の増加分と中心市街地を回遊するニーズから歩行者・自転車通行量の増加を算出する。

■「瀬戸内温泉「たまの湯」事業」による回遊ルートの考え方



- ◆ルート 1 : たまの湯⇒地点①⇒地点④⇒地点③⇒地点⑤⇒たまの湯
- ◆ルート 2 : JR宇野駅⇒地点①⇒たまの湯⇒地点①⇒JR宇野駅

【前提条件（係数等）の算出根拠】

- ・温浴施設利用者数＝約 980 人/日（うち市民＝690 人/日、市外客＝290 人/日）
⇒事業主体による需要調査より
- ・市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合（街なか健康コース回遊事業による効果）＝6.6%
⇒市民病院利用者ニーズ調査（H23）により、街なか健康コース回遊事業を利用すると回答した人の割合

◀「市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合」の算出根拠▶

- ・市民病院利用者ニーズ調査による回答者数＝91
- ・街なか健康コースを回遊すると回答した人の回答数（来頻度で按分）＝6

市民病院への来頻度	回答数	按分率	来頻度を勘案した ニーズ
1. ほぼ毎日	2	1/1	2.00
2. 週 2～3 回	6	1/2	3.00
3. 週 1 回	1	1/7	0.14
4. 月 2～3 回	2	1/15	0.13
5. 月 1 回程度	12	1/30	0.40
6. 年 2～3 回	3	1/75	0.04
合計			5.72

- ・市民病院利用者が街なか健康コースにより中心市街地内を回遊するニーズ＝
- ・市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合＝ $6 \div 91 \times 100 = 6.6\%$
- ・文化センター定期講座利用者による街なか健康コース回遊事業を利用する割合（街なか健康コース回遊事業による効果）＝4.1%
⇒文化センター定期講座利用者ニーズ調査（H23）により、街なか健康コース回遊事業を利用すると回答した人の割合

≪「文化センター定期講座利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合」の算出根拠≫

- ・市民病院利用者ニーズ調査による回答者数=97
- ・街なか健康コースを回遊すると回答した人の回答数（来頻度で按分）=4

文化センターの利用頻度	回答数	按分率	来頻度を勘案した ニーズ
1. ほぼ毎日	0	1/1	0.00
2. 週2～3回	4	1/2	2.00
3. 週1回	11	1/7	1.57
4. 月2～3回	5	1/15	0.33
5. 月1回程度	3	1/30	0.10
6. 年2～3回	0	1/75	0.00
合計			4.00

- ・市民病院利用者が街なか健康コースにより中心市街地内を回遊するニーズ=
- ・市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合=4÷97×100=4.1%

・中心市街地の特色として健康や福祉に興味がある市民割合=36.3%

⇒市民アンケート（H22）により、健康や福祉に興味があると回答した人の割合

≪「中心市街地の特色として健康や福祉に興味がある市民割合」の算出根拠≫

- ・市民アンケートの回答者総数=1,261
- ・市民アンケートによる特色ある中心市街地に向けて、「高齢者も歩いて暮らすことができ、福祉が充実した人にやさしいまち」と回答した人の回答数=458
- ・中心市街地の特色として健康や福祉に興味がある市民割合=458÷1,261×100=36.3%

・公共交通で来街する市民の割合=4.4%

⇒市民アンケート（H22）により、JR及びバスで来街すると回答した人の割合

≪「電車で来街する観光客の割合」の算出根拠≫

- ・市民アンケートの回答者総数=1,261
- ・市民アンケートによる来街した交通手段において、「JR」と回答した人の回答数=6
- ・市民アンケートによる来街した交通手段において、「バス」と回答した人の回答数=50
- ・電車で来街する観光客の割合=56÷1,261×100=4.4%

【算出根拠】

ルート1：温浴施設から健康ルートを回遊

- ・690人（温浴施設利用者数（市民））×36.3%×（6.6%+4.1%）／2×4地点
=54人

ルート2：JR宇野駅と温浴施設の往復

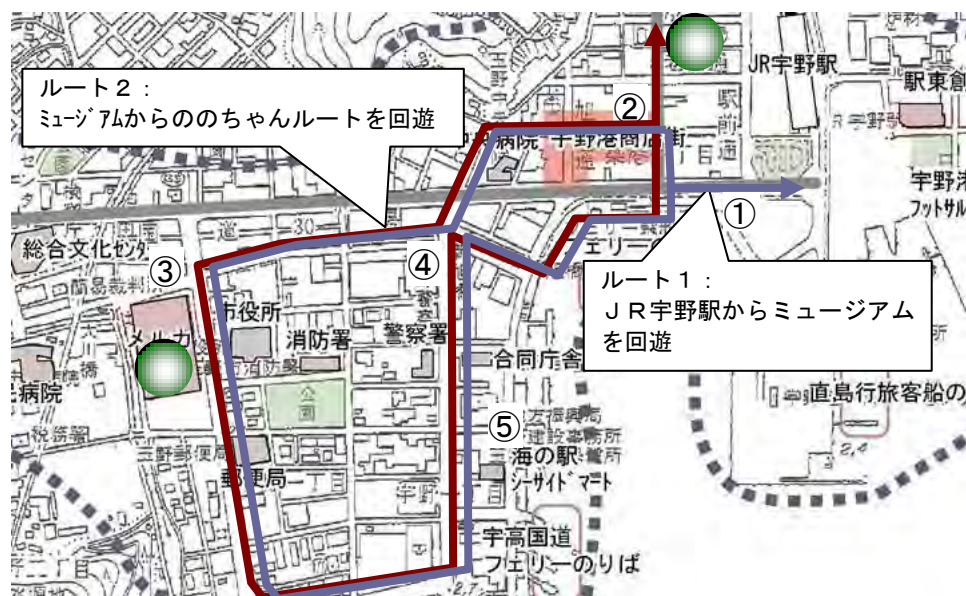
- ・690人（温浴施設利用者数（市民））×4.4%×往復=61人

iii) 【集客事業】「いしいひさいち展覧会事業」及び「ののちゃんミュージアム事業」と
【回遊事業】「ののちゃんとアートの街・回遊事業」による歩行者・自転車通行量の
増加⇒66人

いしいひさいち展覧会を商店街の空きビルを活用して実施するとともに、ショッピングモールメ
ルカにおいて、ののちゃんのミュージアムを実施する。

ののちゃんミュージアム事業では、平成22年4月～7月に試験的に開催した際の入込客数を基
準として、38人/日の来街者が見込まれる。また、ののちゃんミュージアムを目的として来た来
街者は、ののちゃんとアートの街・回遊事業により、中心市街地内の商店街や「ののちゃんち」を
回遊することが考えられる。ののちゃんミュージアムによる増加分とののちゃんルートの回遊率か
ら歩行者・自転車通行量の増加を算出する。

■ 「いしいひさいち展覧会事業」及び「ののちゃんミュージアム事業」による回遊ルートの考え方



- ◆ルート1：JR宇野駅⇒地点①⇒地点④⇒ののちゃんミュージアム⇒地点③⇒地点④⇒地点②⇒JR宇野駅（JR利用者）
- ◆ルート2：ののちゃんミュージアム⇒地点④⇒地点②⇒地点④⇒地点③⇒ののちゃんミュージアム（JR以外）

【前提条件（係数等）の算出根拠】

- ・ 休日1日あたりのののちゃんミュージアムへの来館見込み客数（ののちゃんを目的とした来館者数）=38人

⇒平成22年4月～7月に試験的に開催したいしいひさいち展覧会の入込客の実績値

- ・ いしいひさいち展覧会とののちゃんミュージアムを回遊する来街者の割合（ののちゃんとアートの街・回遊事業による効果）=2.9%

⇒来街者（ののちゃん4コマ漫画まつり）アンケート（H23）により、JR・フェリーを利用して来街し、「ののちゃんミュージアム」をぜひ利用したいと回答した来街者の割合

≪「公共交通利用者がののちゃんミュージアムを回遊する来街者の割合」の算出根拠≫

- ・ ののちゃん4コマ漫画まつりでの来街者アンケートの回答者総数=170
- ・ JR・フェリーを利用して来街し、「ののちゃんミュージアム」をぜひ利用したいと回答した人の回答数=5
- ・ 公共交通利用者がののちゃんミュージアムを回遊する来街者の割合=5÷170×100=2.9%

- ・ ののちゃんミュージアムからのののちゃんルートを回遊する割合=40.0%

⇒ののちゃん4コマ漫画まつりでの来街者アンケート（H23）により、自動車・バスを利用して来街した人の割合

≪「ののちゃんミュージアムからのののちゃんルートを回遊する割合」の算出根拠≫

- ・ ののちゃん4コマ漫画まつりでの来街者アンケートの回答者総数=170
- ・ 自動車・バスを利用して来街し、「ののちゃんミュージアム」をぜひ利用したいと回答した人の回答数=68
- ・ ののちゃんミュージアムからのののちゃんルートを回遊する割合=68÷170×100=40.0%

【算出根拠】

ルート1：JR宇野駅とののちゃんミュージアムの往復

- ・ 38人（ののちゃんミュージアムへの来館見込み客数）×2.9%×5地点=6人

ルート2：ののちゃんミュージアムからのののちゃんルートを回遊

- ・ 38人（ののちゃんミュージアムへの来館見込み客数）×40.0%×4地点=60人

iv) 【集客事業】「たまの湯事業」および「みなと展望レストラン事業」と【回遊事業】
「地元特産品どてきり開発事業」による歩行者・自転車通行量の増加⇒37人

「瀬戸内温泉たまの湯事業」および「みなと展望レストラン事業」により、温浴施設の整備やどてきり料理の提供や料理体験などの主に来街者を対象とした事業を実施し、みなと展望レストランへの来街者の増加分から歩行者・自転車通行量の増加を算出する。

■ 「みなと展望レストラン事業」による来街者回遊の考え方



◆ ルート1：たまの湯⇒地点①⇒地点②⇒みなと展望レストラン事業

【前提条件（係数等）の算出根拠】

- ・ 温浴施設利用者数＝約 980 人/日（うち市民＝690 人/日、市外客＝290 人/日）
⇒事業主体による需要調査より
- ・ 昼食と夕食の割合＝1：1
- ・ 温浴施設を利用し中心市街地で食事（どてきり）する来街者の割合（地元特産品どてきり開発事業による効果）＝12.9%
⇒来街者アンケート（H23）により、温浴施設があつたらぜひ利用したいと回答し、かつ「どてきり」をぜひ飲食したいと回答した人の割合

◀ 「温浴施設を利用し中心市街地で食事等を行う来街者の割合」の算出根拠 ▶

- ・ 来街者アンケートの回答者総数＝170
- ・ 来街者アンケートにおいて、温浴施設があつたらぜひ利用したいと回答し、かつ「どてきり」をぜひ飲食したいと回答した人の回答数＝22
- ・ 温浴施設を利用し中心市街地で食事等を行う来街者の割合＝ $22 \div 170 \times 100 = 12.9\%$

【算出根拠】

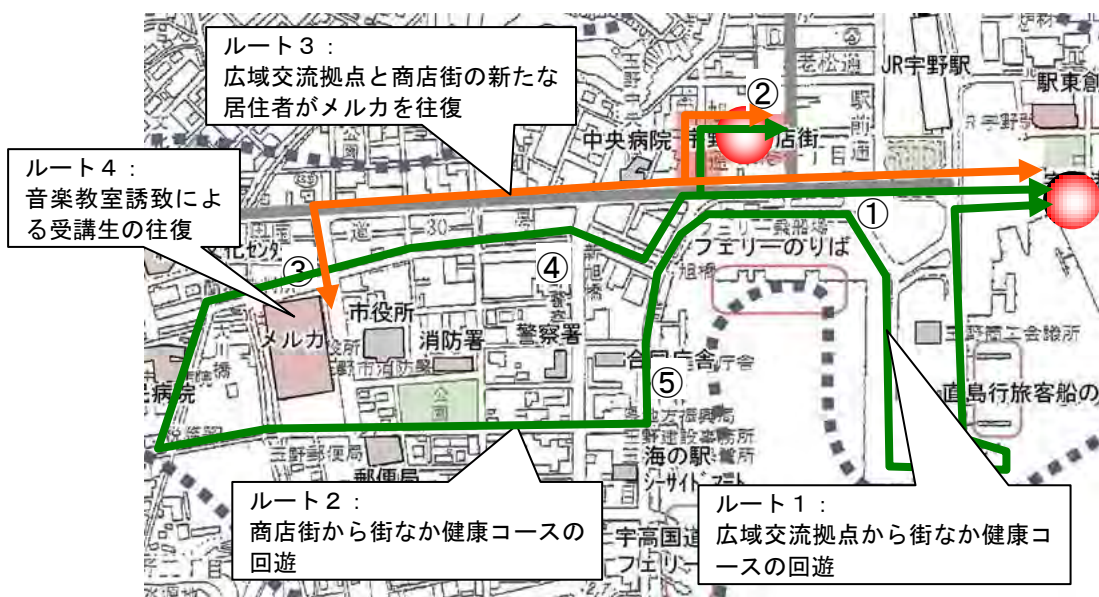
ルート1：たまの湯とみなと展望レストランの回遊

- ・ 290 人（温浴施設利用者数（市外客））× 12.9% × 1/2 × 2 地点＝37 人

v) 「街なか居住の推進」と【回遊事業】「街なか健康コース回遊事業」及び【集客事業】「テナント・ミックス事業」の効果による歩行者・自転車通行量の増加⇒23人

「街なか居住の推進」において、広域交流拠点と商店街再生プロジェクト事業により新たに90人の居住者の増加が見込まれる。この新規に増加する市民を対象とした街なか健康コース回遊事業による中心市街地内の回遊性の向上を図る。また、商業施設メルカのテナント・ミックス事業による音楽教室の誘致により、中心市街地居住者の受講生による通行量の増加が見込まれる。居住推進による増加分と中心市街地を回遊するニーズ及び新たな集客事業から歩行者・自転車通行量の増加を算出する。また、新規居住者の増加分による最寄品の買物率から歩行者・自転車通行量の増加を算出する。

■ 「街なか居住の推進」の新規居住者による回遊ルートの考え方



- ◆ルート1：広域交流拠点⇒地点①⇒地点④⇒地点③⇒地点⑤⇒広域交流拠点
- ◆ルート2：築港商店街⇒地点④⇒地点③⇒地点⑤⇒築港商店街
- ◆ルート3：広域交流拠点及び築港商店街⇒地点①、もしくは②⇒地点③⇒メルカ⇒地点③⇒地点①、もしくは②⇒広域交流拠点及び築港商店街
- ◆ルート4：地点③⇒メルカ（音楽教室）⇒地点③

【前提条件（係数等）の算出根拠】

- ・ 広域交流拠点の住宅整備による居住人口の増加=60人
⇒目標③「街なか居住の推進」において算出
- ・ 商店街再生プロジェクト事業による居住人口の増加=20人
⇒目標③「街なか居住の推進」において算出
- ・ テナント・ミックス事業（音楽教室）によるメルカへの来館者の増加=36人/日
- ・ 受講生のうち中心市街地内居住者の割合=18.4%
⇒現在の音楽教室の実績値

- ・市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合（街なか健康コース回遊事業による効果）=6.6%

⇒市民病院利用者ニーズ調査（H23）により、街なか健康コース回遊事業を利用すると回答した人の割合

≪「市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合」の算出根拠≫

- ・市民病院利用者ニーズ調査による回答者数=91
- ・街なか健康コースを回遊すると回答した人の回答数（来頻度で按分）=6

市民病院への来頻度	回答数	按分率	来頻度を勘案した ニーズ
1. ほぼ毎日	2	1/1	2.00
2. 週2～3回	6	1/2	3.00
3. 週1回	1	1/7	0.14
4. 月2～3回	2	1/15	0.13
5. 月1回程度	12	1/30	0.40
6. 年2～3回	3	1/75	0.04
合計			5.72

・市民病院利用者が街なか健康コースにより中心市街地内を回遊するニーズ=

・市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合=6÷91×100=6.6%

- ・文化センター定期講座利用者による街なか健康コース回遊事業を利用する割合（街なか健康コース回遊事業による効果）=4.1%

⇒文化センター定期講座利用者ニーズ調査（H23）により、街なか健康コース回遊事業を利用すると回答した人の割合

≪「文化センター定期講座利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合」の算出根拠≫

- ・市民病院利用者ニーズ調査による回答者数=97
- ・街なか健康コースを回遊すると回答した人の回答数（来頻度で按分）=4

文化センターの利用頻度	回答数	按分率	来頻度を勘案した ニーズ
1. ほぼ毎日	0	1/1	0.00
2. 週2～3回	4	1/2	2.00
3. 週1回	11	1/7	1.57
4. 月2～3回	5	1/15	0.33
5. 月1回程度	3	1/30	0.10
6. 年2～3回	0	1/75	0.00
合計			4.00

・市民病院利用者が街なか健康コースにより中心市街地内を回遊するニーズ=

・市民病院利用者が街なか健康コース回遊事業を利用する割合=4÷97×100=4.1%

- ・中心市街地の特色として健康や福祉に興味がある市民割合=36.3%

⇒市民アンケート（H22）により、健康や福祉に興味があると回答した人の割合

≪「中心市街地の特色として健康や福祉に興味がある市民割合」の算出根拠≫

- ・市民アンケートの回答者総数=1,261
- ・市民アンケートによる特色ある中心市街地に向けて、「高齢者も歩いて暮らすことができ、福祉が充実した人にやさしいまち」と回答した人の回答数=458
- ・中心市街地の特色として健康や福祉に興味がある市民割合=458÷1,261×100=36.3%

・ 中心市街地内住民の区域内での最寄品の買物率＝72.0%

⇒市民アンケート（H22）により、宇野・築港地域居住者が最寄品を区域内で買物すると回答した人の割合

≪「中心市街地内住民の区域内での最寄品の買物率」の算出根拠≫

- ・ 市民アンケートによる各消費項目に対して、宇野・築港地域に居住している回答者のうち、買物場所について「中心市街地の商店街」及び「中心市街地の大型店」と回答した人の回答割合（下表）

①生鮮食料品	71.8%	⑥おしゃれ着	35.4%	⑪電化製品・パソコンなど	61.2%	⑯外食(夜食)	28.2%
②菓子・パン類	71.8%	⑦子ども服・玩具	33.5%	⑫スポーツ・アウトドア用品	25.7%	⑰宴会	26.7%
③日用品(洗剤など)	75.7%	⑧アクセサリ・靴・バッグ類	37.4%	⑬家具・インテリア雑貨	26.2%	⑱映画等の娯楽	9.7%
④くすり・化粧品	74.3%	⑨書籍・CDなど	55.8%	⑭贈答品・プレゼント	41.7%	⑲宝石・時計・眼鏡	45.1%
⑤ふだん着・肌着	66.5%	⑩文具	65.0%	⑮外食(昼食)	39.3%	⑳DIY用品(日曜大工などの作業用品)	61.7%

- ・ 中心市街地内住民の区域内での最寄品の買物率＝上表赤枠の平均値＝72.0%

・ 近隣のスーパー以外にメルカを利用する割合＝13.0%

⇒近隣スーパー利用者アンケート（H23）により、メルカも利用すると回答した人の割合

≪「近隣のスーパー以外にメルカを利用する割合」の算出根拠≫

- ・ 近隣スーパー利用者アンケート調査による回答者数＝108
- ・ メルカも利用すると回答した人の回答数（来頻度で按分）＝14

メルカの利用頻度	回答数	按分率	来頻度を勘案した ニーズ
①週に1～2回	30	1/1	9.00
②週に3～4回	8	1/2	3.00
③ほぼ毎日	0	1/7	0.14
④月に2～3回	9	1/15	0.00
⑤月に1回	6	1/30	1.80
合計			13.94

- ・ 近隣のスーパー以外にメルカを利用する割合＝ $14 \div 108 \times 100 = 13.0\%$

・ 徒歩及び自転車でメルカを利用する割合＝37.9%

⇒市民アンケート（H22）により、宇野・築港地区の市民の中で、中心市街地へ徒歩や自転車で行くとは回答した人の割合

≪「徒歩及び自転車で中心市街地を利用する割合」の算出根拠≫

- ・ 宇野・築港地区の市民の回答数＝206
- ・ 徒歩や自転車でメルカも利用すると回答した人の回答数＝78
- ・ 徒歩及び自転車で中心市街地へ行くとは回答した人の割合＝ $78 \div 206 \times 100 = 37.9\%$

【算出根拠】

ルート1：広域交流拠点から街なか健康コースの回遊

・ 60 人（広域交流拠点の住宅整備による居住人口増加）× 36.3% ×（6.6%+4.1%）
／2×4 地点=6 人

ルート2：築港商店街から街なか健康コースの回遊

・ 20 人（商店街再生プロジェクト事業による居住人口増加）× 36.3% ×（6.6%
+4.1%）／2×3 地点=1 人

ルート3：広域交流拠点と築港商店街の新たな居住者がメルカを往復

・ 80 人（住宅整備等による居住人口増加）× 72.0% × 13.0% × 37.9% × 2 地点 ×
往復=11 人

ルート4：音楽教室誘致によるメルカ来館者の往復

・ 36 人（1日あたりの受講生）× 18.4% × 37.9% × 往復=5 人

②フォローアップの考え方

歩行者・自転車通行量は、目標指標で定めた5地点における歩行者・自転車通行量調査を毎年実施し、その実数値によって事業の進捗状況を確認する。各種事業は、平成24年度から平成28年度にかけて実施していく予定であり、中間年度である平成26年度の実数値によって、目標の達成状況を検証しながら、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくこととする。また、計画期間の最終年度終了後にも再度検証を行う。

【目標指標 2】中心市街地の居住人口

①具体的な目標数値の考え方

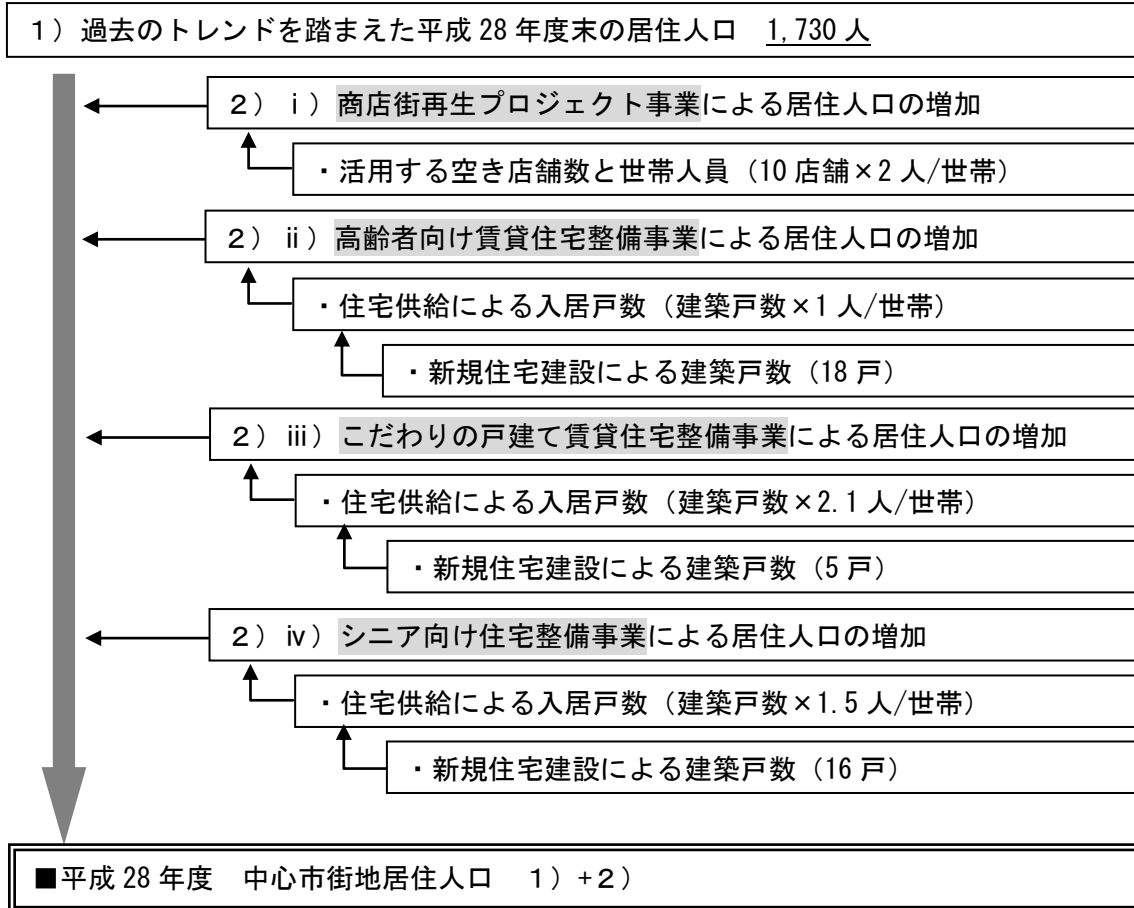
「生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり」の実現を図るために、街なか居住の推進に取り組み、その成果を測る指標として「中心市街地の居住人口」を目標指標とする。

算定にあたっては、まず目標年次（平成 28 年）の居住人口を推計する（取組を行わなかった場合の数値）。推計値に、商店街再生プロジェクト、高齢者向け賃貸住宅、こだわりの戸建て賃貸住宅、シニア向け住宅の各種事業実施による増加分を加算する。これらの事業による増加を促進するために、中央公園魅力化整備などに取り組み、住みよい居住環境の形成を図る。

■目標数値に関わる主要事業

- ・商店街再生プロジェクト事業
- ・高齢者向け賃貸住宅整備事業
- ・こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業
- ・シニア向け住宅整備事業

■目標数値の設定フロー



②目標数値の設定

中心市街地内の居住人口は、現在も減少傾向が続いており、少子高齢化の状況を勘案すると今後も減少が続くものと推測される。

中心市街地活性化に向けた目標として、今後5年間で居住人口の増加に関わる各種事業に取り組み、少子高齢化が進む中、約1,810人を目標数値として設定する。また、平成28年の事業実施効果を勘案するため、平成28年度末の人口を目標とする。

■目標数値の設定

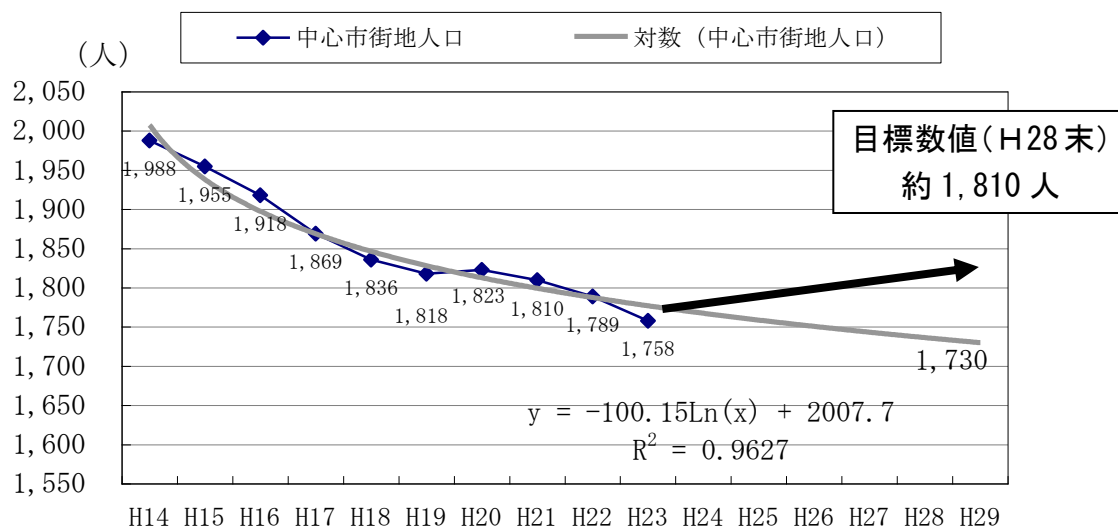
目標数値	◆中心市街地内の居住人口 平成23年度 1,758人 ⇒ 平成28年度末 1,810人
-------------	------------------------------------------------

1) 過去のトレンドを踏まえた平成28年度末の居住人口	1,730人
2) 各種事業の効果による居住人口の増加	80人
i) 商店街再生プロジェクト事業	20人
ii) 高齢者向け賃貸住宅整備事業による人口増加	18人
iii) こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業による人口増加	10人
iv) シニア向け住宅整備事業による人口増加	32人
居住人口の目標数値	1,810人

1) 過去のトレンドを踏まえた平成28年度末の居住人口⇒1,730人

平成14年から平成23年の10地点のデータを用いて、過去のトレンドから対数回帰による近似式を表すと、平成28年度末には約1,730人まで減少することが推計される。各種事業の効果により、5年間で約1,810人まで回復することを目標とする。

■過去のトレンドを踏まえた居住人口の推移と目標数値



2) 各種事業の効果による居住人口の増加⇒90人

i) 商店街再生プロジェクト事業による人口増加⇒20人

商店街再生プロジェクト事業では、築港商店街の空き店舗を活用して、10組の若手クリエイティブの受入れを予定している。10世帯で世帯あたり人員を2人の人口の増加分を算出する。移住者を促進する仕組みとして、移住サポート体制の構築やクリエイター交流拠点設置・運営事業との連携に取り組む。

また、目標年次後も引き続き取り組み、空き店舗の状況を踏まえながら、将来的には50組(100人)の移住支援を行う予定である。

■商店街再生プロジェクト事業の概要

事業	活用する空き店舗数	世帯人員	入居者数(推計)
商店街再生プロジェクト事業	10店舗	2人/世帯	20人

ii) 高齢者向け賃貸住宅整備事業による人口増加⇒18人

5.1haの遊休地を活用した広域交流拠点において、高齢者向け賃貸住宅、こだわりの戸建て賃貸住宅、シニア向け住宅の整備を実施する。

高齢者向け賃貸住宅整備事業では、18戸の賃貸住宅を予定しており、主に世帯あたり1人の居住を見込み、人口の増加分を算出する。

■高齢者向け賃貸住宅整備事業による住宅供給の概要

事業	供給戸数	戸あたり面積	世帯人員(想定)	入居者数(推計)
高齢者向け賃貸住宅整備事業	18戸	18~25㎡ (ワンルーム)	1人/世帯	18人

iii) こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業による人口増加⇒10人

こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業では、5戸の賃貸住宅を予定している。入居対象としては一般世帯を対象としていることから、平成17年から平成21年までの世帯人員から平成28年の世帯人員を推計し、人口の増加分を算出する。

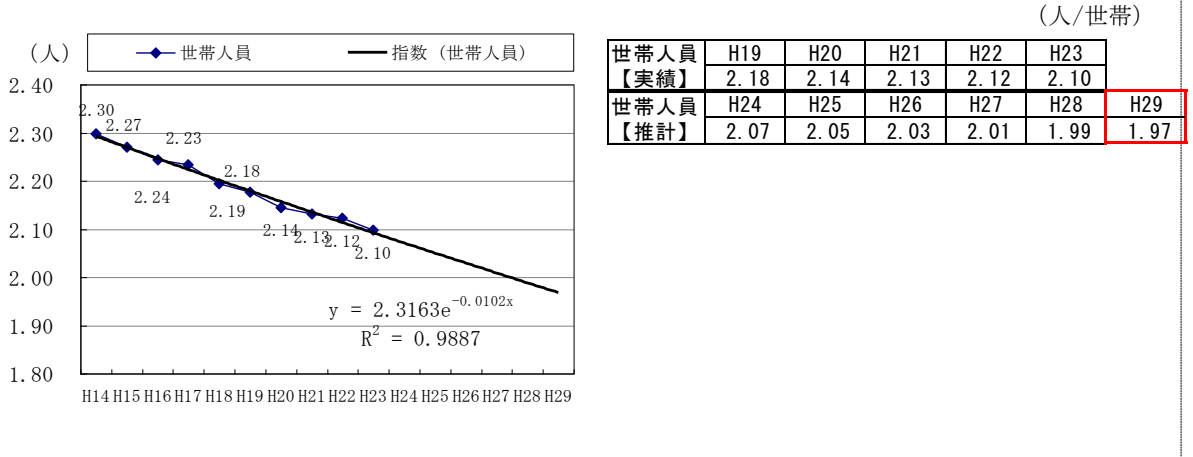
■こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業による住宅供給の概要

事業	供給戸数	戸あたり面積	世帯人員(想定)	入居者数(推計)
こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業	5戸	40~100㎡	1.97人/世帯	9.85人

※世帯人員（想定）の「1.97人／世帯」は、平成14年から平成23年までの世帯人員のトレンド（指数回帰）から、平成28年末（平成29年3月31日）の世帯人員を推計している。

◀「世帯人員（想定）」の算出根拠▶

■世帯人員の推計



iv) シニア向け住宅整備事業による人口に増加⇒32人

シニア向け住宅整備事業では、16戸の住宅（一部分譲）を予定している。入居が想定される世帯人員はシニア世代の2人／世帯を想定していることから、世帯人員を2人と設定し、人口の増加分を算出する。

■シニア向け住宅整備事業による住宅供給の概要

事業	供給戸数	戸あたり面積	世帯人員（想定）	入居者数（推計）
シニア向け住宅整備事業	16戸	40～80㎡	2人／世帯	32人

②フォローアップの考え方

中心市街地の居住人口は、各年度末の人口を住民基本台帳から把握することし、毎年その実数値によって事業の進捗状況を確認する。各種事業は、平成24年度から平成28年度にかけて実施していく予定であり、中間年度である平成26年度の実数値によって、目標の達成状況を検証しながら、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくこととする。また、計画期間の最終年度終了後にも再度検証を行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

市街地整備については、これまでに宇野地区再開発事業、駅前周辺区画整理事業、駅前駐輪場整備事業、国道30号線景観整備事業、宇野渋川線電線共同整備事業により、歩行の安全性や交通の環境整備向上に取り組んでいる。モータリゼーションの進展により車での来街者が増加する中、中心市街地内においては、国道30号の舗装整備や商店街等の歩行空間の確保など、歩行者にとって安全で安心できる市街地整備を進めてきた。

市民意識調査では、中心市街地の将来像について「高齢者が歩いて暮らすことができ、福祉が充実した人にやさしいまち」が最も多く、高齢者社会に対応した中心市街地は望まれている。

また、平成16年の台風16号において甚大な高潮被害を受けて以降、港町の特徴でもある高潮被害などの災害対策を図るために整備された防潮堤整備事業が平成23年度で完了し、「親水性階段」も設置されたことから、今後はこうした高い防災機能を維持しながら、港町の良さでもある市街地における親水性の向上を図り、より安全かつ快適な居住環境の形成が求められる。

(2) 市街地の整備改善の必要性

このような状況を踏まえ、これまで取り組んできた市街地整備と連携して、誰もが安心して快適に生活することができる環境整備と空間づくりが必要である。そのため、市の中心にある中央公園をより使いやすく、市民が気軽に集い交流できるような公園へとリニューアル及び修繕するとともに、“瀬戸内海の港町”の特性を活かした親水広場を、駅東地区で開発される温浴施設に隣接する形で整備し、市民および来街者に広く開放する。また、市街地内の歩道整備や歩行者用サイン設置、観光案内機能強化など、東の広域交流賑わいゾーンと西の地域交流密着ゾーンとを効果的に結ぶ導線の環境整備を実施することで中心市街地内の回遊性を高める。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じていくものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 中央公園魅力化整備事業</p> <p>内容： 中央公園の老朽化施設のリニューアル・修繕</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>市役所に隣接し、市の中心に位置する中央公園の老朽化に対応し、また、中心市街地におけるゆとりと安らぎの拠点づくりとしてより効果的に活用すべく、リニューアル・修繕が必要であることから、利用者が活用し易い公園となるよう遊具の再整備、噴水周辺の改修、バリアフリーのゲート整備とトイレ改修を行う。特に遊具に関しては、この公園が今後設定予定の「街なか健康コース」沿いに位置することから、高齢者を中心とした市民の健康増進が図られるよう、歩行者の体力づくりに配慮した健康遊具を中心に設置する。</p> <p>この事業により、市民の健康増進に関する回遊ルートの拠点性と、中心市街地におけるゆとりと安らぎの空間を創造することができ、市民のやすらぎ空間の拠点となることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”を図る事業として必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(玉野市中心市街地活性化地区))</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 歩行者用サイン設置事業 内容： 歩行者用の情報案内板の設置 実施時期： 平成 28 年度	玉野市	<p>中心市街地内の各施設や“ののちゃん”のゆかりのスポット、またアートなどの観光資源への案内表示、そして健康コース回遊のための歩行距離の表示となる歩行者用サインを中心市街地の各所に設置する。</p> <p>この事業により、来街者に対して効果的に中心市街地の観光PRを行うことができるとともに、来街者の回遊意欲を高めることにつながることを期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p> 	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(玉野市中心市街地活性化地区)) 実施時期： 平成 28 年度	
事業名： カラー舗装等事業 内容： カラー舗装による歩行空間の確保 実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度	玉野市	<p>中心市街地内の市道浜崎小池之浦線ほか 9 路線において、沿道のカラー舗装と側溝整備により、歩行者が安全に歩くことができる歩行空間を確保することによって、宇野駅周辺と中心市街地西側の間の導線づくりを行う。</p> <p>また、カラー舗装に際しては、路面上に“ののちゃん”にちなんだモチーフをあしらひ、楽しく歩いて回遊することができるような“遊びごころ”を加える。</p> <p>この事業により、市民や来街者が中心市街地内を安全に回遊することができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”と“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(玉野市中心市街地活性化地区)) 実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 4コマ漫画案内板設置事業</p> <p>内容： いしい ひさいち氏の4コマ漫画を使った案内板の設置：10箇所程度</p> <p>実施時期： 平成25年度</p>	玉野市	<p>いしい ひさいち氏の4コマ漫画を使った観光案内・情報（案内板）を中心市街地内に10箇所程度設置し、中心市街地の観光PRと来訪者の回遊意欲の向上を図る。</p> <p>この事業により、来街者に対して効果的に中心市街地の観光PRを行うことができることから、来街者が中心市街地内を回遊し、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p> <p>【整備イメージ（案内板）】</p> 	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（玉野市中心市街地活性化地区））</p> <p>実施時期： 平成25年度</p>	
<p>事業名： 街路灯整備事業</p> <p>内容： 歩行空間への街路灯の整備</p> <p>実施時期： 平成28年度</p>	玉野市	<p>安全な歩行空間の創出により中心市街地の回遊性を高めるために、中心市街地内に街路灯を整備し、市民が安全に生活できるための市街地整備を行う。街路灯には本市の港町の雰囲気と調和した「みなと」や“ののちゃん”にちなんだモチーフをあしらひ、情感の醸成を図る。</p> <p>この事業により、市民が中心市街地内を安全に回遊することができ、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（玉野市中心市街地活性化地区））</p> <p>実施時期： 平成28年度</p>	



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 親水公園整備事業</p> <p>内容： 広域交流拠点敷地の中心に親水広場を配置</p> <p>実施時期： 平成 25 年度～平成 28 年度</p>	<p>宇野港土地 (株)</p>	<p>温浴施設と隣接した親水ゾーン前に親水公園を設置する。公園へは季節の花壇を整備したウェルカムゲートとプロムナード（遊歩道）を配し、330坪の芝生広場やパーゴラ、足湯、デジタルサイネージの設置、また駐車場を整備し、長年に渡り閉ざされていた当該敷地を開放し、来街者や市民が集える地域交流の「場」を提供する。温浴施設の温泉井戸から湯を引き込み東屋付き「足湯」で温泉を体感しながら、市民のふれあいや井戸端会議などの気軽にできる地域コミュニティの場を提供するほか、足湯に浸かりながら“ののちゃん”関連の4コマ漫画を眺めてもらいつつ、玉野市の各エリアの見どころなどを映像で紹介して来訪者の回遊効果を図る。</p> <p>また、公園の背面には屋台を配し駅南のシーサイドパークで開催の「宇野港ゆめ市場」との合同開催により、物産展やフリーマーケットを開催し宇野港一帯の賑わいの創出を図る。</p> <p>更に、親水公園～ベイエリア緑地～中央公園～自転車道～築港商店街～親水公園を歩くと約30分の街なか健康コースになる。親水公園はその基点としての役割を果たし、最後に足湯でリラックスしてもらおう。また観光客にとっても、瀬戸内のすばらしい景色を見ながら足湯でくつろいだり、ベイエリア散策を楽しむことができる。</p> <p>この事業は、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”を実現する事業として必要である。</p>		<p>社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）の活用に向けて検討中</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		 <p>イメージ図</p>		
<p>事業名： 観光案内機能強化事業</p> <p>内容： 観光案内所における観光案内機能の強化</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	玉野市	<p>平成 21 年度から観光案内所を J R 宇野駅構内に移転し、市内観光案内の強化を図っている。各種観光ガイドやグルメマップとともに、主に直島を目的とする外国からの観光客を対象に英語版の観光ガイドも設置している。また、レンタサイクルの案内とサイクリングマップの設置により、エリア内を中心とした名所やアートスポットへの回遊も促進する。</p> <p>今後も、ツイッター等の新しいメディアを活用した情報提供を開始するほか、案内所内にモニターを設置しエリア情報を提供するなど、様々な情報発信媒体を活用して、島しょ部の観光案内だけでなく、中心市街地に滞在してもらえる観光情報を効果的に発信することで中心市街地の観光案内機能の強化を図る。</p> <p>この事業により、来街者に対して効果的に中心市街地の観光 P R を行うことができるとともに、来街者の回遊意欲を高めることにつながることを期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地内には、市役所や総合文化センターなどの公共公益施設が立地しているとともに、民間も含めた医療・福祉施設も集積しており、中心市街地における生活利便性は高いといえる。一方で、中心市街地内の高齢化率は、市全体の高齢化率を上回っており、今後も高齢者に対応した利便性の高い機能の充実が求められる。

市民意識調査では、中心市街地の将来像について「高齢者が歩いて暮らすことができ、福祉が充実した人にやさしいまち」が最も多く、福祉の充実した中心市街地が望まれており、これらの福利施設と連携した取組みが望まれる。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

このような状況を踏まえ、日常から高齢者が利用しやすい施設の充実とともに、今後は高齢者や若い世帯も生活しやすい中心市街地を目指した機能の充実が求められる。そのため、中心市街地の利用目的として買物利用が最も多いことから、地元密着型の商業施設としての機能維持はもとより、飲食ゾーンやフィットネス・プール、デイサービス、文化ホールなど、地域コミュニティにとって不可欠な機能も有していることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”を目指して、商業施設メルカの店舗構成の再検討を行い、子供向けの音楽教室の整備や子供向け遊び場の充実による、少子化対策に関する子育て等サービス機能や、介護と医療サービスの充実等、高齢者対策に関するサービス機能の強化に取り組む。

また、「ののちゃんミュージアム」等、広域からの集客力のある付加価値の高い整備を行うことで、施設の集客・滞在・交流といった役割を果たしていく。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じていくものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： クリエイター交流拠点設置・運営事業</p> <p>内容： 築港商店街内にある空き店舗改装による回遊・交流拠点施設としての整備</p> <p>実施時期： 平成 24 年度</p>	<p>NPO 法人 みなと・まちづくり機構たまの</p>	<p>本事業では築港商店街内にある空き店舗を改装し、若手クリエイターや地元住民等が交流を図る、地域のコミュニティ拠点として整備する。</p> <p>整備する施設内には、多様な人々が入り出する交流スペース&カフェや、若手クリエイターの作品を展示・販売するギャラリーを設置するほか、観光・イベント等の情報発信、街なかのアートスポットと連携したイベント等を実施する。</p> <p>この事業は、クリエイターと地域住民との交流を促進し、商店街の集客向上、活性化を図るものであることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”と“ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のため必要である。</p> <p>また、直島へ渡る観光客の商店街内への滞在・回遊にも繋がるものである。</p>	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金</p> <p>実施時期： 平成 24 年度</p>	
<p>事業名： 新図書館等整備事業</p> <p>内容： 商業施設への図書館及び公民館の複合施設の整備</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>交流拠点のひとつとして位置づけている商業施設内に図書館及び公民館の複合施設を整備する。この事業によって、商業機能との相乗効果が生まれ、市民の来館機会が増加するとともに新たな客層の獲得や観光客等の訴求が図られるなど、市民と来街者が行き交う交流拠点としての機能強化に繋がることが期待されることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業（玉野市宇野地区））</p> <p>実施時期： 平成 27 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： テナント・ミックス事業</p> <p>内容： SCの空き店舗を再編し専門店やサービス機能等に活用</p> <p>実施時期： 平成24年度～平成28年度</p>	<p>(1) 宇野港土地(株)</p> <p>(2) 玉野街づくり(株)</p>	<p>交流拠点のひとつとして位置づけている商業施設をリニューアルし、不足業種や不足機能等を強化することによって、地域需要に応えたSCの活性化を図る。</p> <p>具体的には、核テナントを中心とした既存テナントを再配置し、生活必需品を取り揃えたワンストップショッピングエリア及び玉野らしさを打ち出した専門店街エリアを形成する。また、図書館等の公共施設などを誘致することにより商業機能との相乗効果による集客力の向上を図るほか、施設全体のゾーニングの見直しを行い、回遊性の向上へと繋げていく。</p> <p>また、リニューアルにおいては、既存の建物・設備が築20年を超過しているため、老朽化、経年劣化した設備等（エスカレーター、空調、防災等）を更新し、外壁の防水塗装などを施す。</p> <p>これらのリニューアルにより市民の来館機会が増加するとともに新たな客層の獲得や観光客等の訴求が図られるなど、市民と来街者が行き交う交流拠点のとしての機能強化に繋がることが期待されることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		<p>中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市内病院との連携健康増進事業</p> <p>内容： 医療施設と連携した健康増進サービス</p> <p>実施時期： 平成 25 年度～平成 28 年度</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>市民病院を中心とした人間ドック受診との連携事業により、中心市街地周辺での大きな医療の拠点と、周辺で展開する健康増進施設への利用を促進し、エリア内の回遊性向上、かつ市民の健康増進の推進を図る。</p> <p>内容は、市内の医療施設が行う人間ドックの受診終了後に瀬戸内温泉「たまの湯」とメルカ内フィットネスクラブの「お試しクーポン券」を配布する「ぐるっと健康パック」をセットにし、気軽にこれらを体験することで、温浴、足湯、スイミング、ヨガなどによって健康への関心を高めてもらい市民の健康増進・医療と周辺施設の連携を図るほか、人間ドック 1泊2日コースでは宿泊を駅東に新設の「瀬戸内・海のホテル」にセットすることで、快適な検診スタイルを促進する。</p> <p>また、「ぐるっと健康パック」の中にはエリア内お食事クーポン券（温玉めし、自衛艦カレー、どてきりカレー券）も含まれており、地元のグルメの普及・PR も兼ねて人間ドック終了後にご当地グルメを堪能してもらい回遊性を高めていく。</p> <p>この事業により、中心市街地の福祉機能の強化が図られることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”とともに、“回遊するまちづくり”を実現するために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： いきいき健康増進事業 内容： 健康増進を目的とする定期的なイベント 実施時期： 平成 25 年度～平成 28 年度	中心市街地活性化協議会	<p>市内在住の高齢者に向けて、中央公民館などの定期講座に参加の受講生や地元自治会等を対象にした健康増進を目的とする定期的なイベントを斡旋する。具体的なイベント内容は、中心市街地エリア内の駅東創庫内で工作体験後、楽彩工房内での音楽鑑賞の実施、温浴施設でのヘルシー懐石料理、温浴施設内での健康湯治コース体験等を実施するものである。</p> <p>この事業により、中心市街地の福祉機能の強化が図られることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”を実現するために必要である。</p>		
事業名： 街なか健康ウォーキングコース回遊事業 内容： 街なかウォーキングによる健康増進 実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度	中心市街地活性化協議会	<p>駅東の広域交流拠点の親水公園からベイエリアの緑地を通して、中央公園、そして市民病院横の自転車道にかけてのおよそ 1.5 キロメートル（約 30 分）を“健康ウォーキングコース”として設定し、新設の案内板を使って表示するほか、市民の健康増進に役立つまち歩きを推進する。</p> <p>この事業により、中心市街地の福祉機能の強化が図られることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”を実現するために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 街なか健康ウォーキングマップ作成事業</p> <p>内容： 街なかウォーキングコースを紹介マップの作成と普及啓発</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度</p>	<p>中心市街地活性化協議会</p>	<p>地域住民の健康増進のため、中心市街地のエリア内に「街なか健康ウォーキングコース」を設定したマップを作成する。</p> <p>駅東の広域交流拠点の親水公園からベイエリアの緑地を通して、中央公園、そして市民病院横の自転車道経由で駅東までを巡回し、最後は足湯でリラックスするというコースである。途中の中央公園では健康遊具でのトレーニングも体験できる。</p> <p>マップと同時に市のホームページ等でも情報提供し、1週のキロ数・歩数・消費カロリーを表示するほか、コース沿線の名所やカフェ・食事処も紹介する。また、地元町内会や老人クラブ、講座受講生に対し、積極的に紹介・利用促進を呼びかけることで、健康への関心を高めるとともに市民交流の機会を増やしていく。</p> <p>この事業により、広域交流の新しい施設の体験及び既存のベイエリアの魅力再開発見などが図られるとともに、市民の健康づくりに寄与することから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”および“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 「たまの地域人づくり大学」事業</p> <p>内容： 地域活動に役立つ知識を習得する講座を開催</p> <p>実施時期： 平成 22 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>地域の住民が、地域活動に役立つ知識を習得する講座を開催する。受講を通じて地域活動における様々な場面で活躍できる人材を育成することを目的とする。</p> <p>シニア世代いきいき講座“おやじ塾”では、団塊世代の高齢者が定年を迎えて後、生き生きとしたセカンドステージを迎え、地域活動へのデビューを果たすための支援を目的に各種教養講座（料理教室、趣味の講座等）を開催。同世代間のコミュニティの輪を広げる交流の場ともなっている。</p> <p>この事業により、地域活動における様々な場面で活躍できる人材を育成し、地域コミュニティの形成に寄与することから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”を図る事業として必要である。</p>		
<p>事業名： まちづくり講座事業</p> <p>内容： まちづくりに関するワークショップの開催</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～平成 28 年度</p>	<p>宇野・築港まちづくり講座事務局</p>	<p>文化会館において、まちづくりワークショップ等を開催し、地域のまちづくりに対する意識の醸成や地域主体のまちづくりを図る事業である。2009 年度実績では 5 月、6 月、10 月、11 月に開催し、74 人が受講した。</p> <p>この事業により、地域におけるまちづくり意識の醸成を図り、地域全体で“住みよいまちづくり”を図る事業として必要である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地内の人口は、最近 10 年間では大幅に減少を続けている。中心市街地内は高層マンションや賃貸住宅の立地は少なく、戸建て住宅の立地が多い。平成 19 年以降に中心市街地内の人口が平準化している要因も、新規戸建て住宅の立地が増えたことが考えられ、近年は中心市街地内での住宅需要が高まっていることが考えられる。

市民意向調査では、中心市街地の居留意向は約 20%（既に住んでいる人を除く）となっており、市民においても一定の街なか居住のニーズはあるが、その条件として、買物の利便性や医療・福祉施設サービスの充実が求められている。

また、これまでの市街地整備や、公共公益施設、医療・福祉施設などの都市機能の集積から、生活利便性の高い市街地が形成されており、この優位点を活かした街なか居住の推進が求められる。

(2) 街なか居住の推進の必要性

このような状況を踏まえ、宇野駅東の遊休地（5.1ha）を活用した高齢者向け住宅の整備などにより、生活利便性の高い中心市街地の特性と居住ニーズに合った住宅供給を行う。また、戸建て住宅ニーズも踏まえ、こだわりの戸建て賃貸住宅の整備など、民間事業者と連携しながら街なか居住を推進する。

さらに築港街区においては、商店街の再活性化を図るため、まずは商店街に人を増やす取組として、アートで脚光を浴びる直島とのアクセスのよさと温暖で趣きのある港町の暮らしやすさを全国で活動する若手クリエイターを中心に PR し、積極的に「よそ者」の移住を迎え入れる体制づくりを整え、定住促進活動を行う。この取組については、平成 23 年 8 月に設立の NPO 法人が全国に向けた移住促進活動を既に開始しており、中心市街地エリアやその周辺地区で平成 23 年 9 月末現在、2 組 7 名の移住が決定している。

また、これらの整備にあたっては、市民の街なか居住の条件を勘案するとともに、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”を目指して、商業施設や温浴施設、福祉施設などと一体的な整備を行い、街なかを歩いて生活できる住宅供給を行う。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じていくものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 商店街再生プロジェクト事業</p> <p>内容： クリエイティブカップル移住計画の策定・実施</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～ 平成 28 年度</p>	<p>NPO 法人 みなと・まちづくり機構 たまの</p>	<p>築港商店街の空き店舗対策として、商店街及び周辺の空き店舗をクリエイターに貸して住んでもらうことにより、作品販売や交流施設として活用する。</p> <p>具体的には30代半ばくらいまでのクリエイティブカップルを、築港商店街を中心としたエリアに迎え入れる体制、仕組みを整備する。</p> <p>その手法として、住んで楽しい、心地いい、好きな街・玉野に興味のある人たちをHPやロコミを利用して集め、宣伝イベント「うのキャン」により面白く楽しい街のPRを積極的に行う。このことがクリエイティブで意識の高い活動的な若いカップルに「玉野は面白そう！住んでみたい！」という思いを喚起させる原動力となる。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		<p>次に、移住への決断を促し背中を押すための移住しやすい環境(外的動機づけ)として、移住のためのサポートを行う。NPO法人内の実行委員会に専従スタッフを配置し、情報収集、伝達、勧誘、移住者の住宅探し、移住者の仕事探しなどの移住支援を行う。移住後においては街づくりへの積極的に関与してもらいまちの活力向上に繋げる。</p> <p>この事業により、築港商店街に興味ありというニーズを移住に結びつけ、商店街の定住人口を増やすことで賑わいを創出し、最終的には地域住民や商店の意識改革につなげまち全体の活性化を図ることが期待できることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいのある住みよいまちづくり”の実現のため必要である。</p>		
<p>事業名： シニア向け住宅整備事業</p> <p>内容： シニア層向けの集合型居住施設の整備</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度</p>	<p>宇野港土地(株)</p>	<p>温浴施設の東隣に隣接する形で、シニア層を対象とした住宅を整備し、街なか居住を促進する。玉野市内はもとより、より広域のエリアから、瀬戸内海の多島美を眺めながらのセカンドライフを目指して移り住む方々に住まいを提供する。</p> <p>この事業により、周辺に商業施設や温浴施設、福祉施設と一体的な整備を行うことから、生活利便性のさらなる向上につながることを期待でき、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="555 1883 1098 2047" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【整備概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 集合型のシニア層をメインターゲットにした 3-4 階建ての居住施設 • 戸数 16 戸/棟 • 専用面積 40~80 m² </div>		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業</p> <p>内容： 居住者個人の目的に合わせた戸建て賃貸住宅を整備</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度</p>	<p>宇野港土地 株</p>	<p>温浴施設の東隣に隣接する形で、個性豊かな住宅を整備し、街なか居住を促進する。種々のライフスタイルを想定して設計・建築した戸建て賃貸住宅を提案し、広域にわたり借り主を募集することにより定住人口の増加を図る。</p> <p>交通の便が良く、買い物、教育機関にもほど近い温暖で平坦な海辺の土地に、例えば、音楽の好きな方、車の好きな方、家庭菜園を作りたい方、マリンレジャーが好きな方、平屋バリアフリーに住みたい方、超環境型住宅に興味のある方などの住宅を整備する。</p> <p>この事業により、ニーズに合った住宅供給を行い、街なか居住者の増加が見込まれることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="555 1133 1098 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【整備概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～5 軒の戸建て賃貸住宅（第1段階として） ・床面積…40～100㎡ </div>		
<p>事業名： サービス付高齢者向け賃貸住宅整備事業</p> <p>内容： サービス付きの高齢者向け賃貸住宅を整備</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度</p>	<p>宇野港土地 株</p>	<p>温浴施設北東部の利便性の良い立地に高齢者向けの住宅を整備し、街なか居住を促進する。宇野駅近くの交通の便・買物の便・医療の便の良い場所に移り住んで貰う事により、中心市街地の定住人口増加を目指す。</p> <p>この事業により、周辺に商業施設や温浴施設、福祉施設と一体的な整備を行うことから、生活利便性のさらなる向上につながる事が期待でき、高齢者が暮らしやすい“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="555 1794 1098 1910" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【整備概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造 2 階建て 18 戸 ・戸あたり面積 18～25㎡（ワンルーム） </div>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： オーダーメイド型住宅コンバージョン事業 内容： リゾートホテルからオーダーメイド型住宅へのコンバージョン 実施時期： 平成 25 年度	玉野を元気にするぞ(株)	<p>リゾートホテルの一部をコンバートし、オーダーメイド型住宅を整備する。具体的には、建物の5階から10階までの全24室を入居者それぞれの希望に応じてリノベーションし、オンリーワンの空間を提供する。また、有料サービスとして、地元の医療・介護事業者との連携による訪問医療・介護サービスのほか、隣接するレストランの監修の下、安心・安全な食事サービスを展開する。</p> <p>この事業により、市内外の高齢者や団塊世代などの定住促進が期待できることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のために必要である。</p>		
事業名： 安心・活力・ささえあいのまちづくりモデル事業 内容： 安心した生活を図っていく体制を整備するモデル事業 実施時期： 平成 21 年度～ 平成 28 年度	玉野市	<p>住み慣れた地域において安心した生活を営むことができるよう、宇野地区（2地区）を中心に生活課題を抱えた住民に、必要な対応を図っていく体制を整備するモデル事業である。平成 22 年度にお手伝い隊を立ち上げ、インフォーマルサービスを実施中である。また、多世代の交流サロン「えがおでう～の」を立ち上げ、現在月一回のペースで地域の交流機会を定期的に開催している。</p> <p>この事業により、地域で支えあいながら安心して生活できるコミュニティを形成することが期待できることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

まず歩行者通行量において、中心市街地の歩行者・自転車通行量は、宇高連絡船の廃止以前の昭和 62 年と比べると、平日・休日ともに大幅に減少しており、宇高連絡船の廃止による人口の流出に加え、居住人口の郊外への流出が大きな要因となっていることが考えられる。

観光面においては、宇野港がアートの島として定着し国内のみならず海外からも脚光を浴びる直島と隣接しており、直島との一番アクセスが良い海上交通の要衝であることが大きな特徴で、宇野港を経由して直島やその他島しょ部へ観光する客も近年増加傾向にある。しかしながら、歩行者通行量は、築港商店街において平成 19 年・平成 20 年と平成 22 年を比べても減少しているのが実態であり、駅前から港までの周辺に滞在機能を持った施設が非常に少ないことから、中心市街地内で食事や宿泊をせず通過されてしまっている傾向が強い。

次に、商業面において、中心市街地内の小売業は、店舗数で市全体の 11.1%、年間販売額で市全体の 22.1%を占めるものの、店舗数と年間販売額は減少しており、商店街においては空き店舗が目立つ状況にあるなど、商業機能の衰退が顕著である。歩行者・自転車通行量の著しい減少が、商業にも影響を及ぼしていると考えられる。

また、市民意向調査では、中心市街地への来街目的は買物が最も多く、中心市街地での買物ニーズはあるものの、特に郊外地域においては来街頻度が低下しつつある。特に買い回り品などにおいては、国道 30 号などの中心市街地内を通る幹線道路沿道における大規模商業施設での利用に流れていることが考えられる。また、中心市街地活性化に向けた施策・整備では商店街の再生や空き店舗、空き施設の活用が求められており、商店街の活性化を望む意向も強いことがうかがえる。

来街者ニーズにおいては、飲食店や温浴施設、アートギャラリーが求められている。市民意向においても、来街者が観光する場所や宿泊する場所に対する満足度が低くなっていることから、待ち時間消化のための食事場所や温浴やギャラリーなどの滞在機能のニーズが高いことが伺える。このようなことから、行き交う旅客が中心市街地に足を留めたいと思わせるような魅力ある空間がないこと、また、ゆったり滞在する機能が非常に弱いことが大きな課題である。

(2) 商業の活性化の必要性

このような状況を踏まえ、来街者については、駅東の遊休地の活用を起爆剤に、ただ通過している状況から、回遊・滞在型観光への転換を目指し、地元のニーズも高い飲食や宿泊施設、そして温浴施設など、市外からの観光客や市外・島しょ部からの来街者が滞在できる施設整備を進めることで、本市の中心市街地の特色ある“顔づくり”を重点的に行う。

商店街においては、空き店舗対策や安心・安全の環境整備として、玉野市出身の漫画家いしいひさいち先生の 4 コマ漫画“ののちゃんの街”や、アートなどの地域性、テーマ性のあるまちづくりに取り組む。また、“瀬戸内の港町”の特性を活かしたイベント等を開催し、市内外からの来街機会の増加と来街者が“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”に取り組む。

地元商店においては、メルカ専門店、宇野・築港商店会が主体となって「一店逸品」等の販売

促進事業を実施し地域性を活かした独自のサービスに取り組み、駅東地区の集客施設と連携しエリア内への回遊を誘導することによる消費の相乗効果を図る。

また、市民の買物ニーズに対しては、宇野駅東の遊休地（5.1ha）を活用した商業施設等の整備を行い、今まで市外へ流出していた消費の広域からの集客を推進するとともに、住宅や交流広場、福祉施設と一体的に整備することで、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”に取り組む。また、ショッピングモール・メルカにおいては、ショッピングセンターとしてのみならず、コミュニティの交流機能において重要な役割を担っている施設であることから、リニューアルに合わせ人が集い、交流することに主眼を置いたテナント・ミックスにより、地元密着型の商業施設の充実だけでなく、新たな機能も付加していくほか、新たに整備する駅東の商業施設や地元商店会との機能分担により、中心市街地の買物ニーズにエリア内で連携し一体的に対応する。

また、滞在・回遊の要素となる「食」については、B級グルメ「たまの温玉めし」ほか、近年活発化する「たまげたシリーズ」「自衛艦カレー」「どてきり」といった、ご当地メニューとの連携による中心市街地における食の提供や、新たな地元特産品の研究開発に取り組み、“まちの魅力が連携し、人が集い行きかうまちづくり”を目指す。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じていくものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 第一種大規模小売店舗立地法の特例区域の設定 内容： 法第37条に基づく大規模小売店舗立地法の特例を活用 実施時期： 平成28年度～	玉野市	中心市街地の活性化に大きな影響がある区域を大規模小売店舗立地法の特例区域として指定を受けることで、出店手続きの簡素化等により、事業者の負担を軽減し、テナント誘致を促進することで、施設の活気が生まれ、中心市街地の経済活力の向上を図る。 また、生活環境を良くすることで、中心市街地への来訪者や居住者の増加を図ることができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行きかうまちづくり”を実現する事業として必要である。	支援措置の内容： 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） 実施時期： 平成28年度～	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 瀬戸内温泉 「たまの湯」 事業</p> <p>内容： 瀬戸内の借景を堪能できる天然温泉・露天風呂の整備・活性化事業</p> <p>実施時期： 平成23年度～ 平成24年度</p>	<p>宇野港土地(株)</p>	<p>市内住民や観光客等の要望が高い温浴施設の建設を行う。玉野市はもちろんのこと、岡山市・倉敷市を始めとした車で1時間半圏内や島しょ部からの来訪も視野に入れた天然温泉施設とする。宇野港と瀬戸内の島々の見えるロケーションの中に、温泉郷をイメージした庄屋造り風の建物で、素朴で穏やかな景観を演出する。滞在時間が1～2時間のスーパー銭湯ではなく、半日以上ゆっくりとした気分で滞在していただける天然温泉にしていく。</p> <p>ゆとりをもって来ていただくことにより、エリア内のご当地グルメや海の駅シーサイドマート、バーベキュー広場、ののちゃんミュージアム、一店逸品などへの回遊に繋げていく。</p> <p>また、エコ対策として、木くずとLPガスの併用によるハイブリッド化燃料の導入を検討する。この温浴施設による経済効果と公共性を最大限に引き出すため、中心市街地エリア内の他の施設、商店、市民団体、行政機関との連携を強化する。</p> <p>■たまの湯施設内での取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティブースを設置し、地元のサークルや団体の交流の場の提供や作品展示、市民講座などで活用する。作品展示としては、ののちゃん関連の4コマ漫画、市民同好会の絵画や書道などで、講座としては、趣味のものづくり講座や玉野市によるまちづくり出前講座などを開催する。 ・地元特産品コーナーを設置し、次回から参加を予定している瀬戸内交際芸術祭のオフィシャルグッズ（ピンバッジ、Tシャツ、ハンカチ他）や、地元の工芸品（備前焼メバルの箸置き、とんぼ玉他）、ののちゃんグッズ等を販売する。 ・「トウヨウゾウ」の化石を展示する。今年の7月に宇野港沖で発見された、約40万年～50万年前のトウヨウゾウの象牙（長さ160cm）を展示する。（大変希少価値が高く、国内では破片しか 	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金</p> <p>実施時期： 平成24年度</p>	

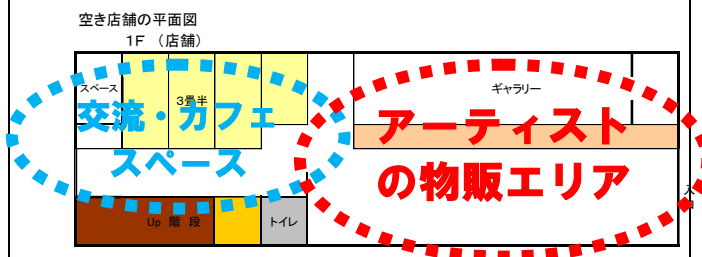
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		<p>見つかっていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民特別料金を設定する。玉野市民に日々使用される施設であるため、一般とは異なる低廉な市民料金や高齢者割引を設定し、利用促進を図るとともに健康づくりに貢献する。 ・ 施設内飲食コーナーでは地元海産物を取り入れたメニューを提供するほか、施設の立地する広域交流エリア内に中心市街地を貫通するコミュニティバスの停留所を新設しエリア内のバス利用のワンコイン化を検討する等、円滑な回遊を促進する。 ・ 第2回瀬戸内国際芸術祭の開催(平成25年3月～)に合わせて開業予定であるが、直島等への観光客の目に必ず留まる施設であり、宇野駅前のイメージを一新させるインパクトを与えることによって、直島等への観光客の立ち寄りや、エリア内の“街あるき”のきっかけとなる。 ・ 「たまの湯井戸端ふれあい倶楽部」を創設する。地域情報、暮らし役立ち情報、健康情報などの発信や、新鮮野菜や魚介の産直販売、温泉健康講座や各種カルチャー発表会の実行委員会として、人が集い、ふれあい、繋がるネットワークづくりを推進する。 ・ HPを通じたインターネットによる情報発信を積極的に図るほか、ツイッターやFacebookなどのSNSも効果的に活用し、この温泉にしかない魅力を幅広く周知する。 ・ 海の駅「なおしま」での「たまの湯」パンフレットの設置など、直島町観光協会を中心とした島しょ部の様々な機関との連携により情報発信力を強化し、観光客を効果的に取り込む。 <p>■たまの湯施設と周辺との連携した取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接した親水公園に、たまの湯の温泉井戸から湯を引き込み「東屋付きの足湯」を設置し、地域住民の交流の場を提供する。 		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置内容及び実施時期	その他の事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康増進のため、市民病院との連携を図り人間ドック受診後に「ぐるっと健康パック」による「たまの湯」及びメルカ内フィットネスクラブのお試しクーポン券および中心市街地エリア内のお食事クーポン券を配布し、気軽に温浴・岩盤浴・足湯の体験や、地元の新鮮な海産物を使った料理を堪能してもらうほか、メルカ内施設との連携を図る。また、高齢者に向けてヘルシー懐石料理と健康湯治コース体験を実施する。 ・地元商店会と連携して、エリア共通お買い物券（メルカ専門店約30店、宇野・築港商店会約90店で使用できる）を、たまの湯の各種イベントの景品として使用することで、メルカや商店会の活性化を図る。 ・地元のメルカ専門店、宇野・築港商店会の活性化を図るため、「一店逸品運動」との連携として、たまの湯利用客に対して当該エリアの「一店逸品交換チケット」を配布し、“帰り道ぶらり寄り道みなと街”を推奨していく。 ・インフォメーション機能充実のため、たまの湯内ロビーや休憩所において、観光マップ・リーフレットやウォーキングマップ・サイクリングマップなどを設置し、エリア内の回遊性を高めていく。 ・「たまの湯杯」宇野港フットサル大会を開催する。敷地内のフットサルコートにおいて、玉野市内の小学生チームによる“宇野港フットサル大会”を「たまの湯」が協賛して、オープニングイベントとして、また年2回の恒例イベントとして開催する。 ・島しょ部へのフェリーを運行する四国フェリー(株)、四国汽船(株)とも連携し、当施設とフェリーの共同企画や広告を打ち出す。 		


事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		<p>■たまの湯開業と併せて行う活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇野駅前とメルカ前の特設コーナーにおいて、移動式の「足湯」体験を実施する。たまの湯の温泉井戸から源泉をタンク車で運び、特設の足湯でお試し体験を市民の方や来街者の方に楽しんでもらう。 ・地元の温泉博士による温泉講座をたまの湯内で開催する。 ・たまの湯入口前の特設コーナーにおいて、フォークやオールディーズなどのライブコンサートを開催する。 ・地元 B 級グルメである温玉めし、自衛艦カレーをたまの湯内において屋台形式で販売する。 ・たまの湯内において、いきいき落語「お笑いたまの亭」を開催する。 ・たまの湯内において、メルカフィットネスクラブとの連携によりヨガ体験教室を開催する。 <p>この事業により、市民や市内外からの観光客が中心市街地内に滞在し、回遊することが期待できることから、“まちの魅力を回遊するまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="624 1447 1187 1648" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造平屋造り（一部2階建て）の純日本風外観の温浴施設 <p>【延床面積】 ・2,600㎡ （それ以外に露天風呂約660㎡を設ける）</p> <p>【総投資額】 ・約8.5億円</p> </div>		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： クリエイター交流拠点設置・運営事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容： 築港商店街内にある空き店舗改装による回遊・交流拠点施設としての整備</p> <p>実施時期： 平成24年度</p>	<p>NPO 法人 みなと・まちづくり機構たまの</p>	<p>本事業では築港商店街内にある空き店舗を改装し、若手クリエイターや地元住民等が交流を図る、地域のコミュニティ拠点として整備する。</p> <p>整備する施設内には、多様な人々が入り出りする交流スペース&カフェや、若手クリエイターの作品を展示・販売するギャラリーを設置するほか、観光・イベント等の情報発信、街なかのアートスポットと連携したイベント等を実施する。</p> <p>この事業は、クリエイターと地域住民との交流を促進し、商店街の集客向上、活性化を図るものであることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のため必要である。</p> <p>また、直島へ渡る観光客の商店街内への滞在・回遊にも繋がるものである。</p>	<p>支援措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金</p> <p>実施時期： 平成24年度</p>	



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： エリア内レンタルサイクル運営事業</p> <p>内容： レンタルサイクルの試験的運営</p> <p>実施時期： 平成23年度～平成28年度</p>	<p>(社)玉野市観光協会</p>	<p>市内での観光客の回遊性の向上を目的にレンタルサイクル事業を実施する。将来的には生活上交通手段として、エリア内数カ所での“シェアリング事業化”を目指す。具体的には、平成24年度からは現在より更に利便性の高い場所にて、レンタルサイクルを試験的に運営する。10台からスタートし、その後利用状況を見て本格実施をする。更に、貸出の第2拠点として「海のホテル」内にレンタルサイクルステーションを設け、申し込みカウンターを設置する。</p> <p>この事業と、ののちゃんウォークラリー、アート周遊等とが連動を図ることにより“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p> <div data-bbox="630 1037 1177 1379" data-label="Image"> </div>	<p>支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 平成24年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： いしいひさいち展覧会事業</p> <p>内容： いしいひさいち展覧会場の運営</p> <p>実施時期： 平成23年度～平成28年度</p>	<p>NPO法人 たまのの企画</p>	<p>地元出身の漫画家いしいひさいち氏の4コマ漫画”ののちゃん”が住む「たまのの市」は玉野市で、ののちゃんの住むまちは玉野市をモデルにしている。そこで、この全国区の知名度をもつ地域資源を活用し、主に観光客をターゲットにしたいしい先生の作品の周知と広く漫画に親しめる展覧会場を平成22年4月に築港商店街の空き店舗を改装してオープンした。</p> <p>平成23年3月には近隣の会場に移転し常設展示し、現在は、ミュージアム機能をもたせた情報発信および活動拠点として展開している。</p> <p>今後はメルカに整備する「ののちゃんミュージアム」との連携を強化するほか、地元市民のコミュニティの場ともなる機能も併設する。</p> <p>この事業により、築港商店街エリアにおける“ののちゃんの街”をテーマとした拠点性の強化を図ることができ、観光客の増加や来街者の回遊性の向上が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p> <p>【平成22・23年度の主な活動】</p> <p>【展示場所の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22.4～なんば家具店跡空き店舗(仮) ・H23.3～ダテビル2F常設化 <p>【展示内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉野市にちなんだ4コマ漫画展示 ・各イベント応募作品の展示 ・玉野市PRチラシの設置 ・インターネットで情報発信 ・仕事場再現コーナー ・漫画本展示、DVD上映 ・ののちゃん関連グッズの展示 	<p>支援措置内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期： 平成24年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 海の日！築港夜市事業 内容： 海の日前日の築港商店街での夜市 実施時期： ～平成28年度	築港商店会	<p>築港商店街一帯において、海の日の前日に夜市を開催している。地踊り大会、ゲーム、大抽選会等を実施し、毎年多くの市民でにぎわっている。</p> <p>これまでも毎年7月の祭りとして多くの市民に定着しており、今後は新たな居住者や観光客に対してもPRすることで更なる集客が期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”につながる事業として必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成24年度～	
事業名： 玉野まつりおどり大会事業 内容： 市役所西通りでのおどり大会 実施時期： ～平成28年度	玉野まつり振興会	<p>平成7年（市制55周年）より場所を市役所西通りへ変更し、毎年7月下旬もしくは8月上旬の土曜日に開催している。「かっからかニューバージョン」のリズムにのって踊り、平成22年度実績では、約21,000人の集客がある。</p> <p>花火大会とともに実施することで多くの集客を見込むことができ、中心市街地の賑わいを創出していることから、日常の“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”につながる事業として必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成24年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： The 遊 ing U N O 開催 事業 内容： 玉野まつり おどり大会時 のステージイ ベント 実施時期： ～平成 28 年度	宇野商店会	<p>平成 7 年より玉野まつりおどり大会と同日開催しており、玉野まつりおどり大会の横（中央公園）でステージイベントを行い、まつりを盛り上げる。ステージイベントや抽選会を実施し、多くの出演者（ステージ 200 人、抽選会 300 人）が参加する。</p> <p>花火大会とともに実施することで多くの集客を見込むことができ、中心市街地の賑わいを創出していることから、日常の“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”につながる事業として必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成 24 年度～	
事業名： 宇野港 海風 ウォーキング 事業 内容： 観光ボランティアガイドによる宇野港周辺の散策 実施時期： 平成 23 年度～ 平成 28 年度	(社)玉野市観光協会	<p>観光ボランティアガイド「つつじの会」メンバーによるガイドで、宇野港の海風にあたりながら宇野港周辺を散策する。平成 20 年 4 月から開催しており、4 月～9 月までの毎月第 2 火曜日に実施している。</p> <p>この事業により、観光客に対して宇野港の魅力を感じてもらいながら、中心市街地を回遊することができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成 24 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 宇野港ゆめ市場連携事業 内容： 県内の特産品販売やフリーマーケット等 実施時期： ～平成28年度	宇野港ゆめ市場実行委員会	<p>平成15年4月より、毎月第2日曜日に開催しており、海産物、農産物、果物、工芸品、骨董、県内の特産品、飲食、ステージイベントおよびフリーマーケットを実施している。入場者数は毎月400人～1000人程度の集客がある。</p> <p>今後は宇野港シーサイドパークのみならず、東側の親水広場、対岸のシーサイドマートとも、連携して開催し、それぞれの持ち味を活かしたサービス提供を図る。</p> <p>この事業により玉野市の食や地域資源の魅力をPRすることができ、今後も市民や観光客の集客を図ることができ、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”につながる事業として必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成24年度～	
事業名： ハーバーランドコンサート事業 内容： 音楽家によるコンサート 実施時期： ～平成28年度	(社)玉野市観光協会	<p>平成20年12月から宇野港第1突堤内で開催している音楽家のコンサート（ライブ）である。宇野港周辺の賑わい創出および音楽公園としての音楽愛好家を集めて賑わいを創出していく。他の事業と連携して実施したり、飲食物（店）の出店等もあり、毎回500人～1,000人程度の集客がある。</p> <p>この事業により、中心市街地の賑わいと魅力の向上を図ることができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成24年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： たまの・港フェスティバル 内容： 海・港・船をテーマにしたイベント 実施時期： ～平成28年度	たまの・港フェスティバル実行委員会	<p>「海・港・船をテーマにした玉野でしかできないイベント」を合い言葉に、帆船等の船内見学や、ステージアトラクション・フリーマーケット等のイベントを開催する。</p> <p>この事業により、中心市街地のにぎわいを創出し、観光客の増加につながることを期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	支援措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成24年度～	
事業名： アート・モニュメント設置事業 内容： アートを取り入れたモニュメントの設置 実施時期： 平成26年度～平成27年度	玉野市	<p>中心市街地エリアで展開されている現代アート作品と調和したアート・モニュメントを設置し、中心市街地への観光客等の回遊意欲の向上を図る。</p> <p>この事業により、近年、増加傾向にある香川県・直島等の現代アート作品の鑑賞を目的とした観光客や来街者への訴求に繋がることが期待されることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（玉野市中心市街地活性化地区）） 実施時期： 平成26年度～平成27年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： ののちゃんとアートなさんぽみち・ぐるり回遊マップ作成事業</p> <p>内容： “ののちゃん”関連の名所や施設、グルメ、アートスポット等を紹介するマップ作成</p> <p>実施時期： 平成27年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>温かい故郷に帰りたくなるような四コマ漫画”のののちゃん”に登場するエリア内の名所や施設を繋ぐルートや、グルメ、グッズ販売所及びアートスポット（駅東創庫・チヌ等）を繋ぐルートを紹介した「ののちゃんとアートなさんぽみち・ぐるり回遊マップ」を作成する。ののちゃんとアートの街のイメージアップを図り、玉野市の知名度向上と観光客増加を目指す。</p> <p>この事業により、“ののちゃん”や“アート”を目的とした来街者の増加や中心市街地内の回遊性の向上が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（玉野市中心市街地活性化地区））</p> <p>実施時期： 平成27年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： みなと展望エリア レストラン整備事業</p> <p>内容： カフェレストランと地産地消ふれあい市場、地域交流スペースの新設</p> <p>実施時期： 平成26年度～平成27年度</p>	<p>玉野を元気にするぞ(株)</p>	<p>現在の和食レストランを増築し、新しくカフェレストランと地元海産物や農産物等を取り揃えた地産地消ふれあい市場、地域住民や来街者等が気軽に利用できる地域交流スペースを新設する。カフェレストラン及び地産地消ふれあい市場では、玉野名物に育て上げる「どてきりラーメン」をはじめ「どてきりカレー」、「どてきりバーガー」とともに「たまの温玉めし」、「たまの自衛艦カレー」などのご当地グルメを集結させる。また、地元の獲れたて野菜や獲れたて鮮魚のほか、玉野市の地域ブランド「お宝たまの印」商品などを提供し、食文化の拠点とする。</p> <p>地域交流スペースでは、地元の陶芸家を講師とした備前焼教室といった各種カルチャー教室や講座等を開催し、地域交流の拠点とする。</p> <p>この事業により、観光客に対して港町ならではの海鮮料理やご当地グルメを味わえるスポットとしてアピールし、集客力の強化を図るとともに、各種カルチャー教室等の開催を通じた来街者の滞在と地域交流が生まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地再興戦略事業費補助金又は中心市街地再生事業費補助金</p> <p>実施時期： 平成27年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業</p> <p>内容： 中心市街地の活性化を図るためのタウンマネージャーの設置</p> <p>実施時期： 平成26年度～平成28年度</p>	<p>玉野商工会議所</p>	<p>まちの魅力の向上や商業振興等を通じた中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化協議会にタウンマネージャーを設置する。これによりタウンマネージャーが有する専門的な知見を活かしながら、関係者との調整及び中心市街地の活性化に資する各種事業を推進することが期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”と“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 中心市街地再興戦略事業費補助金</p> <p>実施時期： 平成26年度～平成28年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 瀬戸内・海のホテル事業</p> <p>内容： 宿泊ニーズに応えるホテルの建設</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>宇野港土地 株</p>	<p>宇野港に位置する 5.1 ha の未利用地を活用し、鉄道やフェリー等による広域的な来街者の利便性や宿泊ニーズに応えるホテルを建設する。具体的には市内外の大手企業へのビジネス客の宿泊需要に応えるビジネスタイプと、直島を始めとして瀬戸内の島々にアートを見に来られる観光客需要に応えるリゾートタイプ、両方の機能を有したホテルを計画している。</p> <p>ホテルの外観は、和瓦の屋根とレンガ造り建物という和洋折衷のレトロモダンな街なみをイメージし、風光明媚な瀬戸内の景観に調和するホテルとする。</p> <p>直島行き旅客船の導線上にあることから、宇野駅側にはオープンカフェを配置し、観光客の待ち時間を快適に過ごせる場ほか、玉野のご当地グルメを体験できる場を提供する。</p> <p>宿泊者には「食事処」の紹介をはじめ、隣接する親水公園での足場や散歩コースとしてベイエリアの緑地公園を楽しんでもらったり、ののちゃんの街回遊マップでの街なか巡りやレンタサイクルによる観光スポット巡りも訴求する。また、街なかのインフォメーションセンターとしての役割を果たすため、ロビーに各種観光マップ、リーフレットの展示スペースを設け、従業員教育を徹底し「街なかコンシェルジュ」として街なか観光及び瀬戸内国際芸術祭の案内を強化する。</p>		<p>中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		<p>この事業により、市内外への観光客が中心市街地内に滞在し、回遊することができ、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="555 562 1102 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ホテルの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aタイプ：15㎡（20室：1人） ・B～Dタイプ：21～40㎡（24室：2人） ・Eタイプ：77㎡（2室：4人） <p>【敷地面積】 ・約5,950㎡</p> <p>【施設面積】 ・約2,626㎡</p> </div>		
<p>事業名： 商業施設開発事業</p> <p>内容： 広域交流拠点への新たな商業施設</p> <p>実施時期： 平成24年度～平成28年度</p>	<p>宇野港土地 株</p>	<p>ホテルや温浴施設に隣接し、中心市街地の魅力を高める商業施設を開発することで、広域からの集客を狙った宇野駅東エリアの賑わいを創出する。同時に、ホテル、温浴施設、住宅、福祉施設と一体的な整備により、JR宇野駅周辺の新たな広域交流拠点としての役割を担う。</p> <p>メルカが地元に着した最寄品を中心とした商業施設であるのに対し、この商業施設は広域からの集客も視野に入れた、地元の要望の強い買い回り品中心の商業施設とする。</p> <p>この事業により、新たな広域交流拠点への集客とともに、周辺施設への波及効果などが期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="555 1794 1102 1933" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・660㎡×1テナント ・330㎡×1テナント <p>【敷地面積】 ・約8,200㎡</p> </div>		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： みなと展望台整備事業</p> <p>内容： リゾートホテルの屋上に展望台を開設</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野を元気にするぞ(株)</p>	<p>現在のリゾートホテルの屋上を改修し、展望台を開設する。それにより、観光スポットとして展望台を位置付け、駅東地区から築港地区を通して展望台へと回遊させる流れをつくる。</p> <p>この事業により、隣接するレストランや築港地区のアートスポット、そして駅東地区の温浴施設との連携が図れることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”のために必要である。</p>		
<p>事業名： テナント・ミックス事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容： S C の空き店舗を再編し専門店やサービス機能等に活用</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>(1) 宇野港土地(株)</p> <p>(2) 玉野街づくり(株)</p>	<p>交流拠点のひとつとして位置づけている商業施設をリニューアルし、不足業種や不足機能等を強化することによって、地域需要に応えた S C の活性化を図る。</p> <p>具体的には、核テナントを中心とした既存テナントを再配置し、生活必需品を取り揃えたワンストップショッピングエリア及び玉野らしさを打ち出した専門店街エリアを形成する。また、図書館等の公共施設などを誘致することにより商業機能との相乗効果による集客力の向上を図るほか、施設全体のゾーニングの見直しを行い、回遊性の向上へと繋げていく。</p> <p>また、リニューアルにおいては、既存の建物・設備が築 20 年を超過しているため、老朽化、経年劣化した設備等（エスカレーター、空調、防災等）を更新し、外壁の防水塗装などを施す。</p> <p>これらのリニューアルにより市民の来館機会が増加するとともに新たな客層の獲得や観光客等の訴求が図られるなど、市民と来街者が行き交う交流拠点としての機能強化に繋がることが期待されることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		<p>中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： まちなかの匠のアンテナショップ事業 内容： 市民等手づくり品のアンテナショップ 実施時期： 平成 24 年度	玉野街づくり(株)	メルカホールやバウハウス等で教える講師や受講者の優れた作品、地域特産品等を発表し、販売するアンテナショップを設ける。 この事業により、地域住民の交流を高め、商業施設の魅力の向上を図ることができ、“まちなかの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”を実現する事業として必要である。		
事業名： 起業家育成チャレンジショップ事業 内容： インキュベーション型のチャレンジショップ 実施時期： 平成 24 年度～	玉野街づくり(株)	はじめて商売をする方の場を提供し、起業に向けて支援するショップを設ける。卒業後メルカや商店街の空き店舗への出店を斡旋し、商工会議所の経営指導を受ける。 この事業により、新規開業を促進し、“まちなかの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”を実現する事業として必要である。	支援措置の内容： 市支援制度（中心市街地開業支援等賑わい創出事業） 実施時期： 平成 24 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： たまののミュージアム事業</p> <p>内容： 玉野市の情報発信拠点施設の整備</p> <p>実施時期： 平成 24 年度</p>	<p>玉野市観光協会</p>	<p>集客力のあるメルカ 2 階に「たまののミュージアム」をオープンし、玉野市の情報や魅力を市内外へ広く発信する拠点とする。</p> <p>具体的には、「ののちゃん」の作者・いしいひさいち氏及び「有閑倶楽部」の作者で女性に人気の少女漫画家・一条ゆかり氏の作品等の常設展示コーナーをはじめ、本市の歴史、ユニークな施策、魅力、著名人等を紹介するコーナー及び企画展示コーナー、グッズ等販売コーナーを設ける。</p> <p>企画展示コーナーではその他の著名人の活動内容及び作品等をスポットで展示・紹介するほか、市内の子供達が作った「ののちゃん」の塗り絵の展示会、玉野市のイベント P R、回顧写真展、市内企業の紹介などの企画展示を順次、開催することで目新しさを出していく。</p> <p>また、「がんばれタブチ君」、「ホーホケキョとなりの山田君」などのいしいひさいち氏の作品の展示を行うとともにミニシアターを整備するほか、各種マンガの読書コーナーやオリジナル缶バッジの製作体験コーナーなどを設け、来場者が単に展示品を見るだけでなく、体験することのできる仕組みを取り入れる。</p> <p>グッズ等販売コーナーでは、ののちゃんオリジナルグッズのほか、市の認定特産品「お宝たまの印」商品及び市内のクリエイターの作品等を展示・販売する。</p> <p>また、メルカ 1 階のセントラルコート及び築港のいしいひさいち展示会場「ののちゃんち」、エリアで開催される各種イベントなどと連携させることで観光客等の回遊性を向上させるなど、周辺エリアとも一体となった取組を進めていく。</p> <p>さらに、これらの取組を通じて、地域に眠</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		<p>っているクリエイター等の人材や特産品などの地域資源の掘り起こし及びこれらを活用した新たな産業の創出へと繋がることも期待される。</p> <p>この事業により、メルカがエリア西の拠点として集客力を高め、中心市街地の回遊性を強化することができ、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”を実現する事業として必要である。</p>		
<p>事業名： 4コマ漫画まつり事業</p> <p>内容： “ののちゃんの街”をテーマとした4コマ漫画まつりの開催</p> <p>実施時期： 平成23年度～平成28年度</p>	<p>NPO法人 たまのの企画</p>	<p>4コマ漫画大会を開催することでさらにいいワールドを堪能してもらおうとともに、テーマを「玉野市」にちなんだものとするのでいい先生のふるさと玉野の活性化にもつなげる。また、スタンプラリーやご当地グルメ屋台、そして他の漫画家の4コマ漫画も集めて同時に展示することで、まつり的な要素を取り入れ、今後ともこのイベントをより進化させていく。</p> <p>この事業により、“ののちゃんの街”としてのブランド化とともに、“ののちゃん”を目的とした来街者の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 山田家そっくりさんコンテスト事業</p> <p>内容： “ののちゃんの街”をテーマとした山田家そっくりさんコンテストの開催</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>N P O 法人 たまのの企画</p>	<p>「ふるさとたまの！ののちゃんの街」がスローガンの玉野市のイメージキャラクターである“ののちゃん”の登場人物はののちゃんの山田家をはじめ、意外に豊富である。「そっくりコンテスト」の実施は、すべてのキャラクターの周知にもつながるユニークなイベントであり、ののちゃんファンはもちろん全国から注目を浴び玉野市を P R できるとともに、多数の応募者が玉野を訪れてくれるチャンスともなる。</p> <p>この事業により、“ののちゃんの街”としてのブランド化とともに、“ののちゃん”と目的とした来街者の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		
<p>事業名： ののちゃんグッズの販売事業</p> <p>内容： “ののちゃん”をテーマとしたグッズ販売</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～平成 28 年度</p>	<p>N P O 法人 たまのの企画</p>	<p>市内外への効果的な広報活動として、“ののちゃん”キャラクターを活用した様々なグッズの企画・販売を展開する。現在、たまのの企画において、ネクタイ・ポロシャツ・エコバッグ・タオルハンカチ・缶バッジ、そして「まつ子さんの手ヌキカレー」等が商品化されているが、今後も「ののちゃんクッキー」等の商品開発を引き続き行いとともに観光案内所や市内の商店での委託販売を行う予定であるほか、将来的にはネット販売も検討している。</p> <p>この事業により、“ののちゃんの街”としてのブランド化とともに、“ののちゃん”を目的とした来街者の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： ののちゃんとアートの街・回遊事業</p> <p>内容： 回遊マップに合わせたスタンプラリーの実施</p> <p>実施時期： 平成 25 年度～平成 28 年度</p>	<p>N P O 法人 たまのの企画</p>	<p>「ののちゃんとアートなさんぽみち・ぐるり回遊マップ」に基づき設定した、それぞれのルートに合わせ、定期的なウォークラリーを実施する。主に観光客を対象とし、参加者にはポイントを付与する。一定量溜まったらノベルティとして温浴利用券や施設割引券等を進呈する。</p> <p>この事業により、まちの魅力を広くPRし回遊性を高めるとともに、各商店での消費促進と施設等の新規利用者の増加が期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>		
<p>事業名： ののちゃん関連普及啓発事業</p> <p>内容： 市内外への情報発信</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>N P O 法人 たまのの企画</p>	<p>玉野市内の企業・商店主または行政を巻き込み“ののちゃんの街”の市民の徹底と市外への情報発信力の強化を図る。市内の商店団体連合会やマリンカード組合との連携を強化し、エリア内の各商店の看板や包装紙等に“ののちゃん”のキャラクターを使用しコラボレーションを推進する。</p> <p>この事業により、“ののちゃんの街”としてのブランド化とともに、“ののちゃん”を目的とした来街者の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 商店街再生プロジェクト事業</p> <p>【再掲】</p> <p>内容： クリエイティブカップル移住計画の策定・実施</p> <p>実施時期： 平成23年度～平成28年度</p>	<p>NPO法人 みなと・まちづくり機構たまの</p>	<p>築港商店街の空き店舗対策として、商店街及び周辺の空き店舗をクリエイターに貸して住んでもらうことにより、併設で作品販売や交流施設を整備し活用する。</p> <p>具体的には積極的に30代半ばくらいまでのクリエイティブカップルを、築港商店街を中心としたエリアに迎え入れる体制、仕組みを整備する。</p> <p>その手法として、住んで楽しい、心地いい、好きな街・玉野に興味のある人たちをHPや口コミを利用して集め、宣伝イベント「うのキャン」により面白く楽しい街のPRを積極的に行う。このことがクリエイティブで意識の高い活動的な若いカップルに「玉野は面白そう！住んでみたい！」という思いを喚起させる原動力となる。</p> <p>次に、移住への決断を促し背中を押すための移住しやすい環境(外的動機づけ)として、移住のためのサポートを行う。NPO法人内の実行委員会に専従スタッフを配置し、情報収集、伝達、勧誘、移住者の住宅探し、移住者の仕事探しなどの移住支援を行う。移住後においては街づくりへの積極的に関与してもらいまちの活力向上に繋げる。</p> <p>この事業により、築港商店街に興味ありというニーズを移住に結びつけ、商店街の定住人口を増やすことで賑わいを創出し、最終的には地域住民や商店の意識改革につなげまち全体の活性化を図ることが期待できることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいのある住みよいまちづくり”の実現のため必要である。</p>		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 地元特産品どてきり開発事業</p> <p>内容： 「どてきり」の特産品化に向けた研究開発</p> <p>実施時期： 平成 22 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野を元気にするぞ(株)</p>	<p>「どてきり」とは、ノコギリガザミ（ワタリガニの一種）の別称で、50年ほど前は、瀬戸内近海で豊富に捕れていた濃厚な味が特徴のカニである。</p> <p>平成 22 年度に玉野市田井の野池で養殖実験した結果、3ヶ月間順調に成育できた「どてきり」を地元特産品として研究開発を行う。玉野商工会議所・玉野市農林水産課・玉野水産漁業センター・岡山理科大学・地元割烹店で連携して引き続き実験を行いながら、今後は生産量の安定化を目指し、中心市街地における「食」のブランド化に取り組む。</p> <p>また、どてきりカレーやバーガーといったどてきりを気軽に味わえるメニュー開発や普及を行うとともに、エリア内の取扱店を充実させることで販路を拡大していく。周知活動については、“ののちゃんとアートなさんぼみち・ぐるり回遊マップ“の中で、ご当地B級グルメスポットとして紹介し、築港地区～みなと展望エリアへの波及効果を出していく。</p> <p>この事業により、新たな地元特産品の開発が期待できるとともに、食のブランド化による来街者の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div data-bbox="611 1630 1002 1926" data-label="Image"> </div>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： たまの温玉めしPR事業</p> <p>内容： グルメマップ等によるPRとB級グルメイベントへの参加</p> <p>実施時期： 平成23年度～平成28年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>地元で愛されているご当地B級グルメである穴子入り焼きめしの「たまの温玉めし」のPRを強化することにより、B級グルメファンや観光客、来街者を増やし中心市街地の活性化を図る。</p> <p>PR方法としては、B級グルメマップ、食べ歩きマップ、観光ガイドマップなどに掲載し、観光案内所等でリーフレットを設置し普及に努め、各販売店は共通の“のぼり”で訴求する。また、販売店と協力しながら宇野港ゆめ市場等、中心市街地内のイベントに参加する。更に、JR宇野駅において「駅弁」の実験販売を平成23年11月より開始している。（蒸気加熱器付き弁当箱による「たまの温玉めし駅弁」と「たまげた井駅弁」の2種類）</p> <p>今後は、「たまの温玉めし」を始め、地元特産のげた（舌平目）を使った「たまげたシリーズ」と自衛艦カレーの3本柱でスタンプラリーの定期的開催等、相互連携し、プロモーション活動を強化していく。</p> <p>また、併せて市内量販店とのタイアップによる惣菜コーナーでのメニュー化や、「温玉めしのタレ」の製造販売なども検討していく。</p> <p>この事業により、来街者の購買が見込まれるとともに、中心市街地の回遊が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”と“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 地元特産品等販売強化事業</p> <p>内容： 「お宝たまの印」の普及・PR</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>「お宝たまの印」（玉野市特産品協議会の審査で選ばれた、玉野市の地域資源、地元特産品）を中心に、地元海産物等の普及と販売強化を行う。「食」をテーマとしたものには、新鮮で良質の地元素材を使った「たまげたシリーズ」（げた＝舌平目）がある。（たまげた一夜干、たまげた丼、たまげたガーガー）</p> <p>また、スイーツでは紫いもシリーズのロールケーキやパウンドケーキ（地元の玉野商業高校とのコラボ商品）などがある。</p> <p>その他、備前焼のメバル箸置きなど合計で30種類に及ぶ。</p> <p>PR方法としては、「お宝たまの」カタログやご当地グルメマップ、DVD放映などで訴求する。</p> <p>この事業により、来街者の購買が見込まれるとともに、中心市街地の回遊が見込まれることから、「まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり」の実現に向けて必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： シーサイドマーケット朝市開催事業</p> <p>内容： シーサイドマーケットにおける朝市の開催</p> <p>実施時期： ～平成 28 年度</p>	<p>株式会社玉野魚市場</p>	<p>宇野港は「みなとオアシス宇野」に登録されており、大型客船バースや旅客ターミナル・緑地公園などの施設が整備され、地域住民の方々や観光客など多くの方が気軽に立ち寄り交流する憩いの場となっている。</p> <p>ベイエリア南側に位置する、「海の駅」シーサイドマーケット（玉野魚市場）では、毎週金・土・日には朝市（一般向けのセリ市）として、鮮魚・乾物・塩干を販売し、平日のセリ市（業者が参加するセリ）においても、見学が可能である。</p> <p>平成 20 年 8 月から実施しており、平成 22 年から（社）玉野市観光協会と提携して、玉野の特産品の販売をネット上でも始めている。</p> <p>今後、宇野港ゆめ市場とのコラボレーションにより、隣接する宇野港緑地内で「飲食ブース」を設置し、地元産の鮮魚を調理してその場で味わえる場を提供する。</p> <p>この事業は、宇野港地域の賑わいの創出、活性化と地域振興に寄与していることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 海の駅 シーサイドマーケット「バーベキュー広場」整備事業</p> <p>内容： シーサイドマーケットにおける朝市の開催</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>株式会社玉野魚市場</p>	<p>朝市事業を行うシーサイドマーケットにおいて、その道路向かいの遊歩道を利用して、バーベキュー広場を整備する。利用日・時間は、魚市場の営業時間と合わせることにし、バーベキュー用具の貸し出しも行う</p> <p>また、目の前に魚市場があるという恵まれた条件を活かし、獲れたての海鮮バーベキューセットの販売を行うとともに、好みの魚介類を直接買うこともできる。</p> <p>瀬戸内の海の幸を満喫しながら、美しい景色を一望できるバーベキュー広場として更なる賑わいの場、交流の場として活用していき、ベイエリア全体の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、宇野港地域の賑わいの創出、活性化と地域振興に寄与することから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 一店逸品事業</p> <p>内容： エリア内において商店が連携し、独自のサービスや商品を提供する</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～ 平成 28 年度</p>	<p>玉野商工会 議所</p>	<p>地元の築港商店会と宇野商店会の活性化を図るため、一店逸品運動を展開する。エリア内の加盟店において、独自のサービスや商品を提供し、駅東地区とメルカを結ぶ、エリアの回遊性向上を図る。</p> <p>具体的には「ののちゃんの街・ぐるり回遊マップ」に、参加店と逸品を記載し、ルートに沿って立ち寄ってもらえるようにする（例えば、なかや宗義の紫いものスウィートポテト、ミルクパーラーのパウンドケーキ、喜久屋のどら焼き、むらまつ精肉店の手羽先など）。店舗ごとに逸品の開発や発掘に力を入れるほか、商店会単位での「おもてなしサービス」を強化することにより、商店街に活気を出していくとともに意識改革にもつなげていく。</p> <p>また温浴施設との連携として、「たまの湯」利用客に対して当該エリアの「一店逸品割引チケット」を配布し、“帰り道ぶらり寄り道みなど街”を推奨していく。</p> <p>この事業により、駅東地区と中心市街地の西側を結ぶ商店街の賑わいが高まることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： エリア共通お買い物券の発行事業</p> <p>内容： 商店街等と連携した温浴施設の割引券を発行</p> <p>実施時期： 平成 25 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野商工会議所</p>	<p>宇野・築港商店会及びメルカ専門店と温浴施設が連携し、エリア共通お買い物券を発行する。広域から来街される温浴施設のお客様に対して、エリア内でのお買い物や街歩きを促進することを目的とし、“ののちゃん”の絵柄入り商品券を発行する。</p> <p>具体的には、「たまの湯」のオープン記念、周年記念、各種イベントなどの販売促進の景品として、エリア内の店舗(メルカ専門店約30店、宇野・築港商店会約90店)で使用できる「エリア共通お買い物券」を利用し、メルカ専門店や商店街の活性化を図る。</p> <p>この事業により、回遊性を高めるとともに、エリア内の施設の利用者の増加や知名度の向上が期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p> <div data-bbox="592 1198 1002 1547" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">イメージ</p>  </div>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 中心市街地開業支援等賑わい創出事業</p> <p>内容： 店舗の新築・移築・増築・改築等の支援の拡大・見直し</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>平成 22 年に開催の瀬戸内国際芸術祭の影響で、これまでに築港地区で 4 店舗の出店があり、従前と比べて引き合いは増加傾向である。</p> <p>市では、従来から中小商業者等が店舗の魅力づくりを図る「魅力ある個店づくり推進事業」を行っているが、今後も事業の拡大・見直しを行い、メルカに対する空き店舗対策の拡充や、築港商店街再生プロジェクト事業の推進による芸術活動を支援するため、「芸術家業」を補助対象業種に加えている。</p> <p>この事業により、空き店舗解消、新規創業支援、芸術家の活動支援が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”を実現する事業として必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 市支援制度（中心市街地開業支援等賑わい創出事業）</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～</p>	
<p>事業名： 空き店舗台帳の設置・情報提供事業</p> <p>内容： 空き店舗対策としてのデータ構築と情報提供</p> <p>実施時期： ～平成 28 年度</p>	<p>玉野市</p>	<p>中心市街地を含む市内に点在する民間所有の空き店舗のうち、それらの所有者に売却あるいは賃貸の意思が確認できる物件について、集約及び台帳化し、市役所ロビー及び商業振興担当課の窓口へ設置するとともに、市HP上でも情報を公開することにより、市内への出店希望企業や新規創業希望者からの照会、相談等に対してニーズに対応した的確でタイムリーな情報提供を図っている。今後も継続して事業を実施するとともに、HPの掲載内容を見直す等で、より使い勝手の良い運用を図る。</p> <p>この事業により、空き店舗の解消、新規創業への支援、雇用の拡大を図ることが期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”を実現する事業として必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： カフェ&ライブハウス運営事業</p> <p>内容： アートや音楽に関わるイベントの実施</p> <p>実施時期： 平成 22 年度～平成 26 年度</p>	<p>N P O 法人 楽彩工房 T AMANO</p>	<p>宇野港第一突堤にて、バイエリアに不足している軽食・カフェの営業とともに、音楽を主とした芸術全般に多くの人達に触れてもらう機会を企画提供し、文化的啓発活動を通じて地域の活性化と豊かなまちづくりを目指す。</p> <p>現在、以下の 5 つの事業を展開している。</p> <p>①芸術に係るイベント・ワークショップ等の計画・誘致・運営及び会場としてのホール運営、②芸術に係るイベント等での、福祉施設等への慰問活動の計画・斡旋及び運営、③芸術祭・音楽祭等の参加型イベントの推進・支援、④まちづくり推進のための産直品・特産品等の物品販売、⑤日常的な賑わいの創出のためのカフェ営業</p> <p>この事業により、宇野港周辺の賑わいを創出するとともに、来街機会の増加や回遊性の向上が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 宇野港の未来を担う「小さな子供たちの手形」事業</p> <p>内容： 宇野港海岸沿い「小さな子供たちの手形」を残す</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～平成 28 年度</p>	<p>うの港 1 3</p>	<p>港の特性を活かした魅力づくりの一環として、平成 23 年度「宇野港海岸 高辺地区高潮対策事業」の工事施工に当たり、宇野港海岸沿いに未来を担う子供たちの備前焼手形を、親水公園海岸沿いに張り付けた。完成後は、写真展やお披露目会の他その子供と家族による定期的なイベントを開催する。この「小さな子供たちの手形」を残すことによって、宇野港への愛着、にぎわい創出、憩いの場を醸成する。</p> <p>この事業により、市民参加によるアートをテーマとした活性化を図ることが期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【応募資格】玉野市内の2歳～6歳児</p> <p>【仕様】 備前焼（粘土板※縦横 20cm 厚さ 2cm 手形を押し、護岸壁の面に貼り付ける。</p> <p>【応募方法】メールにて申込</p> </div>		<p>市支援制度（協働のまちづくり推進事業）の活用を想定</p>
<p>事業名： 玉野市サイクリングマップ作成事業</p> <p>内容： 名所や観光スポットを巡るガイドマップの作成</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～平成 28 年度</p>	<p>玉野市観光協会</p>	<p>JR 宇野駅そばの産業振興ビルを拠点とし、①築港・宇野コース ②東海岸後閑コース ③玉・奥玉コース、の3ルートでサイクリングマップを作成する。産業振興ビルのレンタルサイクルを利用し、海岸線の景色を楽しみながら、ルートごとの名所や観光スポットを巡るガイドマップを作成する。</p> <p>この事業は、エリア内レンタルサイクル運営事業とも連動を図ることが可能であり、来街者の回遊性を高めることが期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： とんぼ玉体験事業 内容： とんぼ玉体験と技術向上のための作品づくり 実施時期： ～平成 28 年度	玉野とんぼ玉クラブ	築港商店街における空き店舗を活用し、とんぼ玉体験と技術向上のための作品づくりを行っている。平成 17 年 4 月から開催しており、会員数は岡山・倉敷を中心に 100 人以上になる。 この事業により、築港商店街に空き店舗解消とともに、アートをテーマとした活性化を図ることが期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。		
事業名： 体験アートデー事業 内容： 作家の指導によるオリジナル作品の作成体験 実施時期： ～平成 28 年度	駅東創庫	作家(染色・ガラス(キルンワーク)・陶芸・組紐など)による丁寧な指導のもとに自分だけのオリジナル作品の作成を体験できる。平成 19 年 10 月から駅東創庫で開催している。 この事業により、中心市街地のアートの魅力を高め、観光客の増加につながることを期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 宇野港アート関連支援事業 内容： 地元芸術作家によるアート活動 実施時期： ～平成 28 年度	宇野港土地 ㈱	<p>現在の駅東創庫においては、アーティストの製作活動とともに、9 工房とギャラリー1室が常設している。現在の駅東創庫のスキームを確立させ、その発展型を考えるとともに、テーマに沿った作品表現の場所を提供する。</p> <p>また、築港商店街の移住者交流拠点とも連携したアートイベントにより、直島へのアートを目的とした観光客の取り込みを図る。</p> <p>この事業により、アートを通じての地域の賑わい創出、若手アーティストに創作場所を提供し、中心市街地のアートの魅力を高め、活力向上に貢献することができる。また、新たな観光事業としても期待できることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【敷地面積】 ・2,281 ㎡ 【延床面積】 ・1,357 ㎡</p> </div>		
事業名： 海に見える午後コンサート開催事業 内容： ギターとヴォーカルによるコンサート 実施時期： ～平成 28 年度	海に見える午後コンサート実行委員会	<p>ギターとヴォーカルによるコンサートを駅東創庫で開催している。年間 2～3 回開催しており、毎回 60～80 人の集客がある。宇野港地区の賑わい創出と市民の憩いの場を創出している。</p> <p>この事業により、中心市街地の賑わいと魅力の向上を図ることができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： みんなで歌う ーノの会開催 事業 内容： ピアノの伴奏 に合わせて会 場の参加者と 歌う参加型イ ベント 実施時期： ～平成 28 年度	みんなで歌 ーノの会	<p>ピアノの伴奏に合わせて会場の参加者と歌う参加型イベントで、駅東創庫で開催している。年間4回開催しており、宇野港地区の賑わい創出と市民の憩いの場を創出している。100～140人の集客がある。</p> <p>この事業により、中心市街地の賑わいと魅力の向上を図ることができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		
事業名： クリスマスの 子供音楽会開 催事業 内容： クリスマスに 開催する子ど も向け音楽会 実施時期： ～平成 28 年度	宇野港土地 ㈱	<p>クラリネット、ホルンの合奏など、演奏子どもたちが楽器と楽しんでもらうイベントを開催している。毎年12月に駅東創庫で開催している。50～60人の集客があり、宇野港地区の賑わい創出と市民の憩いの場を創出している。</p> <p>この事業により、中心市街地の賑わいと魅力の向上を図ることができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		
事業名： ロケーション 事業 内容： 第一突堤周辺 にて、ロケーシ ョンを実施 実施時期： 平成 22 年度～ 平成 28 年度	ダイヤモン ド瀬戸内マ リンホテル	<p>瀬戸内の多島美を背景に、魅力ある緑地として整備されたうのポートパークは、ウエディング写真の前撮りなどのロケーション地として要望され、本事業を平成22年9月に実施した。今後、瀬戸内の多島美を写景するスポット、ロケーション地として位置付け、積極的にPRすることにより事業の定着化を図る。</p> <p>この事業により、宇野港の周知と来街者の増加、さらにエリア外の観光施設との連携による回遊を図ることができることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 宇野港ポートセールス強化事業 内容： クルーズ客船等の寄港誘致と広域クルーズの構築 実施時期： ～平成 28 年度	玉野市 宇野港航路誘致推進協議会 宇野港振興協会 みなとオアシス宇野	<p>宇野港は近年整備された数万トン級の大型旅客船が寄港できるバースを有しており、現在、大型客船の誘致等に取り組んでいる。</p> <p>今後、さらに、この客船バースを活かして、海からのアプローチによる賑わい創出を推進するために、ポートセールスにおいて、「クルーズせとうち」の立ち上げを検討しており、神戸・高松・広島・北九州港との連携により新規ルートの招致を図るなどの、広域的な取り組みを実施する。</p> <p>この事業により、新たな観光事業を生むことが期待でき、観光客の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	支援措置の内容： 瀬戸内・海的路ネットワーク協議会助成 実施時期： 平成 24 年度～	
事業名： マリンカード事業 内容： ポイントカード、イベント、歳末大売り出しなどの共同事業 実施時期： ～平成 28 年度	玉野マリンカード協同組合	<p>宇野、築港 26 店舗（玉野市全域 94 店舗）が加盟し、平成 7 年 12 月より実施している。ポイントカード事業、イベント事業、歳末大売り出し事業に取り組み、組合員の相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な共同事業を行いもって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。</p> <p>全市的な店舗の共同による事業として、商業活性化に資する取組として市民に普及しており、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”につながる事業として必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 宇野港観光事業 内容： 「たまの産・観・美ツアー」の新バージョンツアーの実施 実施時期： ～平成 28 年度	(社)玉野市観光協会	宇野港第一突堤大型客船バースが供用開始された平成 18 年度から玉野商工会議所が「たまの産・観・美ツアー」を実施していた。この取り組みが評価されたことによって、中小企業地域資源活用法に基づき、「玉野の進水式」という登録名で地域資源に認定（21 年度）された。その後、平成 19 年度より(社)玉野市観光協会が同ツアーを継続実施し、好評を得ているが、3 年毎開催の瀬戸内国際芸術祭もあることから、瀬戸内の海に親しみ、産業観光やアートなどを堪能できる新バージョンツアーを実施していく。具体的には従来の岸壁から見る進水式ではなく、海上のクルーズ船から進水式が見れるようにしたり、ホテルでのランチバイキングやアート巡りもセットする企画とする。 この事業により、アートポートとしてのブランド化やアートやツアーを目的とした観光客の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。	支援措置の内容： 中国みなとオアシス協議会支援 実施時期： 平成 24 年度～	
事業名： 宇野港歴史マップ作成・PR 事業 内容： 外国人等への宇野港・玉野市の PR のためのマップ作成と IT(インターネット)による情報発信 実施時期： ～平成 28 年度	うの港 13 (一部 NPO 法人スマイルネット玉情協に委託)	2013 年開催の瀬戸内国際芸術祭も視野に入れ、英語版宇野港歴史マップを作成し、宇野駅、三井造船㈱等事業所、宿泊施設など玉野市を訪れる外国人のロコミを活用し、宇野港・玉野市の PR を行う。 この事業により、歴史、観光、産業、飲食、特産品などの情報を外国人に提供するで、帰国後、ロコミによる第二次集客が図れる可能性があるとともに、観光客の増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 玉野みなと芸術フェスタ</p> <p>内容： アートをテーマとした地域住民、アーティスト、観光客等との交流によるイベント</p> <p>実施時期： ～平成 28 年度</p>	<p>玉野みなと芸術フェスタ実行委員会</p>	<p>地域の歴史・文化とアートを融合し地域の個性と魅力を引き出すとともに、地域住民、アーティスト、観光客等との交流、寛ぎ空間を作り、地域にパワーを生み出すために、①中心市街地を会場としてアーティスト&市民協働で行うアート展、②既存施設で行うアートイベント、③シンポジウム&ワークショップなどを実施する。</p> <p>この事業により、アートを目的とした来街者の増加と回遊性の向上が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 福武教育文化振興財団「文化振興支援事業」</p> <p>実施時期： 平成 24 年度</p>	
<p>事業名： 宇野港芸術映画座上映シリーズ</p> <p>内容： 「ライフ、アート、フィルム」をテーマとし映画紹介、上映</p> <p>実施時期： ～平成 28 年度</p>	<p>UNO PORT ART FILMS</p>	<p>「ライフ、アート、フィルム」をテーマに、珠玉の映画を集め紹介し、映画の芸術性、映画が市民の生活に確かな形で持つ芸術的、精神的パワーを伝えることを目的として、古今東西の珠玉の作品、岡山/瀬戸内に縁のある作品を上映するとともに国内外の制作者と観客間の直の対話を実現する。また、上映/プロモーション/Q&Aを全て日英両言語で開催する。</p> <p>この事業により、アートをテーマとしてのブランド化とともに、アートを目的とした来街者の増加と回遊性の向上が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>	<p>支援措置の内容： 福武教育文化振興財団「文化振興支援事業」</p> <p>実施時期： 平成 24 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： みなとの賑わい施設運営事業 内容： アートや音楽等に関わる多目的施設の運営 実施時期： 平成 26 年度～平成 28 年度	玉野市観光協会	<p>宇野港第一突堤にある空きテナントを多目的施設として活用し、アートや音楽に関わるイベントや作品展示などの活動を支援する。</p> <p>この事業により、宇野港周辺の賑わいを創出するとともに、来街機会の増加や回遊性の向上が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現のために必要である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地内には市の交通拠点でもある宇野港と JR 宇野駅がある。宇野港については、ここ数年、乗降人員の増減を繰り返しているものの、JR 宇野駅利用者数や、市内を走るバス利用者数は減少傾向にある。

市民意向調査では、中心市街地への交通手段は、「自家用車」が 74%を占めるとともに、観光客においても「自家用車」が約 60%となっており、公共交通の利用ニーズが減少していることがうかがえる。

一方で、中心市街地の高齢化対策や歩いて暮らせるまちづくりが求められるなか、中心市街地内を回遊し、郊外と中心市街地を結ぶ利便性の高い公共交通体系に見直しが求められる。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

このような状況を踏まえ、中心市街地内における各種取り組みや効果的かつ一体的に推進するため、市内と中心市街地を回遊する交通体系の見直しに取り組む。また、宇野港・玉野の PR を目的として、コミュニティバスにおいてはラッピング事業に取り組み、中心市街地内の事業を一体的に推進する。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じていくものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： コミュニティバス停留所整備事業 内容： コミュニティバス停留所の整備 実施時期： 平成 28 年度	玉野市	中心市街地の回遊性を高めるために、コミュニティバスの停留所を整備し、市民や来街者が公共交通を利用しながら安全に回遊できるための市街地整備を行う。 この事業により、市民や来街者が中心市街地内を安全に回遊することができることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいが住みよいまちづくり”と“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて、中心市街地内の事業を一体的に推進する事業として必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（玉野市中心市街地活性化地区）） 実施時期： 平成 28 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： コミュニティバス事業 内容： 新しいコミュニティバス体系の導入に向けた社会実験 実施時期： 平成 24 年度～平成 28 年度	玉野市	玉野市のコミュニティバスは平成 11 年度より運行を開始してきたが、利用者は減少傾向が続いてきた。 このコミュニティバスをより利便性の高いものとし、平成 25 年度から新しいコミュニティバス体系を本格導入するため、基礎調査と計画策定、本格運行などを実施する。 この見直しに際しては、中心市街地内の移動の利便性、回遊性を高めるため、便数の増加や中心市街地内移動のワンコイン化及び、高齢者に向けての低料金化を検討する。	支援措置の内容： 地域公共交通確保維持改善事業 実施時期： 平成 24 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		この事業により、市内各地から中心市街地への公共交通による来街を促進するとともに、JR 宇野駅及び宇野港から市役所を含む約70ha の中心市街地の回遊性の向上が見込まれることから、“生活と福祉が充実し、ふれあいがある住みよいまちづくり”と“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて、中心市街地内の事業を一体的に推進する事業として必要である。		

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： コミュニティバスラッピングPR事業 内容： 市コミュニティバスへのラッピングと車内宣伝 実施時期 平成24年度～	玉野市	現在、市内を運行している市コミュニティバスであるシーバスに、“市のイメージキャラクターである”ののちゃん”のキャラクターイラストをラッピングする他、車内での中吊り広告等を活用し、中心市街地内の見どころやイベント等の積極的なPRを行うことにより、集客・魅力化を図る。 この事業により、“ののちゃんの街”としてのブランド化を図ることができるとともに、一般市民の誘引と、観光客の利用増加が見込まれることから、“まちの魅力が連携し、人が集い行き交うまちづくり”の実現に向けて、中心市街地内の事業を一体的に推進する事業として必要である。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

◆全体に関わる事業

- ・歩行専用サイン設置事業
- ・カラー舗装事業
- ・コミュニティバス低床型整備事業
- ・街路灯設置事業
- ・四コマ漫画家の設置事業
- ・アートモトモメント設置事業
- ・中心市街地開発支援等並びに創出事業
- ・たまのおんまめしPR事業
- ・コミュニティバスラッピングPR事業
- ・地元特産品とてきり開発事業
- ・地元特産品当城元強化事業
- ・空き店舗台帳の設置、情報提供事業
- ・玉野まつり おどり大会事業
- ・マリノカート事業
- ・宇野港歴史マップ作成・PR事業
- ・たまの地域人づくり大学」事業
- ・まちづくり講座事業
- ・安心・活力・ささあいのまちづくりモデル事業
- ・中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業
- ・第一種大規模小売店舗立地法の格別区域の設定

◆回遊に関わる事業

- ・のちやんとアートの街、回遊事業
- ・のちやんとアートなさんぽみち・ぐるり回遊マップ作成事業
- ・エリア共通お買い物券の発行事業
- ・一店選品事業
- ・エリア内レンタルサイクル運営事業
- ・サイクリングマップ作成事業
- ・市内病院との連携健康増進事業
- ・いざいさ健康増進事業
- ・街なか健康ウォーキングコース回遊事業
- ・街なか健康ウォーキングマップ作成事業
- ・コミュニティバス事業

◆栄港商店街

- ・商店街再生プロジェクト事業
- ・クリエイティブ交流拠点設置・運営事業
- ・海の日に栄港夜市事業
- ・玉野みなと芸術フェスタ事業
- ・たんぼ五体験事業

◆栄港商店街エリア

- ・いしいのさいちら展覧会事業
- ・4コマ漫画づくりのさんコンテスト事業
- ・山田家そっくりのさんコンテスト事業
- ・のちやんとグッスの販売事業
- ・のちやんとグッスの販売普及啓発事業

◆JR宇野駅

- ・観光案内機能強化事業

◆駅東側

- ・体験アート事業
- ・海の見える午後コンサート開催事業
- ・みんなで歌うワーノの会開催事業
- ・クリスマスの子供音楽会開催事業

◆宇野港第一突堤

- ・親水公園整備事業
- ・宇野港の未来を担う「小さな子供たちの手形」事業

◆宇野港第二突堤

- ・瀬戸内温泉「たまの湯」事業
- ・瀬戸内・海のホテル事業
- ・商業施設開発事業
- ・高齢者向け賃貸住宅整備事業
- ・こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業
- ・シニア向け住宅整備事業

◆宇野港第一突堤

- ・ロケーション事業
- ・ハーバーランドコンゴルト事業

◆宇野港エリア

- ・宇野港ポータルセーラーズ強化事業
- ・宇野港 海風ウォーキング事業
- ・宇野港ゆめ市場運搬事業
- ・宇野港アート関連支援事業
- ・宇野港観光事業
- ・宇野港芸術映画上映シリーズ
- ・たまの港フェスティバル事業
- ・カフェ＆ライブハウス運営事業
- ・朝市開催事業
- ・海の駅シーサイドマート「ハーベキュー広場」整備事業
- ・みなこの賑わい施設運営事業

◆中心市街地活性化区域

- ・中央公園
- ・中央公園魅力化整備事業
- ・THE 遊ING UNO開催事業

◆栄港商店街エリア

- ・宇野港ポータルセーラーズ強化事業
- ・宇野港 海風ウォーキング事業
- ・宇野港ゆめ市場運搬事業
- ・宇野港アート関連支援事業
- ・宇野港観光事業
- ・宇野港芸術映画上映シリーズ
- ・たまの港フェスティバル事業
- ・カフェ＆ライブハウス運営事業
- ・朝市開催事業
- ・海の駅シーサイドマート「ハーベキュー広場」整備事業
- ・みなこの賑わい施設運営事業

◆宇野港第一突堤

- ・ロケーション事業
- ・ハーバーランドコンゴルト事業

◆宇野港第二突堤

- ・親水公園整備事業
- ・宇野港の未来を担う「小さな子供たちの手形」事業

◆宇野港エリア

- ・瀬戸内温泉「たまの湯」事業
- ・瀬戸内・海のホテル事業
- ・商業施設開発事業
- ・高齢者向け賃貸住宅整備事業
- ・こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業
- ・シニア向け住宅整備事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 玉野市における庁内の推進体制について

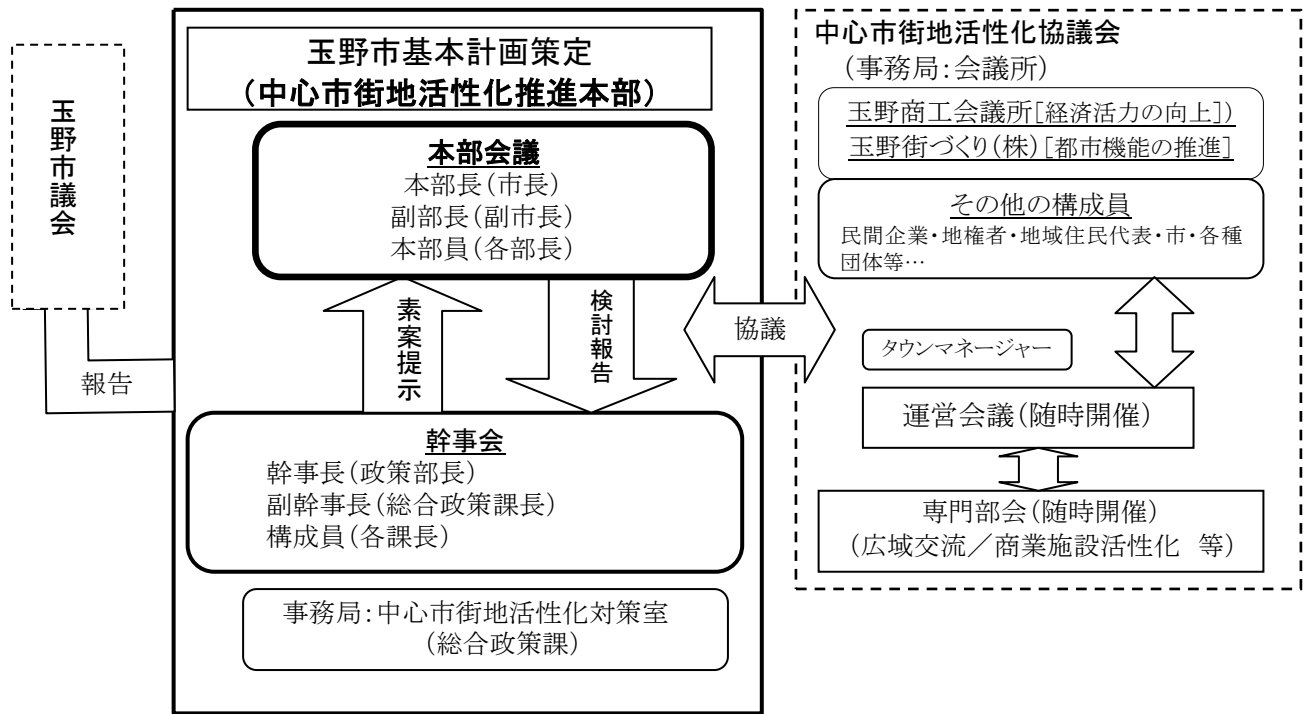
① 中心市街地活性化対策室の設置（総合政策課内）

平成21年7月1日に、中心市街地活性化を担当する部署として、産業振興部商工観光課内に「中心市街地活性化対策室」を新設し、専任職員1名を配置した。さらに、平成22年4月1日には、庁内を総合的かつ一体的に総括し推進するために、当該対策室を総務部総合政策課へ移管し、平成23年4月1日から政策部総合政策課プロジェクト対策室に変更した。また、平成25年11月1日には室名を中心市街地活性化対策室に変更した。

② 玉野市中心市街地活性化推進本部の設置

各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織「玉野市中心市街地活性化推進本部」を、平成21年9月1日に設置している。

■体制図



推進本部	政策部・財政部・社会福祉部・産業振興部・建設部・教育委員会
幹事会	総合政策課・協働推進課・財政課・子育て支援課・福祉政策課・商工観光課・土木課・都市計画課・教育総務課・社会教育課
専門部会	広域交流拠点整備部会・商店街活性化整備部会・商業施設活性化整備部会・どてきり部会・いしいひさいち部会・みなと部会・うのづくり実行委員会

■玉野市中心市街地活性化推進本部の構成

本 部 長		市 長
副 本 部 長		副 市 長
本部員	政 策 部	部 長
	総 務 部	部 長
	財 政 部	部 長
	市民生活部	部 長
	社会福祉部	部 長
	産業振興部	部 長
	建 設 部	部 長
	教育委員会	教育次長
事務局	政策部総合政策課	

■同幹事会の構成員

幹事長	政策部	部 長
副幹事長	総合政策課	課 長
幹 事	協働推進課	課 長
	財 政 課	課 長
	子育て支援課	課 長
	福祉政策課	課 長
	商工観光課	課 長
	土 木 課	課 長
	都市計画課	課 長
	教育総務課	課 長
	総合文化センター	館 長
事務局	総合政策課	

■玉野市中心市街地活性化推進本部における検討経緯

日時	検討議題等
平成21年9月1日	第1回玉野市中心市街地活性化推進本部会議
平成21年10月1日	第2回玉野市中心市街地活性化推進本部会議
平成22年7月30日	第3回玉野市中心市街地活性化推進本部会議

■同 幹事会における検討経緯

開催日時	検討議題等
平成21年10月20日	第1回玉野市中心市街地活性化推進本部幹事会

③その他

■宇野港湾連絡調整会議

開催日時	検討議題等
平成22年6月2日	平成22年度第1回宇野港湾連絡調整会議
平成22年9月28日	平成22年度第2回宇野港湾連絡調整会議
平成23年2月17日	平成22年度第3回宇野港湾連絡調整会議
平成23年8月17日	平成23年度第1回宇野港湾連絡調整会議

■中心市街地活性化基本計画にかかる調整会議

開催日時	検討議題等
平成22年4月28日	第1回調整会議（総務部・産業振興部・建設部）
平成22年10月29日	第2回調整会議（総務部・産業振興部・建設部）
平成22年12月27日	第3回調整会議（総務部・産業振興部・建設部）
平成23年2月16日	第4回調整会議（総務部・産業振興部・建設部）
平成23年3月28日	第5回調整会議（総務部・産業振興部・建設部）
平成23年5月12日	第6回調整会議（政策部・産業振興部・建設部）
平成23年8月26日	第7回調整会議 （政策部・総務部・産業振興部・建設部）

(2) 市町村の中心市街地の活性化の取組に対する診断・助言事業

平成21年度の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（経済産業省）」に採択され、活性化協議会の委員及び一般市民を対象にしたワークショップ、報告会を下記のとおり開催した。

項目	実施時期	内容	参加者 (関係者含む人数)	備考
第1回 意見交換会 ・事務局 ・専門家 (今井晴彦) (大東行人)	第1部 8月12日(水) 13:00~15:00 産業振興ビル 3F 技術研修室	幅広く庁内関係各課との意見交換 ・中心市街地活性化とコンパクトシティ ・中心市街地活性化 ための今後の取組	・庁内関係各課 (20名)	中心市街地活性化とコンパクトシティについて 専門家による現地視察
	第2部 8月12日(水) 15:00~17:00 同	民間事業者との意見交換 ・民間事業計画について ・中心市街地活性化計画申請時期について ・型サポート事業との住み分け	・庁内関係各課 ・中活協議会 ・商工会議所 ・まちづくり会社 ・商店街・事業者 (19名)	
●第1回 現地勉強会 ・事務局	第1部 9月29日(火) 14:00~15:30 産業振興ビル 3F 技術研修室	●グループインタビュー 地域資源、人材を発掘し、活性化のキ ーポイントとなる事項を探索する	玉野芸術フェスタ実 行委員関係者 (8名)	ワークショップ形式 で意見交換
	第2部 16:00~17:00 同	●幅広く民間事業者との意見交換 ・中心市街地の強み・弱み分析 ・中心市街地アンケート調査速報報告	・中活協議会 ・商工会議所 ・まちづくり会社 ・商店街・事業者 (15名)	・本市中心地の強みと 弱み分析 ・来街者アンケート調 査結果の速報
●第2回 意見交換会 ・事務局 ・専門家 (今井晴彦) (大東行人)	第1部 10月1日(木) 13:30~15:30 玉野市役所 大会議室	●幅広く庁内関係各課との意見交換 ・中心市街地活性化の取組の現状 ・中心市街地活性化の位置付け ・中心市街地の重点課題の抽出 ・今後の診断助言事業の進め方討議 ・中心市街地の強み・弱み分析 ・中心市街地アンケート調査速報報告	・庁内関係各課 (15名)	・本市中心地の強みと 弱み分析 ・来街者アンケート調 査結果の速報 ※第2回玉野市中心 市街地活性化推進 本部会議での意見 交換
	第2部 10月2日(金) 10:00~12:00 産業振興ビル 3F 交流サロン	●まちづくりに携わる市民との意見交換 ・中心市街地活性化の取組の現状 ・中心市街地の重点課題の抽出 ・中心市街地の強み・弱み分析 ・中心市街地アンケート調査速報報告 ・地域資源(アート)を通じたまちづく りの事例説明 ・どのようなまちにしてい きいか	・まちづくり関係者 築港西コミュニティ パウハウス管理者 商店街事業主 芸術家 他 (18名)	・本市中心地の強みと 弱み分析 ・アートによるまちづ くり他地域事例の 紹介
第2回 現地勉強会	11/12(木) 13:30~14:30	・事前打ち合わせ	・担当課	
第3回 意見交換会 ・事務局 ・専門家 (今井晴彦) (大東行人)	第1部 11/12(木) 14:30~16:30 築港パウハウス	・玉野市で活用できる地域資源について の意見交換 テーマ:消費生活・産業観光など	消費者団体+子育て中 主婦+観光ボランテ ィア+三井造船福利 厚生担当課長他 (16名)	
	第2部 11/13(金) 10:00~12:00 会議所役員室	・主要三事業の進捗確認	各事業団体 メルカ・宇野港土 地・築港ミ二再開発 事業(7名)	・経済産業省への報 告・専門家とのヒア リング 談
報告会 ・専門家 ・事務局 (大東行人)	H22.1.25(月) 13:30~15:30 産業振興ビル 3F 展示会議室	・専門家からの助言診断の報告 ・市民4名による「 <small>ハ</small> 補 <small>デ</small> イ <small>カ</small> ヲ <small>ヨ</small> 」 [中心市街地の再生に期待すること] ・市の今後の取組の「向」発表	庁内関係各課 事業者 幅広い市民 (106名)	・診断・助言事業の 趣旨と経緯につい て ・専門家による報告 ・市長の決意表明

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 玉野市中心市街地活性化協議会の概要

①組織の概要

まちづくりの推進組織である玉野街づくり（株）と玉野商工会議所が設立発起人となって、平成 21 年 4 月 30 日に玉野市中心市街地活性化協議会を設立している。協議会の構成員、規約、会議録については、ホームページに公表し、会議は原則公開することとしている。

協議会と本市は、本基本計画に定める事項に関して、随時協議を行っている。
また、各事業を具体的に検討するために、随時、運営会議を開催している。

②事務局

構成員である玉野商工会議所に事務局を設置し、協議会 の運営を行っている。

事務局の体制は専任職員 1 名と兼務 1 名、タウンマネージャー（常勤）1 名の構成で、タウンマネージャーについては、平成 23 年度からは、従来の非常勤の専門家に代わり、専任者にあってもらっている。

③中心市街地活性化法第 15 条第 4 項、第 5 項の規定への適合

設立から現在までのところ、玉野市中心市街地活性化協議会へ参加の申し出があった団体は全て参加をいただいております、参加の申し出を拒んだことはない。

(2) 構成員、開催状況、規約に関する資料

①玉野市中心市街地活性化協議会構成員について

法令根拠	構成員	委員
法第15条第1項 (商工会議所)	玉野商工会議所	会頭【会長】
		総務委員会委員長
		青年部会長
		女性会会長
		専務理事
第15条第1項 (まちづくり会社)	玉野街づくり株式会社	代表取締役【副会長】
法第15条第4項 (市等)	玉野市	副市長
	玉野市総務部	部長
	玉野市建設部	部長
	玉野市産業振興部	部長
第15条第4項 (商業者)	玉野市商店団体連合会	副会長
	築港商店会	会長
	宇野港商店街振興組合	副理事長
第15条第4項 (交通関係)	西日本旅客鉄道(株)岡山支社企画課	課長
	四国汽船(株)宇野支店	支店長
	旭自動車(株)	相談役
	両備ホールディングス(株)両備バスカンパニー	玉野営業所長
第15条第4項 (地権者)	宇野港土地(株)	専務取締役
第15条第4項 (住民代表)	築港西コミュニティ協議会	会長
	宇野地区連合会自治会	会長
第15条第8項 (地域経済)	三井造船(株)	総務部長
	(株)エルシオ	総務部長
	駅東工業会	幹事
	(社)玉野青年会議所	理事長
	(株)中国銀行	宇野支店長
おかやま信用金庫	玉野営業部長	
第15条第8項 (観光)	(社)玉野市観光協会	専務理事
第15条第8項 (教育)	玉野総合医療専門学校	校長
	玉野商業高等学校	校長
オブザーバー	経済産業省 中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課	課長
	(独)中小企業基盤整備機構中国支部地域振興課	課長
	国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所	所長
	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局	次長
	玉野海上保安部	部長
	玉野警察署	署長
	岡山県産業労働部経営支援課	課長
	岡山県土木部都市計画課	課長
	岡山県土木部港湾課	課長
	岡山県中小企業団体中央会連携支援課	課長
	(株)日本政策投資銀行岡山事務所	所長
	(株)FBCまちづくり研究所	代表取締役所長

②開催状況について

■玉野市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催日時	検討議題等
平成 21 年 4 月 30 日 第 1 回玉野市中心市街地活性化協議会設立総会	<ul style="list-style-type: none"> ・規約制定について ・組織体制について ・事業計画, 収支予算について
平成 21 年 12 月 22 日 第 2 回協議会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・玉野市中心市街地活性化区域および整備計画(修正案)について ・協議会運営会議および民間事業案途中報告について ・協議会設立および基本計画認定状況及び中小機構〇型サポート事業(築港街区再開発構想)の報告について・
平成 22 年 4 月 22 日 第 3 回協議会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度事業報告並びに決算書について ・平成 22 年度事業計画(案)並びに予算書(案)について ・監事選任について ・玉野市中心市街地活性化基本計画(案)策定について ・最新の中心市街地活性化協議会及び基本計画認定状況について
平成 23 年 3 月 30 日 第 4 回協議会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画素案について
平成 23 年 5 月 27 日 第 5 回協議会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業報告並びに決算書について ・平成 23 年度事業計画(案)並びに予算書(案)について ・玉野市中心市街地活性化基本計画概要版について ・最新の基本計画認定状況及び管内の中活動向について
平成 24 年 1 月 13 日 平成 23 年度協議会全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・玉野市中心市街地活性化基本計画の認定状況について ・玉野市中心市街地活性化基本計画の概要について ・玉野市中心市街地活性化基本計画への意見書について ・平成 24 年度補助事業(戦略補助金)の個別申請について ・最新の基本計画認定状況及び管内の中活動向について
平成 24 年 5 月 9 日 平成 24 年度第 1 回協議会全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の認定及び補助金の採択結果について ・平成 23 年度事業報告並びに決算書について ・平成 24 年度事業計画(案)並びに予算書(案)について

平成 25 年 1 月 17 日 平成 24 年度第 2 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案） について ・ タウンマネージャーの設置について ・ 最新の中活動向などについて
平成 25 年 5 月 9 日 平成 25 年度第 1 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度事業報告並びに決算書につ いて ・ 平成 25 年度事業計画（案）並びに予算 書（案）について
平成 26 年 1 月 29 日 平成 25 年度第 2 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案） について ・ タウンマネージャーの設置について
平成 26 年 5 月 14 日 平成 26 年度第 1 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度事業報告並びに決算書につ いて ・ 平成 26 年度事業計画（案）並びに予算 書（案）について
平成 27 年 2 月 5 日 平成 26 年度第 2 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案） について ・ タウンマネージャーの設置について
平成 27 年 5 月 21 日 平成 27 年度第 1 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案） について ・ 「海のホテル」調査事業の平成 27 年度中 心市街地再興戦略事業費補助金への申請に ついて ・ 平成 26 年度事業報告並びに決算書につ いて ・ 平成 27 年度事業計画（案）並びに予算 書（案）について
平成 28 年 2 月 4 日 平成 27 年度第 2 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案） について ・ タウンマネージャーの設置について
平成 28 年 5 月 24 日 平成 28 年度第 1 回協議会全 体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案） について

■協議会運営会議の開催状況

第 1回	運営会議	平成21年5月28日	第29回	運営会議	平成23年1月27日
第 2回	運営会議	6月 2日	第30回	運営会議	2月24日
第 3回	運営会議	6月25日	第31回	運営会議	4月27日
第 4回	運営会議	7月 9日	第32回	運営会議	5月18日
第 5回	運営会議	7月16日	第33回	運営会議	6月22日
第 6回	運営会議	7月30日	第34回	運営会議	7月20日
第 7回	運営会議	8月 6日	第35回	運営会議	9月28日
第 8回	運営会議	8月20日	第36回	運営会議	10月19日
第 9回	運営会議	9月 3日	第37回	運営会議	11月24日
第10回	運営会議	9月17日	第38回	運営会議	12月21日
第11回	運営会議	10月 1日	第39回	運営会議	平成24年1月6日
第12回	運営会議	10月15日	第40回	運営会議	4月25日
第13回	運営会議	10月29日	第41回	運営会議	6月20日
第14回	運営会議	11月12日	第42回	運営会議	9月27日
第15回	運営会議	11月26日	第43回	運営会議	12月27日
第16回	運営会議	12月10日	第44回	運営会議	平成25年4月11日
第17回	運営会議	平成22年1月22日	第45回	運営会議	7月25日
第18回	運営会議	2月18日	第46回	運営会議	12月19日
第19回	運営会議	3月18日	第47回	運営会議	平成26年4月17日
第20回	運営会議	5月19日	第48回	運営会議	7月25日
第21回	運営会議	6月24日	第49回	運営会議	12月25日
第22回	運営会議	7月22日	第50回	運営会議	平成27年8月20日
第23回	運営会議	8月19日	第51回	運営会議	12月21日
第24回	運営会議	9月16日	第52回	運営会議	平成28年1月28日
第25回	運営会議	10月14日	第53回	運営会議	5月24日
第26回	運営会議	10月28日			
第27回	運営会議	11月18日			
第28回	運営会議	12月16日			

■築港街区整備事業推進準備会の開催状況

準備会設立式		平成22年4月22日
第 1回	勉強会	平成22年5月25日
第 2回	経済産業省まちづくり会社支援事業ヒアリング	平成22年6月1日
第 3回	検討会	平成22年6月28日
第 4回	第1回「打ち合わせ会」	平成22年7月 6日
第 5回	経済産業省まちづくり会社支援事業第1回派遣検討会	平成22年7月30日
第 6回	第2回「打ち合わせ会」	平成22年8月10日
第 7回	第3回「打ち合わせ会」	平成22年9月1日
第 8回	第4回「打ち合わせ会」	平成22年9月27日
第 9回	経済産業省まちづくり会社支援事業第2回派遣検討会	平成22年9月27日
第10回	第5回「打ち合わせ会」	平成22年11月1日
第11回	経済産業省まちづくり会社支援事業第3回派遣検討	平成22年11月10日

■作業部会の開催状況

平成21年 7月2日	第1回どてきり部会
平成21年 7月28日	第2回どてきり部会
平成21年 8月7日	第1回いしいひさいち部会
平成21年 9月10日	第2回いしいひさいち部会
平成21年 9月25日	第3回どてきり部会
平成21年10月8日	第3回いしいひさいち部会
平成21年11月12日	第4回いしいひさいち部会
平成21年12月16日	第5回いしいひさいち部会
平成22年 1月21日	第6回いしいひさいち部会
平成22年 2月4日	第7回いしいひさいち部会
平成22年 2月25日	第8回いしいひさいち部会
平成22年 3月12日	第9回いしいひさいち部会
平成22年 4月16日	第1回アート部会
平成22年 5月13日	第2回アート部会
平成22年 5月24日	第1回みなと部会
平成22年 6月10日	第3回アート部会
平成22年 6月21日	第2回みなと部会
平成22年 6月28日	第10回いしいひさいち部会
平成22年 7月9日	第4回アート部会
平成22年 7月20日	第3回みなと部会
平成22年 8月12日	第5回アート部会
平成22年 8月17日	第4回みなと部会
平成22年 9月4日	第11回いしいひさいち部会
平成22年 9月9日	第6回アート部会
平成22年 9月17日	第5回みなと部会
平成22年 9月29日	第12回いしいひさいち部会
平成22年10月7日	第7回アート部会
平成22年10月12日	第6回みなと部会
平成22年11月2日	築港・いしいひさいち合同部会
平成22年11月11日	第1回広域交流拠点整備部会
平成22年11月11日	第8回アート部会
平成22年11月16日	第7回みなと部会
平成22年12月1日	第1回築港・アート合同部会
平成22年12月9日	第1回回遊性向上部会
平成22年12月14日	第13回いしいひさいち部会
平成22年12月17日	第8回みなと部会
平成22年12月22日	第2回回遊性向上部会
平成22年12月27日	第1回どてきり部会作業部会
平成23年 1月 6日	第2回どてきり部会作業部会
平成23年 1月11日	第1回たまの企画例会
平成23年 1月13日	第9回アート部会
平成23年 1月14日	第2回広域交流拠点整備部会
平成23年 1月25日	第2回築港・アート合同部会
平成23年 1月27日	第3回広域交流拠点整備部会
平成23年 1月28日	第9回みなと部会
平成23年 2月1日	第3回築港・アート合同部会
平成23年 2月3日	第4回広域交流拠点整備部会
平成23年 2月3日	第10回アート部会
平成23年 2月7日	第4回築港・アート合同部会
平成23年 2月8日	第1回広域交流拠点整備作業部会
平成23年 2月8日	第2回たまの企画例会
平成23年 2月15日	第5回築港・アート合同部会
平成23年 2月25日	第10回みなと部会
平成23年 3月10日	第11回アート部会
平成23年 3月28日	第11回みなと部会
平成23年 4月4日	第4回どてきり部会
平成23年 4月5日	第12回アート部会

平成23年 4月7日	第1回事務局会議
平成23年 4月12日	第13回いしいひさいち部会
平成23年 4月21日	第2回タウンマネジメント会議
平成23年 4月25日	第5回どてきり部会
平成23年 4月26日	第1回うのすくり実行委員会
平成23年 4月28日	第12回みなと部会
平成23年 5月10日	第3回事務局会議
平成23年 5月10日	第14回いしいひさいち部会
平成23年 5月12日	第13回アート部会
平成23年 5月19日	第13回みなと部会
平成23年 5月28日	第15回いしいひさいち部会
平成23年 5月31日	第4回事務局会議
平成23年 6月3日	第1回みなと展望台エリア
平成23年 6月3日	第2回うのすくり実行委員会
平成23年 6月7日	みなと展望台エリア(中小企業診断士)
平成23年 6月9日	第14回アート部会
平成23年 6月10日	第6回どてきり部会
平成23年 6月12日	移住プロジェクト地元説明会
平成23年 6月14日	第16回いしいひさいち部会
平成23年 6月16日	みなと展望台エリア(中小企業診断士)
平成23年 6月17日	経済産業局プレゼンテーション 対策会議
平成23年 6月24日	第3回うのすくり実行委員会
平成23年 6月28日	第14回みなと部会
平成23年 6月30日	第7回どてきり部会
平成23年 6月30日	みなと・まちづくり機構たまの 地元説明会
平成23年 7月 1日	みなと展望台エリア(中小企業診断士)
平成23年 7月 1日	事務局会議
平成23年 7月 8日	第5回タウンマネジメント会議
平成23年 7月12日	第17回いしいひさいち部会
平成23年 7月14日	みなと展望台エリア(中小企業診断士)
平成23年 7月14日	第15回アート部会
平成23年 7月21日	第15回みなと部会
平成23年 7月29日	第4回うのすくり実行委員会
平成23年 8月4日	みなと・まちづくり機構たまの 設立総会
平成23年 8月9日	第18回いしいひさいち部会
平成23年 8月29日	第16回みなと部会
平成23年 9月6日	みなと・まちづくり機構たまの
平成23年 9月7日	第5回広域交流拠点整備部会
平成23年 9月9日	第19回いしいひさいち部会
平成23年 9月22日	第17回みなと部会
平成23年 9月22日	みなと・まちづくり機構たまの
平成23年10月6日	第11回タウンマネジメント会議
平成23年10月11日	第20回いしいひさいち部会
平成23年10月13日	第16回アート部会
平成23年10月21日	第18回みなと部会
平成23年10月26日	第1回みなと・まちづくり機構 たまの理事会
平成23年11月10日	第12回タウンマネジメント会議
平成23年11月15日	第21回いしいひさいち部会
平成23年11月28日	第6回広域交流拠点整備部会
平成23年11月28日	第7回どてきり部会
平成23年11月30日	第19回みなと部会
平成23年12月13日	第22回いしいひさいち部会
平成23年12月25日	第20回みなと部会
平成23年12月27日	第13回タウンマネジメント会議
平成24年 1月10日	第23回いしいひさいち部会
平成24年 1月10日	第2回みなと・まちづくり機構 たまの理事会

以降、必要に応じて開催

③規約について

■玉野市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 玉野商工会議所及び玉野街づくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を共同で設置する。

(名称)

第2条 協議会は、「玉野市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を玉野市築港1-1-3玉野商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を目的とする。

- (1) 玉野市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画、並びにその実施に関し、必要な事項
- (2) 特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
 - ① 玉野市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出。
 - ② 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - ③ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
 - ④ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - ⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - ⑥ その他協議会の設立の目的に沿う事業
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
 - ① 市街地整備改善事業に関すること
 - ② 都市福利施設整備事業に関すること
 - ③ 街なか居住事業に関すること
 - ④ 商業活性化事業に関すること
- (3) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の構成)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 玉野商工会議所
- (2) 玉野街づくり株式会社
- (3) 玉野市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

(委員)

第7条 前条に規定する構成員が指名する者をもって委員とする。

委員は非常勤とする

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、玉野商工会議所会頭とする。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する者とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の組織)

第10条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(オブザーバー)

第11条 協議会は必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第12条 協議会の全体会議は、会長が召集する。

(会議の運営)

第13条 全体会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数以上の多数により決する。

4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(運営会議の設置)

第14条 協議会の協議・検討に必要な事項について協議するために、運営会議を設置する。

2 運営会議は、委員長、副委員長、運営委員で構成する。

3 委員長、副委員長、運営委員は、協議会の同意を得て会長が指名する。

4 運営委員長が必要と認めたときは、オブザーバーも出席できる。

5 運営会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 運営会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(タウンマネージャーの設置)

第15条 協議会は、意見調整を円滑にすすめ、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

(専門部会)

第16条 運営会議の下に専門部会を設置する。

2 専門部会は、具体的な計画内容の推進に関する協議を基に結果を運営会議に行う。

3 専門部会の正副部会長および部会委員は、運営委員長が協議会の事業内容に応じて選任する。

(経費)

第17条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、並びにその他収入によるものとする。

(監査)

第18条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第20条 協議会の事務を処理するため、協議会内に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、玉野商工会議所が処理する。

(解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、玉野商工会議所がこれを清算する。

(補 則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、平成21年4月30日から施行する。

(3) 地元関係者による体制

①玉野まちづくり研究会

本市の中心市街地における著しい衰退傾向を受け、平成20年度に、商業活性化のみならず都市機能の向上も含めた、抜本的な中心市街地活性化策の検討に入るため、市・会議所・商業団体並びに事業者が中心となって、中心市街地活性化協議会の設立に向けての準備会「玉野まちづくり研究会」を立ち上げ、先進事例の研究や本市の課題を抽出し、活性化の方向性と今後の活動内容について協議した。

②開催実績

日程	参加者数	主な研究内容	備考
第1回 (H20.4/28 開催)	32名	●研究会のオリエンテーション ●海外のまちづくりの経緯と事例	<input type="checkbox"/> 「なぜ中心市街地活性化なのか」をテーマに講演
第2回 (5/23 開催)	34名	●中心市街地活性化法に関する基本事項	<input type="checkbox"/> 法的な仕組みについての説明
第3回 (6/20 開催)	37名	●玉野市の現状について(ワークショップ)	<input type="checkbox"/> 「どんなまちなのか」についてグループで研究, 洗い出し
第4回 (7/16 開催)	32名	●玉野市の中心市街地活性化の区域設定・方向性について(ワークショップ)	<input type="checkbox"/> 「まちなかの資源・価値・機能」「まちの課題」についてグループで検討
第5回 (8/27 開催)	33名	●中心市街地活性化構想の意見交換(ワークショップ)	<input type="checkbox"/> 「どのようなまちにしたいのか」 講師案のたたき台を元にグループで研究
第6回 (9/29 開催)	35名	●「玉野市中心市街地活性化構想(案)」の提案と意見交換	<input type="checkbox"/> 中心市街地活性化プランの素案が講師から提案 <input type="checkbox"/> 活性化事業を4つのエリアに分けて具体的に検討
第7回 (11/11 開催)	37名	●「中心市街地活性化協議会」の設立について	<input type="checkbox"/> まちづくりの推進体制
第8回 (12/18 開催)	34名	●玉野市中心市街地活性化構想最終案(主要な活性化事業)の発表	<input type="checkbox"/> 本研究会のまとめ

(4) 商店街における中心市街地活性化事業の検討

築港商店街エリアの活性化事業の方向性を検討するにあたり、平成21年度に中小企業基盤整備機構の「C型サポート事業」を活用して、築港エリア街区構想と第1期事業（ミニ再開発）の事業提案を受けた。

■開催実績

	日時	主な研究内容
第1回	平成21年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討メンバー（案）について ・第1回目ヒアリングの日程調整について ・地元作業体制（組織）の確認 ・ニーズ調査の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・検討スケジュールについて
第2回	平成21年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・地元受け入れ検討メンバーについて ・第1回目検討会の日程調整について ・検討スケジュールについて ・第1回ヒアリングの打ち合わせについて ・今後について
第3回	平成21年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート方針と調査計画検討 ・事業内容・課題の確認 ・サポート内容の確認 ・地域分析、市民ニーズ調査内容の検討
第4回	平成21年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)エルジオ所有の建物見学 ・今後のアンケート調査企画書（案）について ・築港商店街 来街者アンケート（案）について
第5回	平成21年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会に向けてのC型サポート申請時の事業計画および申請後の変更案について
第6回	平成21年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・C型サポート申請時の事業計画および申請後変更案の説明 ・事業手法の検討 ・観光客調査・グループインタビューについて
第7回	平成21年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ中間報告について ・地元関係者動向報告 ・街区開発イメージについて ・事業スキームについて ・次回に向けての作業について
第8回	平成21年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズの調査報告について ・地元動向報告 ・第1期事業のスキームについて ・次回検討会開催について
第9回	平成21年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・地元動向報告 ・事業スキーム検討について ・街区開発イメージについて ・築港地区の商業のあり方について ・C型サポート報告書骨子（案）について ・次回報告会開催
第10回	平成21年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・地元動向報告 ・C型サポート事業最終報告について

(5) 玉野市中心市街地活性化協議会の意見

「玉野市中心市街地活性化基本計画（最終案）」に対し、協議会より以下の意見書が提出された。事業推進にあたって、事業の進捗状況・成果を検証し事業内容を見直ししながら推進するとともに、民間や関係機関と連携しながら、事業を実現することとする。

■玉野市中心市街地活性化基本計画（最終案）に関する意見書

平成24年 1月13日

玉野市長 黒田 晋 様

玉野市中心市街地活性化協議会

会長 三宅 照 正



玉野市中心市街地活性化基本計画（最終案）に関する 意見書

玉野市中心市街地活性化協議会は、玉野市中心市街地活性化基本計画（最終案）（以下「基本計画案」という。）について、概ね妥当であると判断します。

尚、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化の実現に向けて一層のご配慮をお願いします。

1. 基本計画案では、5年間という事業期間と数値目標を設置されていることから、事業主体による各事業の実施スケジュールにそった確実な実施が重要であると認識しています。つきましては、事業計画の進捗状況・成果については引き続き検証し、必要に応じて事業内容の見直しを検討していきますので、ご協力をお願いします。
2. 玉野市の正式なイメージキャラクターである「ののちゃん」を活用した新たな街づくりにおいて、更なる認知度の向上と具体的な事業実施のため、庁内に専門部局あるいはプロジェクトチームを設置するなど、民間との連携強化を図り強く推進していただくことを要請します。
3. 「みなと展望エリア」の事業につきましては、事業手法と内容の確定に向け検討中であることから、今後これらについても事業が具体化の際は、国・県と連携し強力な支援を要請します。
4. 今後3年ごとに瀬戸内国際芸術祭が開催されることから、地元においても新たな商店街の活動、アート関連事業、宇野港周辺の賑わい事業等今後検討される新規事業の掘り起こしが期待されます。つきましては、新規事業の追加についての協議と玉野市の積極的な支援および参加を要請します。
5. 国の基本計画認定後も、官民一体となった市街地活性化の取り組みを目指すため、引き続き国・県と連携し協議会に対しての強力な支援をお願いします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 中心市街地活性化シンポジウムの開催

平成20年度に経済産業省主催による「中心市街地活性化シンポジウム」を本市で開催した。このシンポジウムにおいて、同年度に「玉野まちづくり研究会」においてこれまでに取り組んできた中心市街地活性化の取組状況を紹介するとともに、パネルディスカッションを開き、市民をはじめ周辺自治体の関係機関、そしてまちづくりに関わる団体等に対して広く理解と周知を図った。

■開催実績

開催日時	場所	参加者数
平成21年2月13日	玉野総合文化センター	137名

(2) 地域のニーズの取組

①基本計画策定にあたってのアンケート調査の実施

地域ニーズを的確に把握するために、平成22年8月に、市民、中心市街地来街者に対して2つのアンケートとヒアリング調査を実施し、基本計画策定の参考とした。

②基本計画案に対する市民意見

市民の中心市街地に対する意識を把握するため、「玉野市中心市街地活性化基本計画（案）」への意見募集（パブリックコメント）を行いました。その結果、2件の意見が寄せられ、事業実施にあたっての最新技術の導入や設備に関する要望があり、今後の事業実施にあたっての参考とした。

実施期間：平成23年12月26日～平成24年1月13日

③国による「中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業」アンケート調査の実施

平成21年度に「来街者アンケート調査」と「郊外施設利用者アンケート調査」を実施し、基本計画の参考とした。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

○玉野市総合計画における都市機能の集積促進の考え方

玉野市総合計画（平成 19 年 4 月策定）では、基本構想（計画期間：平成 19 年度～平成 28 年度）において、「安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市」を将来像とし、商工業の振興による活性化や観光による賑わいの創出などによる市全域の活力の創出を目指している。その中でも中心市街地の活性化においては以下のように位置づけられている。

中心市街地が位置する宇野・築港地域の方向性として、「本市の中心市街地としての賑わいを取り戻すため、瀬戸内海の島しょ部との連携を図り、瀬戸内海の多島美をはじめ、直島、小豆島など近隣の豊富な観光資源を活用することで、宇野港を中心とした新たな観光ルートを構築するなど、宇野港の魅力アップを図る。さらには、大型客船の寄港に向け、ポートセールスの強化による航路誘致の推進と受入体制の確保に努め、観光客を増加させるとともに、築港商店街など周辺地域を活性化させることで、相乗的に賑わいを創出する。」と位置づけられている。

また、土地利用計画において、商業用地の利用の考え方として、「宇野駅周辺については、大型客船バースの完成など、宇野港再開発事業もほぼ完了し、今後は、本市の顔として中心市街地の形成が必要である。このため、民間による商業施設の整備を促進し、周辺商店街の活性化を図るなど、賑わいを創出しながら、新たな雇用の場を確保する。」と位置づけられている。

総合計画に基づき、瀬戸内海の観光資源と連携した宇野港の魅力アップにつながる環境整備、築港商店街の活性化、新たな商業施設の整備など、賑わいの創出につながる都市機能の集積を図っていく。

[2] 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積や適切な立地誘導を図るため、現在策定中の都市計画マスタープランとの整合を図りながら、郊外も含め計画的な土地利用方策を活用していくこととする。

本市の市街化区域は飛び地的に分布し、現状では郊外部においても大規模集客施設が立地する可能性があることから、大規模集客施設の立地が中心市街地活性化に与える影響を勘案し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するための特別用途地区の指定を行う。準工業地域における特別用途地区の都市計画決定及び条例制定は、平成 23 年 5 月に準工業地域における特別用途地区の都市計画決定の告示、平成 23 年 9 月に建築制限条例の制定を行った。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 未利用地の有効活用

①大規模な未利用地の有効活用

宇野港東側には 5.1ha の未利用地があり、中心市街地の空洞化の要因ともなっている。本計画に基づき、未利用地を活用した各種事業を実施し、中心市街地の賑わいの創出を図る。

【大規模な未利用地を活用する事業】

- ・ 瀬戸内温泉「たまの湯」事業
- ・ 瀬戸内・海のホテル事業
- ・ 親水公園整備事業
- ・ 商業施設開発事業
- ・ 高齢者向け賃貸住宅整備事業
- ・ こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業
- ・ シニア向け住宅整備事業

■宇野港東側の大規模な未利用地（5.1ha）



②商店街の未利用地の有効活用

商店街の空き地や空き店舗においては、空きビルを活用したいしいひさいち展覧会や空き店舗を活用した開業支援等を行い、中心市街地の賑わいや回遊性を生み出す地域のニーズにあった有効活用を図る。

【商店街の未利用地を活用する事業】

- ・ 商店街再生プロジェクト事業
- ・ 空き店舗台帳の設置・情報提供事業
- ・ いしいひさいち展覧会事業
- ・ 中心市街地開業支援等賑わい創出事業
- ・ 起業者育成チャレンジショップ事業

■商店街の空き店舗の分布【再掲】



※その他は住宅及び空地（駐車場含む）

(2) 中心市街地とその周辺における公共公益施設、福祉・医療施設の立地状況

中心市街地とその周辺には、公共公益施設が集積しているとともに、高齢者の生活に欠かせない福祉・医療施設が立地している。これらの施設は郊外等へ移転する計画はなく、都市機能の集積を活かしたまちづくりを進める。

■主要な公共公益施設の分布【再掲】



■主要な医療・福祉施設の分布【再掲】



(3) 大規模集客施設の立地状況

玉野市内における大規模集客施設の立地状況は、中心市街地活性化区域内に立地する「メルカ（天満屋ハピータウン玉野店）」のみとなっている。テナント・ミックス事業やメルカ・ミュージアム事業などにより、中心市街地内の商業の活性化を図る。

■10,000㎡以上の大規模集客施設の概要

名称	住所	開店年	店舗面積 (㎡)	駐車場 収容台数 (台)
メルカ（天満屋ハピータウン玉野店）	玉野市宇野 1-38-1	1993	13,958	850

[4] 都市機能の集積のための事業等

公共公益施設や福祉・医療施設の立地など、既に集積している生活利便施設を活用しながら、主に街なか居住の推進や商業の活性化に関する事業に取り組み、更なる都市機能の集積を図る。

■都市機能の集積のための事業

○4. 市街地の整備改善のための事業

- ・中央公園魅力化整備事業

○5. 都市福利施設を整備する事業

- ・テナント・ミックス事業

○6. 街なか居住を推進する事業

- ・高齢者向け賃貸住宅整備事業
- ・こだわりの戸建て賃貸住宅整備事業
- ・シニア向け住宅整備事業
- ・住宅コンバージョン事業
- ・安心・活力・ささえあいのまちづくりモデル事業

○7. 商業の活性化のための事業

- ・瀬戸内・海のホテル事業
- ・瀬戸内温泉「たまの湯」事業
- ・みなと展望レストラン事業
- ・商業施設開発事業
- ・テナント・ミックス事業【再掲】

○4から7までの事業及び措置と一体的推進する事業

- ・コミュニティバス事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① いしいひさいち 展覧会の移動展示

平成22年4月3日から10月31日までの土日・休日において、築港商店街の空き店舗を活用し、仮設のないしいひさいち展覧会を開催した。7月から10月にかけては、直島において国際芸術祭が開催されていたこともあり、多くの観光客が来館した。

また、平成22年11月以降は、市民や観光客に“ののちゃんの街”を広く周知・PRするために、市役所やメルカ、市内の観光施設などの各所において、いしいひさいち展覧会の移動展示に取り組んでいる。



【いしいひさいち展覧会】



【いしいひさいち移動展示会】

② チャレンジショップ「ルーキーズ」事業

市内の大型商業施設「メルカ」における新規創業支援策『チャレンジショップ構想』として、テナント借上料の一部を補助し、新規創業者の研修及び商業体験の場を提供することにより、新規創業者に対する支援を実施した（平成14年から平成18年の5か年のサンセット方式）。

[2] 都市計画との調和等

○玉野市総合計画との整合

玉野市総合計画（平成19年4月策定）では、基本構想（計画期間：平成19年度～平成28年度）において、「安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市」を将来像とし、商工業の振興による活性化や観光による賑わいの創出などによる市全域の活力の創出を目指している。その中でも中心市街地の活性化においては以下のように位置づけられている。

<地域の方向性 ー宇野・築港地域ー>

本市の中心市街地としての賑わいを取り戻すため、瀬戸内海の島しょ部との連携を図り、瀬戸内海の多島美をはじめ、直島、小豆島など近隣の豊富な観光資源を活用することで、宇野港を中心とした新たな観光ルートを構築するなど、宇野港の魅力アップを図る。さらには、大型客船の寄港に向け、ポートセールスの強化による航路誘致の推進と受入体制の確保に努め、観光客を増加させるとともに、築港商店街など周辺地域を活性化させることで、相乗的に賑わいを創出する。

<土地利用計画 ー商業用地の利用>

宇野駅周辺については、大型客船バースの完成など、宇野港再開発事業もほぼ完了し、今後は、本市の顔として中心市街地の形成が必要である。このため、民間による商業施設の整備を促進し、周辺商店街の活性化を図るなど、賑わいを創出しながら、新たな雇用の場を確保する。

<分野別計画 ー商工業を活性化させる>

中心市街地の活性化を図るため、総合的な施策展開を行い、既存の商業施設や周辺商店街の活性化につなげる。

○都市計画との整合

現在策定中である玉野市都市計画マスタープランにおいても、総合計画における土地利用計画を踏まえ、現行のマスタープランを総括しながら、本市の顔としての中心市街地の形成を位置づけ、計画的に中心市街地の活性化に取り組んでいくこととする。平成24年3月策定予定である。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p>	<p>意義及び目標に関する事項</p>	<p>中心市街地において、地域資源や都市機能が集積し、市民や観光客が滞在・回遊できるコンパクトなまちづくりを目指すことを記載している。 【1. [3] 中心市街地の課題と基本的な方針参照】</p>
	<p>認定の手續</p>	<p>本基本計画の内容については、玉野市中心市街地活性化協議会と玉野まちづくり研究会と協議を行い、意見を頂いている。 【9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項及び9. [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進参照】</p>
	<p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p>	<p>中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。 【2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明参照】</p>
	<p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p>	<p>庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会との関係、玉野まちづくり研究会との関係、現状分析や各種事業との連携・調整に取り組んでいます。 【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項参照】</p>
	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>公共公益施設や商業施設の集積などコンパクトな市街地形成に取り組むとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地制限に取り組むことを明確にしている。 【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項参照】</p>
	<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>玉野市総合計画、現在策定中の玉野市都市計画マスタープランなどと整合を図った計画となっています。 【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項参照】</p>

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「商業集積と求心性の向上」「中心市街地内の回遊性の向上」「街なか居住の推進」の2つの目標の達成に必要な事業を4. から8. において記載しています。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各種事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明しています。 【3. 中心市街地の活性化の目標参照】
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業において、事業主体は特定されており、4. から8. において記載しています。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、計画期間である平成28年度までに完了及び着手できる見込みのあるものです。